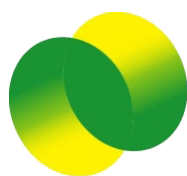


平成28事業年度業務実績報告書

平成29年6月



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

目 次

I	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1
II	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 総合的事項	14
	2 教育研究活動等の評価	22
	(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価		
	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価		
	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業	49
	(1) 施設費貸付事業		
	(2) 施設費交付事業		
	4 国から承継した財産等の処理	70
	(1) 旧特定学校財産の管理処分等		
	(2) 承継債務償還		
	5 学位授与	75
	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与		
	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与		
	(3) 学位授与事業についての広報		
	6 質保証連携	100
	(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組		
	(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組		
	7 調査研究	120
	(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究		
	(2) 調査研究の成果の活用及び評価		
III～VI	財務内容の改善に関する事項（中期目標Ⅳ）	153
	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
	IV 短期借入金の限度額		
	V 重要な財産の処分等に関する計画		
	VI 剰余金の使途		
	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	169

<参考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（平成28年度）

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成 27 年度予算に比較して 3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く。）について、平成 27 年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。

- 3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。

- 4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。

- ① 情報セキュリティポリシーの見直し等を図りつつ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。
- ② ITの積極的な活用を推進する。また、TV会議システム及びWeb会議システム等を活用し、情報伝達の迅速化、情報の共有化等に取り組む。

- 5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。

- ① 新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備する。
- ② 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。
- ③ 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。
- ④ 監事と連携の上、内部監査を行う。

さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。

- ⑤ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。
- ⑥ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成 27 年度予算に比較して 3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く。）について、平成 27 年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p>	B	<p>平成28年度実績（退職手当を除く）は、平成27年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く）については、△10,351千円（△2.3%）の減、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、△117,758千円（△9.9%）の減となっている。</p> <p>一般管理費について、法人統合等のため3%以上削減を達成できなかったものの、その他の事業費については9.9%と目標を以上の削減を達成したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。</p>	B	<p>人員の適正配置を実施したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。</p>	B	<p>「平成 28 年度調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って、単年度単位の契約 7 件を複数年単位の契約に移行した（更新となるものを含めると 9 件）。</p> <p>新たに随意契約を行う場合においては、「随意契約によることができる事由」を監査室へ事前に報告するなどの対応を行った。</p> <p>平成 28 年度は旧国立大学財務・経営センターと統合したことや、「第 2 期国立大学教育研究評価」による業務量が増加したことに伴い、総契約件数も 24 件から 52 件に増加している。</p> <p>このうち、一者応札による契約については、統合により法人名称が変更になるため、従来前年度の 3 月末に締結している平成 28 年度分の年間契約を平成 28 年 4 月に締結したことが大きな要因である。</p> <p>また、競争性のない随意契約については、一者応札と同様の要因であることと、「第 2 期国立大学教育研究評価」等の平成 28 年度限りの契約によるもので、真にやむを得ないものである。以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。</p> <p>① 情報セキュリティポリシーの見直し等を図りつつ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p> <p>② IT の積極的な活用を推進する。また、TV 会議システム及び Web 会議システム等を活用し、情報伝達の迅速化、情報の共有化等に取り組む。</p>	B	<p>PDCA サイクルに基づきセキュリティ対策を実施し、最高情報セキュリティ責任者（CISO）及び情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）の設置に係る規定を整備し、問題が生じたときに適切に対応できる体制を整えた。また、情報伝達の迅速化・情報の共有化等に向けた取組を実施した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。</p>	B	<p>新たな業務体制に対応し、規則を改正して内部統制体制を整備した。また、事業ごとの業務</p>

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

<p>① 新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備する。</p> <p>② 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。</p> <p>③ 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。</p> <p>④ 監事と連携の上、内部監査を行う。 さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。</p> <p>⑤ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。</p> <p>⑥ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>フローの認識・明確化に取り組んだほか、内部統制の機能状況について調査を行い、機構のミッション等を阻害する要因の把握と対応について、適切に行われていることを確認した。</p> <p>また、監事と連携の上、内部監査等を実施した。</p> <p>さらに、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保及び四半期毎のモニタリングを確実に実施した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>

評定区分

- ・ 「B」を標準とする。
- S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする）。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
- ・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目的としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。
- S：－
- A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く）。
- C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く）。
- D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

平成28年度計画

- 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成27年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く。）について、平成27年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

実績・参考データ

既存経費の見直しによる業務効率化及び経費の削減

平成28年度予算においては、役員4名分の人件費の削減など統合による合理化を図ったうえで、平成27年度予算に比較し、一般管理費（退職手当を除く）については、△11,340千円（△3.3%）の減、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）についても、△14,464千円（△1.1%）の効率化減を達成している。※平成27年度予算は、国立大学財務・経営センターとの合算と比較。

平成28年度実績においては、給与明細の電子化、ペーパーレス会議の拡大及びオンラインストレージの活用等、業務の効率化を図ったことにより、平成27年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く）については、△10,351千円（△2.3%）の減、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）についても、△117,758千円（△9.9%）の減となっている。※平成27年度実績は、国立大学財務・経営センターとの合算と比較。

○ 平成27年度予算と平成28年度予算の比較

※平成27年度予算額は、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの合算した額

一般管理費

(単位：千円)

	27年度予算	28年度予算	削減割合
物件費	170,616	165,498	—
人件費（管理系）（退職手当を除く）	170,752	164,530	—
合計	341,368	330,028	△3.3%

事業費

(単位：千円)

	27年度予算	28年度予算	削減割合
物件費	526,891	520,596	—
人件費（事業系）（退職手当を除く）	816,916	808,747	—
合計	1,343,807	1,329,343	△1.1%

※自己収入分を除く

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成27年度実績と平成28年度実績の比較

※平成27年度予算額は、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの合算した額

一般管理費

(単位：千円)

	27年度実績	28年度実績	削減割合
物件費	187,291	178,111	—
人件費（管理系）（退職手当を除く）	257,040	255,870	—
合計	444,332	443,981	△2.3%

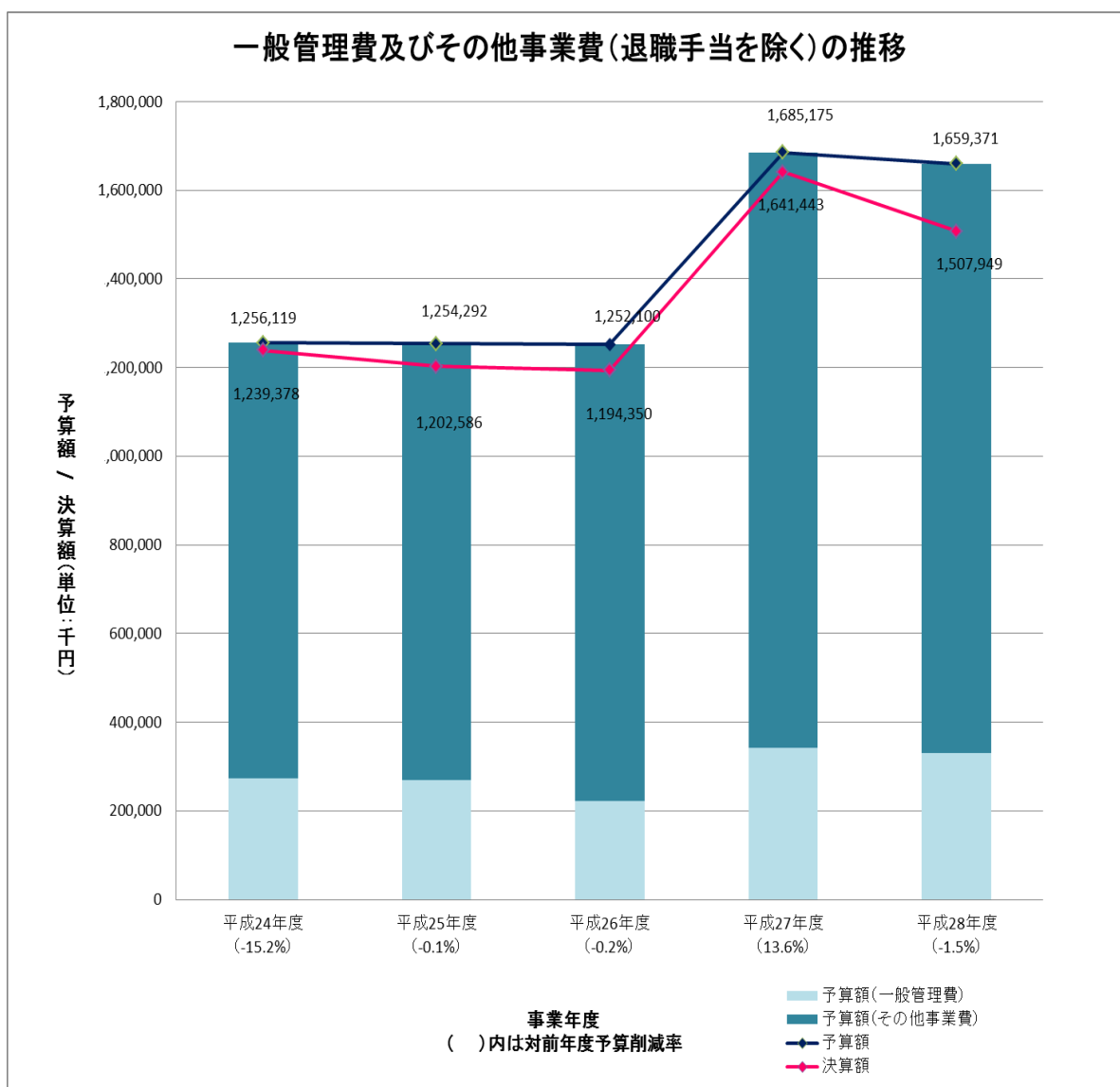
事業費

(単位：千円)

	27年度実績	28年度実績	削減割合
物件費	539,155	331,372	—
人件費（事業系）（退職手当を除く）	652,546	742,596	—
合計	1,191,702	1,073,968	△9.9%

※自己収入分を除く

○ 一般管理費及び事業費の削減状況（予算額及び決算額）



平成28年度計画

- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。

実績・参考データ

人員の適正配置

教職員人事については、平成28年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価に伴う業務量の増加（①13,475件の研究業績を判定、②1,429の学部・研究科の水準を判定する現況分析、③90法人の目標・計画に対する達成状況評価）に対応するため、評価事業部に評価企画課国立大学評価室を設置し、平成27年度は3係体制の13人が法人評価の業務に従事していたところ、平成28年度は8係体制とし、平成28年度当初32人（うち人事交流者27人）を増員し、評価企画課国立大学評価室を45人体制とした。

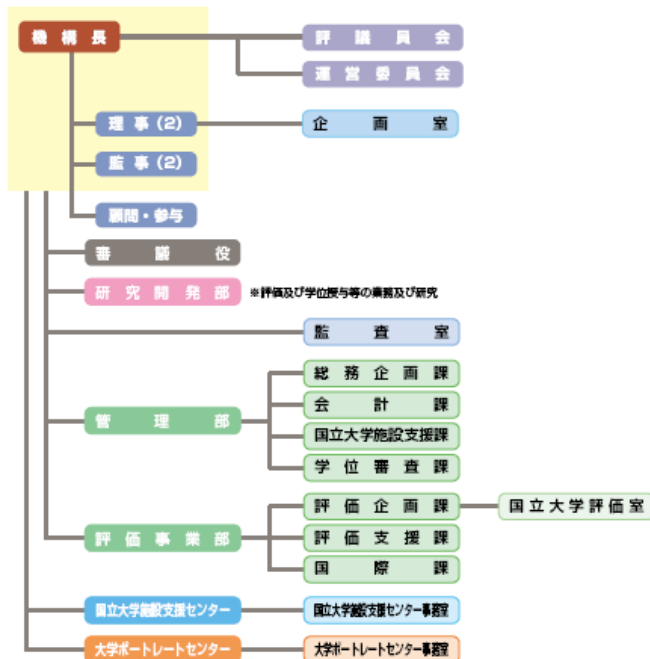
また、評価支援課を平成28年度当初8人減員し、20人体制とすることにより、機関別認証評価、法科大学院認証評価の申請校数に応じた人員配置とした。

なお、平成28年度末は評価企画課国立大学評価室を43人、評価支援課を19人の体制とし、業務量の増減等を踏まえた人員配置を行った。

旧国立大学財務・経営センターとの統合による組織改編については、管理業務の集約化により職員数を減員し、審議役1人、管理部に調査役2人、参事1人を配置するとともに、管理部に国立大学施設支援課を設置し、9人配置した。

教員人事については、機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業に携わるため、平成28年4月に6人、7月に1人の専任教員（教授2人、特任教授2人、助教3人）を採用した。

○ 平成28年4月1日現在機構組織図



I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 部課別職員数（平成27年度末及び平成28年度末）
 () は人事交流者数（人事交流者数が0人の場合は省略）

部課等名	職員数（人）		増△減数 （人）
	平成 27 年度	平成 28 年度	
審議役	—	1	1
監査室	2	3	1
管理部	49 (15)	64 (19)	15 (4)
総務企画課	16 (6)	19 (6)	3 (0)
会計課	12 (5)	12 (4)	0 (△1)
国立大学施設支援課	—	10 (3)	10 (3)
学位審査課	20 (4)	20 (6)	0 (2)
評価事業部	73 (48)	90 (58)	17 (10)
評価企画課	31 (21)	14 (5)	△17 (△16)
評価企画課国立大学評価室	—	43 (37)	43 (37)
評価支援課	28 (22)	19 (12)	△9 (△10)
国際課	13 (5)	13 (4)	0 (△1)
研究開発部	15	19	4
合 計	139 (63)	177 (77)	20 (9)
旧国立大学財務・経営センター	18 (5)	—	—

※「増△減数」の合計欄は、平成27年度の旧大学評価・学位授与機構及び旧国立大学財務・経営センターの職員数の合計（157（68）人）と平成28年度の大学改革支援・学位授与機構の合計数の比較。

平成28年度計画

- 3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。

実績・参考データ

調達等合理化計画に沿った取組の着実な実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成28年度調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って、単年度契約のうち、7件について複数年度契約に移行するとともに、各課の契約手続に携わる職員を対象に勉強会を実施し、契約手続業務の知識の向上並びに情報共有を図った。

また、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務、予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、定期監査を平成29年1月31日、2月16日、17日に実施した。このほか、会計伝票、契約書類等の決裁書類の確認により、日常監査を行っており、業務の適切かつ効率的な執行が図られている。

さらに、契約監視委員会（第1回6月17日、第2回3月書面審議）において、平成27年度調達等合理化計画の自己評価及び平成28年度調達等合理化計画の策定の点検を行うとともに、平成28年9月までの契約案件のうち随意契約、一者応札・応募を中心に7件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

今後、当該計画の取組状況の評価結果について、機構ウェブサイトにおいて公表する。

○ 平成28年度契約状況及び一者応札・応募状況

		件数	金額（千円）
契約状況	競争入札等	37	450,755
	企画競争、公募	3	21,870
	競争性のある契約（小計）	40	472,625
	競争性のない随意契約	12	36,936
	合計	52	509,561
一者応札・ 応募状況	2者以上	21	176,005
	1者以下	19	296,620
	合計	40	472,625

平成28年度計画

- 4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。
- ① 情報セキュリティポリシーの見直し等を図りつつ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。
 - ② ITの積極的な活用を推進する。また、TV会議システム及びWeb会議システム等を活用し、情報伝達の迅速化、情報の共有化等に取り組む。

実績・参考データ

情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ委員会において、以下のPDCAサイクルに基づき、セキュリティ対策を行うことが承認され、取組を行った。

- ・ Plan（セキュリティ対応計画）
情報資産の洗い出しとリスク分析を行い、セキュリティ対応計画を立案。（平成28年6月～）
- ・ Do（情報セキュリティ対策実施）
セキュリティ対応計画を基に情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施。（平成28年10月）
- ・ Check（内部監査）
情報セキュリティの自己点検。（平成29年2月～）
- ・ Act（ポリシーの見直し・改訂）
自己点検内容の結果等を受け、必要に応じて情報セキュリティポリシー及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構情報セキュリティ規則」を改正し、最高情報セキュリティ責任者（CISO）及び情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）の設置に係る規定を明確化。（平成29年3月）

また、標的型メールによるインシデントの発生に伴い、以下の事項を実施した。

- ・ 情報セキュリティセルフチェック
- ・ 全情報資産の現状把握調査
- ・ 情報セキュリティオンライン研修
- ・ 機構内への情報発信・啓発活動
- ・ 標的型メール攻撃訓練の実施

情報伝達の迅速化、情報の共有化

情報伝達の迅速化、情報の共有化等を推進するため、以下の取組を行った。

- ・ 竹橋オフィス会議室で使用するためのタブレットを購入し、外部の委員が出席する会議における会議のペーパーレス化を実現した。
- ・ 平成29年1月に実施された国立大学法人評価のヒアリングでは、35法人との間でTV会議システムを用いたヒアリングを実施した。また、会議や打合せについて、TV会議システム

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

で小平・竹橋間を中継することにより、職員の移動を減らし、業務の効率化を図った。

平成28年度計画

- 5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。
- ① 新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備する。
 - ② 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。
 - ③ 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。
 - ④ 監事と連携の上、内部監査を行う。
さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。
 - ⑤ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。
 - ⑥ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

実績・参考データ

新たな業務体制における内部統制の仕組みの整備

「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における内部統制の推進に関する規則」を改正し、内部統制委員会を中心とした内部統制体制を整備した。

事業ごとの業務フローの認識・明確化に取り組み、業務に関するマニュアルに基づき、学位授与及び認証評価の業務フロー図を作成した。これらの業務フロー図については、平成29年3月14日開催の内部統制委員会（平成28年度第2回）において役職員と監事で共有がなされ、引き続き、リスク因子の把握、リスク発生原因の分析、把握したリスクの評価とリスク低減策の検討を行うこととなった。

機構のミッション等を阻害する要因の把握・対応

平成28年度の内部統制の機能状況のモニタリングとして、平成28年12月19日付で、「機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）」の対応状況について調査を行った。調査結果については、平成29年3月14日開催の内部統制委員会（平成28年度第2回）において報告され、役職員と監事で共有がなされた。その結果、各項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。

重要情報の把握及び役職員への周知徹底

機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催し、情報の把握や役職員への周知徹底に努めた。なお、8月については、特段の案件がなく、夏季休暇期間のため不開催とした。

監査の実施

内部監査については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務、予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、平成29年1月31日、2月16日、17日に定期監査を実施した。また、会計伝票、契約書類等の決裁書類の確認により、日常監査を行っており、業務の適切かつ効率的な執行が図られている。

監事監査については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会などの諸会議に監事が出席し、監査室のバックアップ体制により、その会議の席上で意見聴取しながら監査を実施し、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等を確認することで監査機能の充実を図っている。そのうちの会計監査に関しては、平成27事業年度の財務諸表等に対する意見聴取を会計監査人と連携し、平成28年6月27日に実施した。また、業務に関する監査に関しては、上半期の業務の進捗状況を踏まえて、機構の事務・事業のうち平成29年2月10日に学位授与事業、2月28日に施設費貸付・交付事業について関係部局からヒアリング等を実施し、内部統制の現状把握・課題への対応についての確認を行った。

そのほか、監事の交代に伴い、平成27事業年度の監査上の課題等について監事と役員及び監事と会計監査人のディスカッションを平成28年4月12日に行った。また、役員と会計監査人のディスカッションを平成28年12月9日、監事と会計監査人とのディスカッションを平成28年12月16日に行い、役員との意思疎通や会計監査人との連携を図っている。

予算の戦略的な配分と執行管理

予算編成前に、各部署に対して予算ヒアリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算配分を行った。

また、機構長のリーダーシップの下、戦略的に予算を配分するための機構長裁量経費を確保し、平成28年度は、法人統合による効果を十分に発揮し、国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図るため、国立大学法人の財務等に関する勉強会を実施（12,509千円）するなど、戦略的な予算執行を行った。

さらに、業務別に予算の計画的な執行と管理がなされているかを把握するため、四半期毎に予算執行モニタリングを行った。平成28年度より業務達成基準が適用となったことに伴い、従来の各課室の執行状況の把握のみではなく、各事業単位ごとに予算執行並びに収益化額を把握している。予算執行の結果に基づき、戦略的に予算の再配分（増額・減額）を行うなど、効率的な執行に努めた。

事業ごとの評価・分析の実施と結果を踏まえた見直し

年に3回自己点検・評価委員会を開催し、定期的に各事業の進捗状況や課題等について点検・評価を行うとともに、その結果を次年度の年度計画の策定に反映させた。また、業務量の変動に応じた人員の適正配置や、四半期ごとの各事業ごとの予算の執行状況の確認結果に基づく予算の再配分など、状況に応じて業務運営の効率化を図った。

さらに、以降の項目（「中期目標Ⅳ 財務内容の改善に関する事項」「1 予算の適正かつ効率的な執行」）において後述するように、内部監査の充実、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることにより、財務内容等の一層の透明性を確保した。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。

また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

- ① 評議員会
- ② 運営委員会
- ③ 大学機関別認証評価委員会
- ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- ⑤ 法科大学院認証評価委員会
- ⑥ 国立大学教育研究評価委員会
- ⑦ 学位審査会
- ⑧ 大学ポートレート運営会議

(2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。

- ① 独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成27年度における業務の実績の自己点検・評価を実施し、業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。
- ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の平成28年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。
- ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。

財務情報及び人員に関する情報

会議開催及び自己点検・評価のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目の財務情報及び人員に関する情報は記載できない。

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>1 総合的事項</p> <p>(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。</p> <p>また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。</p> <p>① 評議員会 ② 運営委員会 ③ 大学機関別認証評価委員会 ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会 ⑤ 法科大学院認証評価委員会 ⑥ 国立大学教育研究評価委員会 ⑦ 学位審査会 ⑧ 大学ポートレート運営会議</p>	B	<p>年度計画どおり大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、必要な審議を行った。</p> <p>また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、開催回数の削減等、委員の負担軽減に取り組んだ。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>(2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。</p> <p>① 独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成27年度における業務の実績の自己点検・評価を実施し、業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。</p> <p>② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の平成28年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。</p> <p>③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	B	<p>自己点検・評価委員会を3回開催し、平成27事業年度の業務実績と、平成28事業年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施した。また、自己点検・評価を反映し、平成29事業年度計画を作成した。</p> <p>さらに、調査研究の成果及び結果については、高等教育関係者の評価を受けた。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>

平成28年度計画

1 総合的事項

(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。

また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

- ① 評議員会
- ② 運営委員会
- ③ 大学機関別認証評価委員会
- ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- ⑤ 法科大学院認証評価委員会
- ⑥ 国立大学教育研究評価委員会
- ⑦ 学位審査会
- ⑧ 大学ポータル運営会議

実績・参考データ

大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営

機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学機関別認証評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等の諸会議について、大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等、各方面の有識者等の参画を得て運営した。

これらの組織では、業務・事業の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。

また、これらの組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で91.6%（委員総数155人中142人）であった。

評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織した。

平成28年6月27日に評議員会（第36回）を開催し、各種委員会委員の選考、業務実績等報告書及び財務諸表等の作成、名誉教授の称号授与、認証評価手数料規則の改正について審議を行うとともに、法人統合によるシナジー効果や各事業の実施状況等について意見を聴取した。

平成29年3月27日に評議員会（第37回）を開催し、平成29年度計画、平成29年度機構内予算、組織運営規則等の改正、各種委員会委員の選考等について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	H24	H25	H26	H27	H28
委員人数（人）	20	20	19	19	20
うち外部有識者数（人）	20	20	19	19	20

運営委員会

機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織した。

平成28年6月23日に運営委員会（第47回）を開催し、評議員会との調整を図りつつ、各種委員会委員の選考、業務実績等報告書及び財務諸表等の作成、名誉教授の称号授与、認証評価手数料規則の改正について審議を行うとともに、法人統合によるシナジー効果や各事業の実施状況等について意見を聴取した。

平成28年12月21日に運営委員会（第48回）を開催し、教員の選考について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

平成29年3月21日に運営委員会（第49回）を開催し、平成29年度計画、平成29年度機構内予算、規則等の改正、各種委員会委員及び教員の選考等について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

	H24	H25	H26	H27	H28
委員人数（人）	21	21	20	19	21
うち外部有識者数（人）	16	16	15	14	16

大学等機関別認証評価委員会

大学等の教育研究活動の状況について、評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会（委員25人）、高等専門学校機関別認証評価委員会（委員18人）及び法科大学院認証評価委員会（委員23人）を設置した。

大学等からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況に関する評価（機関別認証評価、機関別選択評価及び選択的評価事項に係る評価）について審議を行った。

上記委員会の実施にあたり、論点が明確で意思確認が十分である場合は書面審議を行い、会議への出席・出張の手間を削減するなど評価委員の負担軽減に取り組んだ。

○ 大学機関別認証評価委員会

	H24	H25	H26	H27	H28
委員人数	28	28	28	28	25
うち外部有識者数	25	25	25	26	24

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会

	H24	H25	H26	H27	H28
委員人数	18	19	17	16	18
うち外部有識者数	15	17	15	14	16

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

法科大学院認証評価委員会

法科大学院を置く大学からの要請に基づき機構が行う、教育活動等の状況に係る評価（法科大学院認証評価）について審議を行っている。

	H24	H25	H26	H27	H28
委員人数	27	27	25	24	23
うち外部有識者数	27	27	25	24	23

国立大学教育研究評価委員会

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について、評価を実施するため、国立大学教育研究評価委員会（委員数17人、うち外部有識者17人）を設置し、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて機構が行う、第2期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に係る審議を行った。

なお、本評価の実施にあたっては、第1期中期目標期間における教育研究の状況についての評価において実施した訪問調査は原則として実施せず、複数の法人に対し短期間で集中して行うヒアリングに実施方法を変更したほか、専門委員への評価書類の送付、受領の方法について、紙媒体での郵送からオンラインでのストレージ等を利用したデータでのやり取りに変更するなど、専門委員の評価作業の負担の軽減を図った。

	H24	H25	H26	H27	H28
委員人数（人）	15	14	14	15	17
うち外部有識者数（人）	15	14	14	15	17

学位審査会

機構が行う学位の授与、短大・高専の専攻科の認定及び省庁大学校の課程の認定等の審査を行うために、学位審査会を組織し、審査委員として、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者19人に委嘱した。また、分野別に審査を行うために学位審査会の下に53の専門委員会及び部会を組織し、専門委員として、国公立大学の教員等で学識経験のある者延べ374人（うち臨時専門委員は26人）に委嘱した。

委員の委嘱にあたっては、在任期間、年齢等を考慮した見直しを進め、平成26年度より、原則、在任期間が10年以上の者及び70歳を超える者については、引き続いての委嘱を行わないこととするともに、学位授与の申請数や対応する分野等を考慮して、臨時専門委員を必要に応じて確保した。

また、審査の透明性や公平性を確保するため、専門委員の氏名等の公表について、平成31年度末の公表に向けて11月に規程を整備した。

	H24	H25	H26	H27	H28
委員人数（人）	20	19	20	19	19
うち外部有識者数（人）	14	14	15	15	15

大学ポータルート運営会議

大学ポータルートによる情報の公表・活用など運営に関する重要事項について審議するため、平成26年度から、大学ポータルート運営会議（委員12人、うち外部有識者11人）を設置している。

平成28年7月12日に大学ポータルート運営会議（第5回）を、平成29年2月27日に大学ポータルート運営会議（第6回）を開催し、運営方針、改善策等について審議が行われ、大学ポータルート国際発信システム構築のための基本方針や、大学ポータルートの一覧機能の充実等が決定された。

	H26	H27	H28
委員人数（人）	11	12	12
うち外部有識者数（人）	10	11	11

平成28年度計画

1 総合的事項

(2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。

- ① 独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成27年度における業務の実績の自己点検・評価を実施し、業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。
- ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の平成28年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。
- ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。

実績・参考データ

平成27事業年度の業務実績に係る自己点検・評価

平成28年5月30日に監事を構成員に含む自己点検・評価委員会（平成28年度第1回）を開催し、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成27事業年度に係る業務の実績についての自己点検・評価を実施した。同委員会において2法人分の「業務実績等報告書（案）」をとりまとめ、平成28年6月開催の企画調整会議、運営委員会及び評議員会での審議を経て、平成28年6月30日付で『平成27事業年度業務実績等報告書』として文部科学省に提出するとともに、ウェブサイトで公表した。

なお、平成28年8月に通知された、文部科学大臣による「平成27年度における業務の実績に関する評価の結果」においては、2法人とも、「B（全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる）」との評価を得た。

定期的な自己点検・評価の実施と業務の進行の管理

平成28年11月11日及び平成29年2月27日に自己点検・評価委員会（平成28年度第2回及び第3回）を開催し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の平成28年度におけるすべての事務・事業に対する自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行った。

平成29年2月27日開催の同委員会において、各部課室が作成した平成29事業年度計画（原案）に基づき、各業務に係る平成29年度以降の課題や展望、平成28事業年度の業務の進捗状況等を踏まえ、機構長の意向を反映させた上で、平成29事業年度計画（案）を策定した。平成29事業年度計画（案）については、平成29年3月開催の企画調整会議、運営委員会及び評議員会の議を経て確定し、平成29年3月30日付で文部科学大臣への届出を行った。

調査研究の結果及び成果の高等教育関係者による評価

調査研究については、学術論文17編（うち国際学術誌2編）、学会発表22件（うち国際会議9件）、報告書6編の成果の公表、シンポジウム1件及び研究会16回の開催を通じて、高等教育関係者による評価を受けた。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率のかつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率のかつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、中央教育審議会における認証評価制度の改善についての議論も踏まえ、大学機関別認証評価の第3サイクルに向けた基準改訂等について検討する。
- エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。
- オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。
- カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
機関別認証評価					
経常費用（千円）	287,608	261,517	185,853		
経常収益（千円）	371,156	322,053	166,945		
うち運営費交付金収益（千円）	0	0	0		
うち手数料収入（千円）	369,900	320,641	166,223		
うちその他収入（千円）	1,256	1,412	722		
従事人員数（人）	27.8(0)	26.8(0)	18.4(0)		
分野別認証評価					
経常費用（千円）	30,065	19,846	18,129		
経常収益（千円）	30,065	19,845	22,842		
うち運営費交付金収益（千円）	19,479	16,139	22,764		
うち手数料収入（千円）	10,500	3,596	0		
うちその他収入（千円）	87	110	78		
従事人員数（人）	5.4(0)	2.1(0)	2.2(0)		

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
 なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
2 教育研究活動等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等 ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。	B	年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施するとともに、次年度に予定するすべての対象校について、申請受付及び研修を実施した。 大学機関別選択評価は、認証評価とは別に機構が独自に実施する第3者評価であり、年度により評価実施校数にばらつきが生じる。なお、高等専門学校も同様であるが、慣例的に認証評価とあわせて評価を受ける対象校が多いため、認証評価の対象校数に比例する傾向がある。 評価の検証についても、計画どおり、ワーキンググループを開催し、年度内に報告書としてとりまとめ、公表するとともに、寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげた。 さらに、国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた調査研究を着実に進めた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	B	年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施するとともに、法科大学院については予定した年次報告書等の分析・調査を実施した。また、次年度に予定するすべての対象校について、説明会、研修及び申請受付を実施した。 大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備する

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<p>ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、中央教育審議会における認証評価制度の改善についての議論も踏まえ、大学機関別認証評価の第3サイクルに向けた基準改訂等について検討する。</p> <p>エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。</p> <p>オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。</p> <p>カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。</p>	<p>とともに、法科担当者向けの研修においては、担当者からおおむね肯定的な満足が得られた。</p> <p>評価の検証についても、計画どおり、ワーキンググループを開催し、年度内に報告書としてとりまとめ、公表するとともに、説明会における理解向上や資料の工夫など評価の改善につなげた。また、3巡目の基準改定の検討に資するべく、大学及び高等専門学校の間で検証を行い、報告書としてとりまとめ公表した。検証結果については、3巡目の基準改定の検討に活用している。</p> <p>さらに、認証評価の在り方の検討、合理化・効率化、法科大学院認証評価に係る検討についても、当初の計画どおり取組を実施した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
---	---

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

実績・参考データ

評価の実施

評価全体の改善に資するため先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価を実施した。

大学からの要請に基づき、研究活動の状況（3校）、地域貢献活動の状況（7校）、教育の国際化の状況（1校）について、機構が定める基準に従って選択評価を行う体制を整備した。

また、高等専門学校については、研究活動の状況（4校）、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況（4校）について、選択的評価事項に係る評価を行う体制を整備した。

大学及び高等専門学校からの求めに基づき機構が行う、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、以下のとおり、評価（大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価）を行った。

① 書面調査を実施した。（平成28年9月まで）

対象大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等に基づいて、機構の定める各評価事項について、対象大学及び高等専門学校が有する目的の達成状況の判断を中心とした分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討等を行った。

② 訪問調査を実施した。（平成28年9月から12月まで）

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等を行った。（平成29年3月まで）

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、専門部会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、対象大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校から意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価実施結果報告を対象大学、高等専門学校及び設置者に通知するとともに、社会に公表した。（平成29年3月）

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校の各評価事項における目的の達成状況を評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成27年度大学機関別選択評価実施結果報告」及び「平成27年度高等専門学校選択的評価事項に係る評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

次年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修（大学：5月、高等専門学校：8月）を実施した。

次年度に実施する評価（大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価）について、9月末までに大学（2校）及び高等専門学校（4校）から申請を受け付けた。

【評価の実施状況】

[大学]

○ 評価対象大学

- ・ 選択評価事項A「研究活動の状況」
（公立3大学） 大阪府立大学、福山市立大学、大分県立看護科学大学
- ・ 選択評価事項B「地域貢献活動の状況」
（国立1大学） 埼玉大学
（公立6大学） 前橋工科大学、京都府立大学、大阪府立大学、福山市立大学、九州歯科大学、大分県立看護科学大学
- ・ 選択評価事項C「教育の国際化の状況」
（私立1大学） 桜美林大学

[高等専門学校]

○ 評価対象高等専門学校

- ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（国立4校） 仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校、熊本高等専門学校
- ・ 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」
（国立4校） 仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校、熊本高等専門学校

【評価の受付状況】

[大学]

○ 評価対象大学

- ・ 選択評価事項B「地域貢献活動の状況」
（公立2大学） 奈良県立大学、県立広島大学

[高等専門学校]

○ 評価対象高等専門学校

- ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（国立3校） 旭川工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、沖縄工業高等専門学校

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(公立1校) 大阪府立大学工業高等専門学校

- ・ 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」

(国立3校) 旭川工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、沖縄工業高等専門学校

(公立1校) 大阪府立大学工業高等専門学校

- 評価結果を刊行物としてとりまとめた実施結果報告
〔大学（水色）、高等専門学校（黄色）〕



- 平成28年度に実施した大学機関別選択評価の評価結果について
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/sentaku/hyouka/h_28/index.html
- 平成28年度に実施した高等専門学校の選択的評価事項に係る評価結果について
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kousen/hyouka/h_28/index.html

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

実績・参考データ

評価体制の整備等

研究活動の状況（選択評価事項A）、地域貢献活動の状況（選択評価事項B）、教育の国際化の状況（選択評価事項C）については、大学からの申請に応じた評価を行う体制として、大学機関別認証評価委員会の下に評価部会選択評価事項専門部会（委員3人、専門委員10人）を設置した。

大学の研究活動の状況（選択評価事項A）については、評価の実施に必要な書面調査担当の委員93人を確保した。

評価担当者の研修を6月に実施した。

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

実績・参考データ

平成27年度に実施した選択評価の検証

機構内に研究開発部と評価事業部による検討グループを組織し、平成28年6月、9月及び平成29年2月に検証ワーキンググループを開催して、平成27年度に実施した大学機関別選択評価、高等専門学校選択的評価事項に係る評価に関して、評価の有効性、適切性を検証した。具体的には、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が評価の目的に照らして適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを多面的に検証した。検証結果については、報告書としてとりまとめ、平成29年3月に公表した。高等専門学校については、平成27年度の対象校が2校であったため、統計的な観点から、まとめて平成29年度以降に報告書を作成することとした。

なお、アンケート調査の結果については、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上等に努めた。

○ 平成27年度に実施した選択評価に関する検証結果報告書

- ・ 大学機関別選択評価

http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/1310802_989.html

平成28年度に実施した選択評価の検証

平成28年度に評価を実施している選択評価の検証のため、平成28年12月に評価担当者に対して、平成29年3月に評価対象校に対してアンケートを送付した。

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

実績・参考データ

新たな評価システム等の検討

文部科学省の「先導的大学改革推進委託事業：大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究」に応募し、平成28年10月に採択され、質保証システムの現状と将来像に関する研究会を4回、人文学系分野別質保証のあり方に関する研究会を3回開催し、大学に対してヒアリング調査等も行った。これらの結果を踏まえ、分野別質保証を推進するにあたってのガイドラインの作成や人文学系の質保証における視点の整理を行った。

また、先導的役割を強化する観点から、認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」（平成27年9月設置）において、先導的役割について検討を進め、中間まとめを行った。

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

実績・参考データ

評価の実施

大学等の教育研究活動の状況について、評価を行う実施体制を整備した。（評価部会、運営小委員会、意見申立審査会等の編成、設置等）

大学及び高等専門学校からの求めに基づき、機関別認証評価を行った結果、大学機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」18校、「評価基準を満たしていない」0校、高等専門学校機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」4校、「評価基準を満たしていない」0校となった。

① 書面調査を実施した。（平成28年9月まで）

【大学・高等専門学校】

対象大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討等を行った。

② 訪問調査を実施した。（平成28年9月から12月まで）

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、各対象大学及び高等専門学校の関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等を行った。（平成29年3月まで）

【大学・高等専門学校】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価委員会（高等専門学校機関別認証評価委員会）において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、対象大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校から意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価実施結果報告を対象大学等及び設置者に通知及び提供し、並びに社会に公表した。（平成29年3月）

【大学・高等専門学校】

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校が設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構の定める評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成28年度大学機関別認証評価実施結果報告」及び「平成28年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

法科大学院については、以下のとおり、年次報告書等の分析・調査を実施した。

- ① 書面調査を実施した。（平成28年9月まで）
機構の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書及び対応状況報告書について、年次報告書等専門部会において評価結果に対し教育課程又は教員組織に係る重要な変更があるかどうかの判断を中心とした分析を行った。
- ② 評価結果への付記事項の審議等を行った。（平成29年3月まで）
年次報告書等専門部会の調査結果を基に、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果への付記事項（案）をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、評価結果への付記事項を確定した。
- ③ 評価結果への付記事項の通知、公表を行った。（平成29年3月）
当該法科大学院を置く大学に対して、評価結果への付記事項を通知した。また、評価結果への付記事項を「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項及び法科大学院年次報告書の提出について」としてウェブサイトに掲載した。

次年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施した。

【大学・高等専門学校】

大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価（東京：5月）並びに高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価（東京：8月）に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。

なお、参加者数は、大学で128人、高等専門学校で42人である。また、説明会終了後に行うアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、大学84%、高等専門学校94%の参加者が回答）では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られている。

（【 】内は大学の数値、（ ）内は高等専門学校の数値）

「機関別認証評価に関する理解が深まった」	：	【3.65】	(3.44)
「機関別選択評価に関する理解が深まった」	：	【3.39】	(設問無)
「説明が分かりやすかった」	：	【3.48】	(3.06)
「資料が分かりやすかった」	：	【3.44】	(3.03)
「説明内容の分量が十分であった」	：	【3.33】	(3.00)
「この説明会に満足した」	：	【3.41】	(3.12)

【法科大学院】

法科大学院認証評価に関する説明会（東京：6月）を実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。

なお、参加者数は、62人であった。また、説明会終了後に行うアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、50%の参加者が回答）では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られている。

「法科大学院認証評価に関する理解が深まった」	：	2.97
「自己評価書作成に関する理解が深まった」	：	2.97
「説明が分かりやすかった」	：	2.81
「資料が分かりやすかった」	：	2.97
「説明内容の分量が十分であった」	：	2.94

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

「この説明会に満足した」 : 2.94

大学及び高等専門学校の評価申請の受付については、平成29年度に機構で実施する評価を受審可能な条件を満たしている大学及び高等専門学校に対して、申請を受け付けるため、7月に「平成29年度に実施する大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価の申請手続について」及び「平成29年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を送付した。

法科大学院については、平成29年度に実施する評価の申請を受け付けるため、7月に「平成29年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」を法科大学院を置く大学に送付した。

平成29年度に実施する評価（認証評価）について、9月末までに大学（14校）、高等専門学校（4校）及び法科大学院（6校）から申請を受け付けた。

【各委員会等開催状況】

[大学]

- 大学機関別認証評価委員会
 - 第1回 平成28年5月20日
 - ・評価部会の編成等、運営小委員会の編成、大学機関別認証評価自己評価実施要項について審議
 - 第2回 平成29年1月13日
 - ・評価結果（案）について審議、平成29年度申請状況について報告
 - 第3回 平成29年3月8日
 - ・評価結果、評価部会及び専門部会の編成、大学機関別認証評価実施大綱（平成30年度実施分）について審議、専門委員の選考状況（平成29年度実施分）及び中教審における認証評価制度の改善に係る審議状況について報告
- 大学機関別認証評価委員会運営小委員会
 - 第1回 平成28年8月24日
 - ・今後評価部会で審議するにあたっての確認事項等についての調整
 - 第2回 平成28年12月14日
 - ・認証評価結果等についての調整
 - 第3回 平成29年3月2日（書面審議）
 - ・認証評価（案）についての調整
- 大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会
 - 第1回 平成28年6月17日（評価部会）
平成28年6月17日（財務部会（書面審議））
 - ・部会長及び副部会長の選出、役割分担（担当対象大学）、平成28年度評価部会に関するスケジュール、評価結果のまとめ方の方針について審議
 - 第2回 平成28年8月26日（第2部会）、8月29日（選択部会、第4部会）、8月30日（財務部会、第3部会）、8月31日（第1部会）
 - ・書面調査による分析状況等、訪問調査関係依頼事項について審議
 - 第3回 平成28年12月16日（選択部会、第3部会）、12月20日（財務部会、第4部会）、12月28日（第2部会、第1部会）

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・評価結果（原案）、今後のスケジュール等について審議

〔高等専門学校〕

- 高等専門学校機関別認証評価委員会
 - 第1回 平成28年5月27日
 - ・委員長等の選出、評価部会の編成等、専門委員選考委員会の編成について審議、3巡目の高等専門学校認証評価の検討状況、消費税増税に伴う評価手数料の改定について報告
 - 第2回 平成28年9月23日
 - ・高等専門学校機関別認証評価実施大綱（案）及び高等専門学校評価基準（機関別認証評価）（案）、高等専門学校機関別認証評価 自己評価書 様式（案）について審議
 - 第3回 平成29年1月13日
 - ・評価結果（案）、平成29年度 評価部会及び専門部会の体制等、高等専門学校機関別認証評価実施大綱（案）及び高等専門学校評価基準（機関別認証評価）（案）について審議
 - 第4回 平成29年3月13日
 - ・評価結果、専門委員の選考、自己評価実施要項（平成30年度実施分）等について審議
- 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会
 - 第1回 平成28年6月13日（財務専門部会（書面審議））、6月17日（評価部会）
 - ・部会長等の選出、役割分担（担当高等専門学校）の決定、平成28年度評価部会に関するスケジュールについて審議
 - 第2回 平成28年8月16日（評価部会）、8月17日（財務専門部会）
 - ・書面調査による分析状況等、訪問調査関係依頼事項について審議
 - 第3回 平成28年12月15日（財務専門部会）、12月26日（評価部会）
 - ・評価結果（原案）、今後のスケジュール等について審議

〔法科大学院〕

- 法科大学院認証評価委員会
 - 第1回 平成28年6月1日
 - ・委員長等の選出、評価部会の編成等、法科大学院評価基準の改定、評価手数料の改定について審議
 - 第2回 平成28年12月22日
 - ・「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、平成29年度評価部会等の編成、法科大学院評価基準要綱の改定、法科大学院全国統一適性試験について審議
 - 第3回 平成29年3月6日
 - ・「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」の調査結果に対する評価結果への付記事項（案）に対する意見、重点基準を満たさないおそれがある事項（案）に対する意見、専門委員の選考、法科大学院評価基準要綱等の改定について審議

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議
 - 第1回 平成28年9月5日
 - ・主査及び副主査の選出、年次報告書等専門部会において判断を行うことが困難な事例、法科大学院評価基準要綱、評価結果の英文表記、対象大学に係る者の修了者面談への出席について審議
 - 第2回 平成28年12月22日
 - ・「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、平成29年度評価部会等の編成、法科大学院評価基準要綱の改定、法科大学院全国統一適性試験について審議
 - 第3回 平成29年3月6日
 - ・「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」の調査結果に対する評価結果への付記事項（案）に対する意見、重点基準を満たさないおそれがある事項（案）に対する意見、専門委員の選考、法科大学院評価基準要綱等の改定について審議

- 法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会
 - 第1回（第1部会） 平成28年9月27日
 - （第2部会） 平成28年9月14日
 - ・部会長等の決定、年次報告書等の調査結果、対応状況報告書の調査結果等について審議

【評価の実施状況】

[大学]

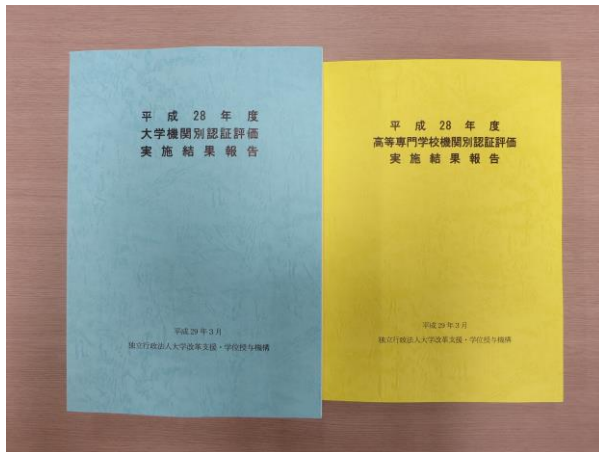
- 評価対象大学：18大学
 - (国立) ・埼玉大学 ・お茶の水女子大学 ・広島大学
 - (公立) ・秋田県立大学 ・前橋工科大学 ・首都大学東京 ・富山県立大学
 - ・石川県立大学 ・静岡文化芸術大学 ・京都府立大学 ・大阪府立大学
 - ・兵庫県立大学 ・岡山県立大学 ・福山市立大学 ・九州歯科大学
 - ・福岡県立大学 ・福岡女子大学 ・大分県立看護科学大学

[高等専門学校]

- 評価対象高等専門学校：4高等専門学校
 - (国立) ・仙台高等専門学校 ・富山高等専門学校
 - ・香川高等専門学校 ・熊本高等専門学校

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 評価結果を刊行物としてとりまとめた実施結果報告
〔大学（水色）、高等専門学校（黄色）〕



- 平成28年度に実施した大学機関別認証評価の評価結果について
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/hyouka/h_28/index.html
- 平成28年度に実施した高等専門学校機関別認証評価の評価結果について
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kousen/hyouka/h_28/index.html

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

実績・参考データ

評価体制の整備等

大学等からの評価の申請状況に応じて評価体制等を適宜見直すために、評価の申請の受付に先立って、各大学、高等専門学校及び法科大学院を置く大学に対し、認証評価等の実施予定年度等についての意向調査を実施するとともに、機構への申請を検討している大学等から相談を受けた場合には、より詳細な内容の説明を行った。

【大学】

大学の評価体制については、18校からの申請に応じた評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を4部会とした（委員13人、専門委員47人）。このほか、財務専門部会（委員2人、専門委員4人）、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会（委員8人）、評価基準を満たしていないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。

【高等専門学校】

高等専門学校の評価体制については、4校からの申請に応じた評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を1部会とした（委員3人、専門委員6人）。このほか、財務専門部会（委員1人、専門委員2人）、評価基準を満たしていないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。

【法科大学院】

機構の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書等の調査を行う年次報告書等専門部会2部会（委員2人、専門委員10人）を設置した。

評価の実施に必要な評価担当者を確保した。

【大学・高等専門学校】

平成29年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、大学機関別認証評価委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会をそれぞれ設置し、大学及び高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦される候補者の中から、対象大学及び高等専門学校の学部及び学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

【法科大学院】

平成29年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、国公立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く推薦を求め、専門委員を選考した。

評価担当者の研修

評価担当者の研修を6月に実施した。

【大学・高等専門学校】

評価担当者（大学42人、高等専門学校8人）に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、「評価作業マニュアル」等を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学、及び高等専門学校機関別認証評価等の目的、内容及び方法等に関する研修を実施し、質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。

なお、研修終了後に行うアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、大学は88%、高等専門学校は100%の参加者が回答）では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られている。（【 】内は大学の数値、（ ）内は高等専門学校の数値）

「評価作業に関する理解が深まった」	：	【3.76】	(3.67)
「説明が分かりやすかった」	：	【3.68】	(3.67)
「資料が分かりやすかった」	：	【3.70】	(3.50)
「研修内容の分量が十分であった」	：	【3.59】	(3.50)
「進行が適切であった」	：	【設問無】	(3.33)
「この研修会に満足した」	：	【3.62】	(3.50)

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、中央教育審議会における認証評価制度の改善についての議論も踏まえ、大学機関別認証評価の第3サイクルに向けた基準改訂等について検討する。

実績・参考データ

平成27年度に実施した認証評価の検証

機構内に研究開発部と評価事業部による検討グループを組織し、平成28年6月、9月及び平成29年2月に検証ワーキンググループを開催して、平成27年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価、法科大学院認証評価に関して、評価の有効性、適切性を検証した。具体的には、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が評価の目的に照らして適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを多面的に検証した。検証結果については、報告書としてとりまとめ、平成29年3月に公表した。高等専門学校については、平成27年度の対象校が2校であったため、統計的な観点から、まとめて平成29年度以降に報告書を作成することとした。

なお、アンケート調査の結果については、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上や、資料の工夫に努めた。

○ 平成27年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書

- ・ 大学機関別認証評価
- ・ 法科大学院認証評価

http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/1310802_989.html

平成28年度に実施した認証評価の検証

平成28年度に評価を実施した認証評価の検証のため、平成28年12月に評価担当者に対して、平成29年3月に評価対象校に対してアンケートを送付した。

大学及び高等専門学校の機関別認証評価に係る2巡目の中間検証

大学及び高等専門学校の機関別認証評価に係る2巡目の中間検証を報告書としてとりまとめ、公表した。検証結果については、3巡目基準改定検討ワーキンググループの検討にも活用した。法科大学院認証評価については、2巡目に実施した評価の検証作業を進め、

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

報告書としてとりまとめた。

- 大学機関別認証評価に関する第2サイクルの中間検証結果報告書
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/1295401_989.html
- 高等専門学校機関別認証評価に関する第2サイクルの中間検証結果報告書
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/1293701_989.html

3 巡目に向けた基準改定等

過去の評価実績の検証結果や中央教育審議会の動向を踏まえ、平成31年度以降の3巡目における大学機関別の評価基準を策定するため、ワーキンググループを設置し、検討を開始した。

また、高等専門学校についても、ワーキンググループにおいて、国立高等専門学校や高等専門学校関係者との意見交換を踏まえ、平成30年度以降の3巡目における評価基準について検討を行った。平成28年9月の高等専門学校機関別認証評価委員会において「機関別認証評価実施大綱（案）」、「評価基準（案）」としてとりまとめ、意見公募手続（パブリックコメント）を行った。その結果について、平成29年1月の機関別認証評価委員会において「高等専門学校認証評価実施大綱」、「高等専門学校評価基準」として決定し、文部科学大臣への届出を行った。

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。

実績・参考データ

検討状況

実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止も含めた在り方について検討するため、以下のような取組を行った。

- ・ 認証評価機関連絡協議会等を通じ、民間認証評価機関の動向等の情報の共有。
- ・ 平成29年度以降の申請校把握を目的とした意向調査の実施。

また、認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」（平成27年9月設置）において、認証評価の検証結果や中央教育審議会の審議まとめも踏まえつつ、認証評価事業の在り方、大学機関別認証評価の基本設計等について検討を進め、中間まとめを行った。大学機関別認証評価の基本設計については、引き続き検討し、大学機関別認証評価委員会ワーキンググループの具体的な検討につなげた。

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

才 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

実績・参考データ

事業経費

今年度の機関別認証評価事業を実施するための経費については、合理化、効率化を図り、すべて評価手数料収入により賄った。

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

実績・参考データ

検討状況

運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討するため、以下のような取組を行った。

- ・ 政府における法曹養成制度の動向の把握。
- ・ 法科大学院評価事業に係る運営費交付金負担割合を第2期中期目標期間中の約75%から、今期には70%以下にすることを目標として設定し、平成29年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）から評価手数料を引き上げた。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 教育研究活動等の評価

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施する。

また、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、評価方法を改善するための検討を開始する。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	94,701	230,661	614,081		
経常収益（千円）	94,701	230,661	614,137		
うち運営費交付金収益（千円）	88,353	221,351	604,359		
うちその他収入（千円）	6,348	9,310	9,778		
従事人員数（人）	7.8(1)	17.3(1)	46.1(15)		

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
 なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施する。 また、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、評価方法を改善するための検討を開始する。	B	第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価について、年度計画どおり、国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の評価を実施した。 また、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、平成28年12月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを設置し、年度計画どおり、評価方法を改善するための検討を開始した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。

平成28年度計画

2 教育研究活動等の評価

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施する。

また、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、評価方法を改善するための検討を開始する。

実績・参考データ

第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施するため、国立大学教育研究評価委員会の下に編成した達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織に評価者となる専門委員をそれぞれ適切に配置した。

各法人から平成28年5月末に研究業績説明書、6月末に各中期目標の達成状況報告書及び学部・研究科等の現況調査表の提出を受け、評価を開始した。

研究業績水準判定組織は、「研究業績説明書」を分析し、各研究業績の水準を判定し、研究業績の水準判定結果をとりまとめた一覧表を現況分析部会及び達成状況判定会議へ提供した。

現況分析部会は、分野別に編成した10の学系部会において、文部科学省の国立大学法人評価委員会が定めた1,429組織の現況について分析を行っており、平成28年9月に各学系ごとに現況分析部会（第1回）、平成28年10月～11月には現況分析部会（第2回）を開催した。現況分析部会（第2回）において、現況分析結果（原案）を審議・確定し、12月開催の運営小委員会（現況分析部会）で調整の上、達成状況判定会議へ提出した。

達成状況判定会議は、評価の対象となる国立大学法人及び大学共同利用機関法人を、各法人の規模や専門性等を踏まえて、8つのグループに分類し、さらに、当該グループを複数のチームに分け、中期目標の達成状況の分析を行っており、平成28年10月～11月に各チームごとに達成状況判定会議（第1回）を開催し、平成29年1月にはヒアリングを実施した。当該ヒアリング結果を踏まえ、平成29年2月には達成状況判定会議（第2回）を開催した。達成状況判定会議（第2回）において、中期目標の達成状況の評価結果（原案）を審議・確定し、同月開催の運営小委員会（達成状況判定会議）で調整の上、国立大学教育研究評価委員会に評価報告書（原案）として提出した。

平成29年2月末に国立大学教育研究評価委員会を開催し、第2期中期目標期間における教育研究の状況についての評価報告書（原案）を審議・確定し、平成29年3月に評価報告書（案）として各国立大学法人等に送付し、意見申立ての期間を設けた。

第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検証を行うため、研究業績水準判定組織、現況分析部会を担当した専門委員にアンケート調査を行った。

第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討

平成28年12月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを開催し、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討を開始し、平成29年3月には評価実施要項（検討案）の審議を行った。

【各委員会等開催状況】

- 国立大学教育研究評価委員会
第43回 平成28年5月20日
 - ・国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置、達成状況判定会議及び現況分析部会の審議事項、達成状況判定会議のグループリーダー及びサブリーダーの選任、運営小委員会及び意見申立審査会の構成員の選任方針、各規定及び評価実施要項等について審議第44回 平成29年2月28日
 - ・達成状況判定結果、現況分析結果、意見申立審査会の設置等について審議
- 現況分析部会
第1回（学系の部会ごとに開催、計10回）
平成28年9月1日～平成28年9月8日
 - ・現況分析結果（素案）、分析にあたっての確認事項及び提出を依頼する資料等について審議第2回（学系の部会ごとに開催、計10回）
平成28年11月16日～平成28年11月25日
 - ・現況分析結果（原案）等について審議
- 達成状況判定会議
第1回（チームごとに開催、計26回）
平成28年10月18日～平成28年11月8日
 - ・評価結果（素案）、ヒアリングに向けての確認事項及び提出を依頼する資料、訪問調査の実施の有無、ヒアリングスケジュール等について審議第2回（グループごとに開催、計8回）
平成29年2月17日～平成29年2月23日
 - ・評価結果（原案）等について審議
- 運営小委員会（現況分析部会）
平成28年12月7日
 - ・現況分析結果（原案）に係る各学系部会の審議状況、学系部会間で調整を要する判定等について審議
- 運営小委員会（達成状況判定会議）
平成29年2月27日
 - ・評価結果（原案）に係る達成状況判定会議の各グループの審議状況、グループ間で調整を要する判定等について審議

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ

第1回 平成28年12月20日、第2回 平成29年2月9日、第3回 平成29年3月13日

- ・第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の確認等

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行う。
- ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付の審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。
- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682		
経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947		
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—		
従事人員数（人）	7	7	11.0(3)		

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>3 施設費貸付事業及び施設費交付事業</p> <p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p> <p>③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p> <p>④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。 また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。</p> <p>⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。</p> <p>⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。</p>	B	<p>施設費貸付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。</p> <p>施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。</p> <p>施設費貸付事業については、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施している。</p> <p>平成28年6月からは、国立大学施設支援センター長以下5人で組織する「国立大学施設支援センター貸付審査会」を新設し、3月末までに12回開催しており、従来の担当係等による審査に基づく決裁処理のみならず、複数人での合議により審査を行う体制を構築し、内部統制の強化及び審査の向上に努めている。</p> <p>貸付金の回収にあたっては、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行っている。また7国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施している。なお、債権回収率及び債務償還率についてはともに100%であり、適切に実施している。</p> <p>資金調達に係る債券の発行に際し、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に個別投資家訪問を15箇所実施している。</p> <p>「国立大学施設支援センター審議委員会」をはじめ、「病院経営分析検討チーム」、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催し、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行っている。</p> <p>また、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物である「国立大学法人の財務」を年度末に</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

		<p>刊行している。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>
<p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p> <p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。</p> <p>③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。</p>	<p>B</p>	<p>施設費交付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。</p> <p>各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、13国立大学法人等に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。</p> <p>国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、「資産活用に関する勉強会」を開催し、交付事業財源の確保に向けた検討を進めている。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>

平成28年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。

実績・参考データ

施設費貸付事業の実績

文部科学大臣の定め（平成28年4月1日付及び平成28年10月19日付）に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行った。（3月末現在実績：34法人、84事業、55,924百万円／28年度計画：36法人、95事業、66,137百万円）なお、翌年度繰越額9,313百万円については、医療機器に係る仕様の見直しに伴い建物の設計変更を行ったことにより工期に遅れが生じたこと、医療機器の調達において政府調達手続に期間を要したこと等によるものであり、不用額901百万円については、落札価格と予定価格との差額により貸付けを行う必要がなくなったこと等によるものである。

文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成28年5月、9月及び平成29年1月）において、当該貸付けに係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部長等に対し、貸付事業の留意点等について説明を行うとともに、8月に各国立大学法人に対して事務連絡を発出し、平成28年度最終貸付けのスケジュールについて周知徹底を図った。

財務省が財政融資資金貸付金利の下限を0.1%から0.01%に見直したことを受け、11月貸付分から、貸付利率を0.1%から0.01%など小数点第2位までとなるよう適切な見直しを行った。

各国立大学法人の工事進捗状況について、大学からの報告（5月、8月、10月、11月、1月、2月及び3月）に基づき、文部科学省に定期的に報告し、情報共有を図った。

○ 平成28年度施設費貸付事業（繰越額・不用額含む）

（単位：百万円）

	当初計画額	貸付実績額	繰越額	不用額
平成28年度	(36法人/95事業) 66,137	(34法人/84事業) 55,924	(17法人/23事業) 9,313	(25法人/38事業) 901
当回事業	(32法人/74事業) 56,537	(32法人/74事業) 55,144	(5法人/5事業) 724	(21法人/30事業) 669
補正事業	(16法人/21事業) 9,600	(9法人/10事業) 780	(13法人/18事業) 8,589	(8法人/8事業) 232

※当初計画額、貸付実績額には前年度繰越額を含む。

○ 施設費貸付事業による整備例



【新病棟】
(山梨大学)

- ◆ 特定機能病院として急性期医療の充実・先進医療への取組を加速するため、最先端の高度医療を提供できる施設を整備するとともに、屋上ヘリポートを設置して救急施設・ICUへ直結させたほか、個室の増床や設備の充実により療養環境を改善。



【中央診療棟】
(長崎大学)

- ◆ 社会の医療ニーズに合わせて大学病院の機能を強化するため、中央診療部門を集約するとともに、近年の高難度手術の増加傾向を踏まえて手術室や集中治療室を増室したほか、ドクターヘリを活用した救急医療に対応するため、ヘリポートを新設。



【デジタルガンマカメラシステム】
(金沢大学)

- ◆ 画像診断における医療の質を十分に確保するため、現有機器の老朽化に伴い、近年の診療の高度化に対応できる性能を備えた機器に更新。



【低侵襲手術支援システム】
(徳島大学)

- ◆ 安全で負担が少ない医療を提供するため、“外科手術”と“血管内治療”を組み合わせた治療を可能とする“ハイブリッド手術システム”を設置するとともに、高機能手術室全体の設備を総合的に整備。

平成28年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。

その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

実績・参考データ

施設費貸付事業の財源の調達

《長期借入れによる資金の調達》

平成28年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から51,653百万円（平成27年度からの繰越額4,467百万円及び補正予算額780百万円を含む）の長期借入れを行った。

《債券発行による資金の調達》

第1回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（5年債・50億円）を平成29年2月に発行した。発行に向けては、主幹事証券会社、受託会社及び格付け機関の選定を9月に行い、IR（インベスター・リレーションズ）資料を作成し、ウェブサイトへ掲載するとともに、12月～1月に個別投資家訪問を行うなど、IR活動を積極的に実施した。また、債券内容説明書を作成し公開することで、機構の事業内容や財務状況等の透明性の確保に努めた。なお、債券の格付については、平成29年2月の条件決定を受けて、旧センター債権と同じAAを取得した。

○ 平成28年度の資金調達実績

（単位：百万円）

区分	調達額			債券 発行	不用額等	
	財政融資資金				財政融資資金	
	計画額	繰越額	計	繰越額	不用額	
施設整備費	36,921	3,700	40,621	—	4,309	704
病院特別医療 機械整備費	10,265	767	11,032	4,271	5,003	197
合計	47,187	4,467	51,653	4,271	9,313	901

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※債券発行額は、既発行債券の償還分（729百万円）を除いた額である。

○ IR資料

投資家の皆様へ

大学改革支援・学位授与機構について

—平成28年度—



NIAD-QE
独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

大学改革支援・学位授与機構債券について



債券の商品性

- 一年間に1回の発行を予定
- 格付 R&I / AA (取得見込み)
- BISリスクウェイト 10%
- 一般担保付

信用力のポイント

- 全額政府出資
- 大学等の教育・研究活動の評価、国立大学等の施設整備支援、大学以外の高等教育段階での学習成果の評価に基づく学位授与等を行う政策執行機関
- 施設整備勘定において、費用>収益と損失が発生した場合は、積立金取崩により損益が均等化する仕組み
- 貸付対象である国立大学附属病院は、我が国の医療及び教育政策上重要な役割を果たしており、貸付先の国立大学法人の信用力は高く、貸倒実績は1件もない

地域医療及び教育への貢献

施設整備



実用化

大学改革支援・学位授与機構

資金の貸付

国立大学病院

建物整備

- 窓口業務の効率化
- 救急入院院内外の連携

多目的デジタルICUシステム

医療機器の設置

- 先進コースへの対応
- 先端医療の提供

患者サービス向上

*ハイブリッド手術対応型
*録音管理システム等設置

さらなる地域貢献のできる病院へ

平成28年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

実績・参考データ

償還確実性の審査等

「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費貸付規則」、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構貸付金債権管理規則」、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力及び大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査している。

平成28年6月からは、国立大学施設支援センター長以下5人で組織する「国立大学施設支援センター貸付審査会」を新設し、3月末までに12回開催しており、従来の担当係等による審査に基づく決裁処理のみならず、複数人での合議により審査を行う体制を構築し、内部統制の強化及び審査の向上に努めた。

○ 平成28年度貸付審査会開催概要

	開催日時	開催場所	議 事
第1回	平成28年 6月7日	竹橋オフィス 1105会議室	1. 国立大学施設支援センター貸付審査会の設置について 2. 第2・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について 3. 施設費貸付事業（設備整備）に係る貸付金利（平成28年6月～平成29年2月）の決定について
第2回	平成28年 6月21日	竹橋オフィス 1105会議室	1. 平成28年7月借入申込み時審査について
第3回	平成28年 7月11日	竹橋オフィス 1012会議室	1. 平成29年度借入事業要求時審査について（熊本大学除く）
第4回	平成28年 7月25日	竹橋オフィス 1105会議室	1. 平成29年度借入事業要求時審査について（追加分） 2. 平成28年8月借入申込み時審査について
第5回	平成28年 8月29日	竹橋オフィス 1001会議室	1. 平成28年9月借入申込み時審査について 2. 平成28年度 第3・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	開催日時	開催場所	議 事
第6回	平成28年 9月20日	竹橋オフィス 1105会議室	1. 施設費貸付事業（設備整備）に係る見直し金利（平成28年9月20日見直し分）の決定について
第7回	平成28年 10月11日	竹橋オフィス 1012会議室	1. 平成28年11月借入申込み時審査について 2. 施設費貸付事業（設備整備）に係る貸付金利（平成28年11月～平成29年2月）の決定について
第8回	平成28年 11月28日	竹橋オフィス 1105会議室	1. 平成28年12月借入申込み時審査について 2. 平成27年事業年度貸付後の確認（事業状況等の確認）について 3. 平成28年度 第4・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第9回	平成28年 12月16日	竹橋オフィス 1001会議室	1. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の発行により調達する資金の管理運用手続第6に基づく施設費貸付事業に係る収支状況の確認について
第10回	平成29年 1月26日	竹橋オフィス 1001会議室	1. 平成29年2月借入申込み時審査について
第11回	平成29年 2月27日	竹橋オフィス 1012会議室	1. 平成29年3月借入申込み時審査について
第12回	平成29年 3月15日	竹橋オフィス 1001会議室	1. 施設費貸付事業に係る貸付金利（平成29年3月）及び見直し金利（平成29年3月20日見直し分）の決定について 2. 国立大学施設支援センター貸付審査会設置要項の制定について

平成28年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。

また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

実績・参考データ

債権回収及び債務償還の確実な実施

「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構貸付金債権管理規則」等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の償還を確実に実施（回収及び償還は毎年度9月及び3月）した。（平成27年度末債務残高：5,124億円、平成28年度償還予定額：297億円、3月末現在実績：297億円）

9月の貸付金の回収に向けて、8月22日、8月31日及び9月7日付で貸付先に払込通知書を発行・送付した。平成28年9月の債権回収率はこれまでどおり100%である。

3月の貸付金の回収に向けて、2月16日付で貸付先に払込通知書を発行・送付した。平成29年3月の債権回収率はこれまでどおり100%である。

貸付先訪問調査（現地調査）については、平成28年度は7法人を対象に10月から11月に実施した。

○ 平成28年度の債権回収実績

（単位：百万円）

元金回収額	年度末 債権額	利子回収額
33,978	559,388	4,307

○ 平成28年度の債務償還実績

（単位：百万円）

区分	前年度末 債務残高	借入額	前年度 繰越借入額	元金償還額	年度末 債務残高	利子支払額
財政融資 資金	512,443	47,187	4,467	29,708	534,388	4,017
債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	60

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人からの元金回収額と財政融資資金への元金償還額の差額は、債券償還財源に充当している。

※国立大学法人からの利子回収額と財政融資資金への利子支払額の差額は、債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当している。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成28年度現地調査実績（施設費貸付事業）

No.	法人名	調査日
1	秋田大学	10月18日（火）～10月19日（水）
2	群馬大学	11月21日（月）～11月22日（火）
3	名古屋大学	11月9日（水）～11月10日（木）
4	京都大学	11月17日（木）
5	香川大学	11月15日（火）～11月17日（木）
6	愛媛大学	
7	大分大学	11月1日（火）～11月2日（水）

平成28年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

実績・参考データ

IR活動の実績

貸付事業に係る民間資金調達としての機構債券の発行に際し、投資家と直接対話する主幹事証券会社の販売担当者に対して説明を実施した。また、今年度は新法人として初回債であることから、IR（インベスター・リレーションズ）活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき、中央及び地方の個別投資家訪問を旧センター時より多い計15箇所実施した。

文部科学省監修の下、国立大学附属病院の現状等を収載した「大学病院の現状」を引き続き製作・発行し、個別投資家等に対し機構の事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援しているすべての国立大学附属病院の教育・研究・診療の各機能について広報した。

平成28年度は新たに「国立大学附属病院の将来像～現状と展望～「グランドデザイン2016」」（国立大学附属病院長会議発行）をIR活動で活用した。また、主幹事証券会社による施設費貸付先訪問を実施し、国立大学附属病院の役割や意義を主幹事証券会社のレポートを通じて投資家へ発信した。

○ IR訪問実績

訪問日時	訪問先・件数
平成28年12月15日（木）	関東2箇所
平成28年12月19日（月）～20日（火）	近畿5箇所
平成29年1月17日（火）	関東1箇所
平成29年1月20日（金）	関東1箇所
平成29年1月24日（火）～25日（水）	東北5箇所
平成29年1月30日（月）	関東1箇所
計	15箇所

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 大学病院の現状（抜粋）



1. 大学病院の機能

(1) 大学病院とは

- 医師及び歯科医師の養成を行う大学医学部及び歯学部教育研究に必要な施設として設置されている病院(大学設置基準第39条)。
- 高度な医療の提供、高度な医療技術の開発・評価、研修の実践にあたる「特定機能病院」に承認されている病院(医療法第4条の2)。(本院77病院のみ)

(2) 大学病院の特徴

教育 医学部学生の臨床実習や、卒後の医師の初期・専門研修等、医療従事者の養成機関
→ 採算に関係なく、幅広い診療科・部門が必要。

研究 新しい医薬品・医療機器の開発や、難治性疾患の病態解明のための研究等を行う高度な研究機関。
→ 様々な症例を確保するために、多くの病床が必要。

診療 高度医療の提供や地域医療機関への医師の供給等を行う地域の中核的医療機関
→ 高い機能を備えた医療機器や、優れた技術を有する多くの医師等が必要。

(参考1) 大学病院を持つ大学の割合

区分	大学数	56系系科院を含む大学数
国立大学	86	42(48.8%)
公立大学	91	8(8.8%)
私立大学	600	30(5.0%)
計	777	80(10.3%)

出典: 文部科学省平成26年度学校基本調査報告書

(参考2) 全国大学病院数一覧 (平成27年11月1日現在)

	国立	公立	私立	合計
1. 医科大学病院	42	12	83	137
本院	47	8	30	85
分院		4	53	57
2. 歯科大学病院	2	1	29	32
本院	2	1	15	18
分院			5	5
3. 看護研究科附属病院	1			1
4. 看護医療科大学病院		1	6	7
本院		1	3	4
分院			3	3
5. 鍼灸系大学病院			1	1
6. 理学療法系大学病院			1	1
合計	45	14	111	170

(参考3) 特定機能病院について

○ 医療法 第4条の2 (抜粋)

- ・ 高度の医療を提供する能力を有すること。
- ・ 高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること。
- ・ 高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。など

○ 承認要件

- ・ 病床数400床以上を有すること。
- ・ 16診療科全てを有すること。
- ・ 外来患者紹介率が50%以上であること。
- ・ 逆紹介患者数が40%以上であること。
- ・ 医療安全管理責任者の配置や専任の医師、薬剤師及び看護士の医療安全管理部門への配置など、医療安全管理部門の体制が強化されていること。(注)
- ・ 医師等が学術審議で英語のある学術雑誌に掲載された英語論文が年間70件以上あること。など

※平成28年6月10日付省令改正等において、新たに承認要件となった項目

特定機能病院承認状況 (平成28年9月現在)

※大学病院は27%
※その内57%は病院
※国立がん研究センター中央病院
※国立感染症研究所
※附属医科大学病院
※附属医科大学病院
※附属医科大学病院
※附属医科大学病院
※附属医科大学病院
※附属医科大学病院
※附属医科大学病院
※附属医科大学病院
※附属医科大学病院

平成28年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

実績・参考データ

国立大学の財務に係る調査、分析

《病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG》

旧センターの実績を継承し、新法人として「病院経営分析検討チーム」及びその下に「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」を引き続き設置し、3月末までにチーム会議を2回、WG会議を12回開催した。

「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」において、各国立大学附属病院における経営判断等に寄与することを目的に、前年度末にとりまとめた、「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標」について、国立大学附属病院の病院経営企画担当者や大学本部の財務担当者に対し、平成28年7月から8月にかけて全国3会場（7月27日東京、7月29日岡山、8月1日名古屋）で説明会を実施した。

「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標について」に各附属病院の平成27年度決算情報を反映した更新版を作成し、平成29年2月に各大学へ提供した。

「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」において、全国国立大学病院事務部長会議と連携して開催する国立大学附属病院の経営分析担当者を対象とした「国立大学病院経営分析ワークショップ」での実践的な分析手法について検討を行った。ワークショップは、1月に東京で開催し、全国34大学35人の参加があった。

○ 国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等に関する説明会（概要）

本説明会は、各国立大学附属病院の経営分析を行う実務担当者を対象に、国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG委員が「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標」の解説を行うことに加え、実際に指標を用いて分析を行った大学の事例を紹介することによって指標の普及を図り、もって国立大学附属病院の経営改善及び経営分析を担う人材の育成を目的として行った。各会場における参加者数は以下のとおり。

会場	参加大学数	参加者数
東京会場	17大学	79人
岡山会場	15大学	65人
名古屋会場	12大学	56人
計	44大学	200人

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置



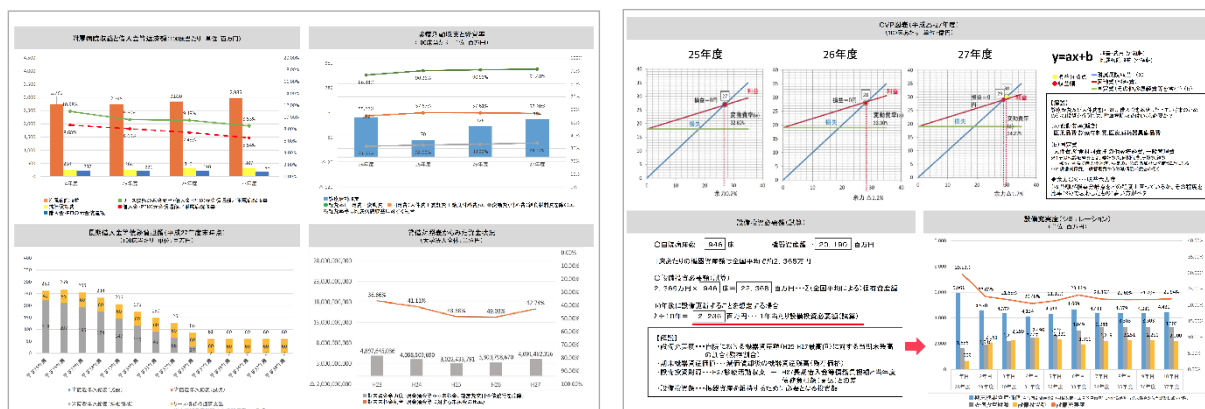
【岡山会場】



【名古屋会場】

○ 国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標（概要）

各国立大学附属病院における経営判断等に寄与することを目的に、42国立大学附属病院（歯学部附属病院等含む）の財務諸表等から見た病院経営のアラームとなる財務指標（『附属病院収益と借入金等返済額』『診療活動収入と経費率』『長期借入金等債務負担額』『貸借対照表からみた資金状況』『損益分岐点（CVP）分析図表』『設備充実度及び設備投資必要額』）について、平成27年度決算値を基に更新を図り、各大学に配布した。



○ 平成28年度国立大学附属病院経営分析ワークショップ（概要）

本ワークショップは、全国国立大学病院事務部長会議と連携し、財務及び診療のデータを組み合わせて分析する知識と技能を持ち、病院上層部に経営改革の方策を提案できる人材の育成を目的として開催し、34大学から経営分析担当係長等35人の参加を得た。開催にあたっては、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」において、約4か月かけてワークショップのコンテンツ作りを行った。

具体的には、事前にサンプル大学病院のデータを基に今後の収益と費用の課題を分析させ、グループワークにおいて、事前に分析した課題について経営分析担当者の視点で議論を行い、その後、各グループ別に財務計画及び経営改善のためのストーリーボードについて発表を行ったものである。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置



【グループワーク】



【各グループの発表】

《国立大学施設支援センター審議委員会》

国立大学施設支援センターの実施する事業に関し、国立大学法人等の財務・経営の現状及び課題並びに国立大学法人等が必要としている支援について整理し、より効果的な事業の在り方について検討を行うため、国立大学施設支援センター審議委員会を10月及び3月に開催した。

○ 国立大学施設支援センター審議委員会 委員名簿（平成28年7月現在）

加藤 健	弘前大学理事・副学長・事務局長
喜連川 優	国立情報学研究所長
竹田 幸博	滋賀医科大学理事
田中 雄二郎	東京医科歯科大学理事・副学長
谷口 功	国立高等専門学校機構理事長
徳永 保	筑波大学教授
松尾 清一	名古屋大学総長
宮田 裕州	岡山大学理事・事務局長
山崎 光悦	金沢大学長
山本 修一	千葉大学医学部附属病院長（五十音順 敬称略）

《国立大学法人の財務等に関する勉強会》

国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図るため、国立大学施設支援センターが行う支援事業の在り方について検討することを目的として、国立大学法人の財務担当部長等で構成する「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を設置し、平成29年3月末までに7回開催した。本勉強会では、いくつかの国立大学の財務等に関する取組を事例集として1月末にとりまとめており、2月から3月にかけて文部科学省が全国各地で行う予算の説明会において、各国立大学法人に対して情報提供を行った。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

《国立大学法人の財務》

貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データのとりまとめを行い、当該成果物を平成28年度末に刊行した。

平成28年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

実績・参考データ

施設費交付事業の実績

文部科学大臣の定め（平成28年4月6日付及び平成28年10月14日付）に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行った。（平成29年3月末現在実績：90法人、93事業、3,862百万円／28年度計画：90法人、93事業、3,874百万円）

○ 平成28年度施設費交付事業

(単位：百万円)

	交付決定額	支払済額	備考
平成28年度	(90法人/93事業) 3,874	(90法人/93事業) 3,862	緊急営繕3事業を含む

○ 施設費交付事業による整備例



【バリアフリー対策工事】
(東京芸術大学)

- ◆ 東京芸術大学大学会館について、段差解消・エントランスの自動ドア化・多目的トイレ設置等のバリアフリー対策工事を実施。



【外壁等改修工事】
(岐阜大学)

- ◆ 学生寮について、老朽化・機能劣化が進んでいたため、学生の生活に支障を来たすことがないよう外壁等の改修工事を実施。

平成28年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

実績・参考データ

施設費交付事業の適正な実施

「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年7月16日法律第114号）」及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費交付事業費交付規則」等に基づき、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認し、交付決定を行った。

平成27年度事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、事業が上記法令等に違反することなく実施されたか、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行った。

文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成28年5月、9月及び平成29年1月）において、当該交付に係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び財産処分制限の説明を行った。

交付先訪問調査（現地調査）については、平成28年度は13法人を対象に10月から11月に実施した。なお、施設費交付事業の財源が国立大学法人等の土地処分収入によるところから、当該法人における土地処分等の計画についても聴取し、状況把握に努めた。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成28年度現地調査実績（施設費交付事業）

No.	法人名	調査日
1	岩手大学	10月18日（火）～10月20日（木）
2	秋田大学	
3	群馬大学	11月21日（月）～11月22日（火）
4	横浜国立大学	10月17日（木）
5	名古屋大学	11月9日（水）～11月11日（金）
6	名古屋工業大学	
7	豊橋技術科学大学	
8	京都大学	11月17日（木）～11月18日（金）
9	京都工芸繊維大学	
10	香川大学	11月15日（火）～11月17日（木）
11	愛媛大学	
12	福岡教育大学	10月31日（月）～11月2日（水）
13	大分大学	

平成28年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。

実績・参考データ

施設費交付事業の財源の確保

国立大学法人等が保有している未利用の土地及び建物等の資産の有効活用並びに施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、幅広く資産の活用に関する内容について研修会等を行うこととしており、平成28年8月に「資産活用に関する勉強会」を開催した。

なお、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための法律改正及び文部科学省の認可基準等の策定を受けて、平成29年4月にこれをテーマとした勉強会を開催することを決定した。

○ 資産活用に関する勉強会開催実績

【第8回】

日時：平成28年8月25日（木）10時00分～12時00分

場所：学術総合センター10階

大学改革支援・学位授与機構竹橋オフィス1012・1013会議室

参加者：国立大学施設支援センター12人、文部科学省5人、近郊国立大学法人16人

内容

テーマ：「国立大学法人法の一部を改正する法律の概要について」

《 文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課 》

「土地の有効活用の手法と具体的事例」

《 みずほ信託銀行 》

【第9回】

日時：平成28年8月25日（木）13時00分～15時00分

場所：学術総合センター10階

大学改革支援・学位授与機構竹橋オフィス1012・1013会議室

参加者：国立大学施設支援センター12人、文部科学省9人、近郊国立大学法人8人

内容

テーマ：「国立大学法人法の一部を改正する法律の概要について」

《 文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課 》

「PRE戦略の概略と国立大学法人法改正について」

《 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 》

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。
- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682		
経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947		
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—		
従事人員数（人）	7	7	11.0(3)		

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>4 国から承継した財産等の処理</p> <p>(1) 旧特定学校財産の管理処分等</p> <p>① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。</p> <p>② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。</p> <p>(2) 承継債務償還</p> <p>国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	B	<p>東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、未売却の土地については、使用契約を締結し、使用料を徴収している。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。</p> <p>平成28年度の債権回収及び債務償還については、回収率及び償還率はともに100%であり、適切に実施している。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>

平成28年度計画

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。

実績・参考データ

東京大学生産技術研究所跡地の売却等

東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度より独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で、分割して持分売却を行っているところであるが、平成28年度は、5月に持分144,794/2,997,481を3,010百万円で売却した。これにより、売却持分累計比率は83.85%となり、未売却持分比率は16.15%となった。未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、6月に使用料[※]を徴収した。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、平成33年度に完了する見込みである。

※土地使用料には、当該土地に係る固定資産税相当分が含まれる。

年度	土地全体 評価額	土地全体 面積	売却額	既売却 面積	当該年度 売却面積	未売却 面積	当該年度 売却持分 比率	売却持分 累計比率	未売却 持分 比率
28 年 度	62,310 百万円	29,974.81 m ²	3,010 百万円	23,686.79 m ²	1,447.94 m ²	4,840.08 m ²	4.83%	83.85%	16.15%

平成28年度計画

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

実績・参考データ

処分後の財産の利用状況の適切な把握

平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めているところであるが、建設費の高騰や労務不足の影響による一部施設の着工時期の遅れなどの事業スケジュールの変更等について事業者より申出があり、平成28年8月に市、大学及び機構はこれを承認した。

○ 広島大学本部跡地における経緯

- 平成 26 年 1 月 ・ 事業予定者（三菱地所レジデンス株式会社を代表とする 8 者からなるグループ）と 1 月 27 日に土地売買の契約を締結。（3.8ha、44 億円）
2 月 ・ 2 月 17 日事業者（三菱地所レジデンス株式会社を代表とする 8 者からなるグループ）へ所有権移転。

広島大学本部地区跡地について、すべての処分が完了。

- 平成 26 年 7 月 ・ 6 月 27 日に事業者（三菱地所レジデンス株式会社を代表とする 9 者からなるグループ）から、「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」の事業実施計画（案）の承認について申出があり、市及び大学並びに独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下、センター）はこれを承認。（事業者が 1 者追加され、一部所有権移転についても併せて申出があり、センターはこれを承認。）

「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」事業開始。

- 平成 27 年 6 月 ・ 6 月 17 日に事業者から、建設費の高騰や労務不足の影響による事業スケジュールの変更等について事業者より申出があり、6 月 30 日、市及び大学並びにセンターはこれを承認。（事業実施計画の一部変更）
平成 28 年 4 月 ・ 法人統合に伴い、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となる。
平成 28 年 8 月 ・ 8 月 9 日に事業者から、建設費の高騰や労務不足の影響による事業スケジュールの変更等について事業者より申出があり、8 月 16 日、市及び大学並びに機構はこれを承認。（事業実施計画の一部変更）

平成28年度計画

4 国から承継した財産等の処理

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。

実績・参考データ

承継債務の償還等の確実な実施

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43国立大学法人から納付される金銭を徴収し、財政融資資金への償還を実施（回収・償還は毎年度9月及び3月、あるいは5月及び11月）した。

平成28年度の5月25日、9月29日、11月25日及び3月29日の償還については、これまでどおり回収率100%である。（平成27年度末債務残高：2,426億円、平成28年度償還予定額：408億円、3月末現在実績：408億円）

○ 平成28年度承継債務償還額

（単位：百万円）

	元金相当額	利息相当額	合計償還額
平成28年度	40,773	4,420	45,193

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。

⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	345,190	297,417	275,082		
経常収益（千円）	345,190	297,417	275,731		
うち運営費交付金収益（千円）	205,005	159,369	149,947		
うち手数料収入	124,433	121,912	118,404		
うちその他収入（千円）	15,752	16,135	7,380		
従事人員数（人）	23.5(5)	20.4(5)	19.3(4)		

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>5 学位授与</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。</p> <p>また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。</p> <p>② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申請に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。</p> <p>また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。</p> <p>また、適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。</p> <p>④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。</p> <p>⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図</p>	B	<p>単位積み上げ型による学士の学位授与について、年度計画のとおり確実に学位授与を行った。</p> <p>また、インターネットを利用した電子申請の利用率は平成27年度に比較して上昇しており、特例による学位授与申請においてはすべて電子申請により受け付けている。また、不合格者に対する個別理由の通知なども行っているほか、必要に応じて、修得単位の審査の基準等について見直しを行った。</p> <p>申出のあった短期大学及び高等専門学校の専攻科について、年度計画のとおり、審査を行い認定を行った。</p> <p>また、認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。</p> <p>特例の適用を希望する専攻科の審査については、機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科からの申出を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い適用認定を行った。また、4月期と10月期に特例による学位授与申請を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い、6月以内に学位を授与した。</p> <p>受験者数の減に応じて試験会場数を見直すとともに、それまで外部に委託していた東京地区の会場設営を職員が行った。また、学位審査会をタブレット端末によるペーパーレス会議として実施することや特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査を認定専攻科の教育の実施状況等の審査と併せて行うよう関係規程を整備した。これらの取り組みにより事業全体の効率化及び合理化を図った。</p> <p>学位取得者に対するアンケート調査を実施し、その結果は、研究開発部と共有し、学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等を行う際のデータとして確実に蓄積している。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<p>りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。</p>		<p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。</p> <p>また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。</p> <p>修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。</p> <p>③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。</p>	<p>B</p>	<p>申出のあった省庁大学校の課程について、年度計画どおり、審査を行い認定を行った。また、認定を受けている課程に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。</p> <p>認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。</p> <p>口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることにより、年度計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>(3) 学位授与事業についての広報</p> <p>単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。</p>	<p>B</p>	<p>単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対して、必要な情報をウェブサイトを活用して提供し、周知を図るとともに、パンフレットや学位授与申請案内を必要に応じて見直し、関係機関等に配布した。</p> <p>また、学位授与制度や学位授与申請、認定等の手続きに係る説明会を3件開催し、学位授与事業に関する情報を発信した。</p> <p>さらに、「機構ニュース」の発行等を通じ、学位授与事業に関する情報発信を行った。</p> <p>加えて、学士を取得した者を対象とした「学位取得者表彰制度」を創設した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>

平成28年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

実績・参考データ

単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校卒業生、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学位授与を以下のとおり行った。

① 申請の受付

4月期は平成28年4月1日から4月7日まで、10月期は10月1日から10月7日まで申請の受付を行った。

また、電子申請のデータ入力については、申請者の利便を考慮して4月期は平成28年3月15日から開始し4月6日まで、10月期は9月13日から10月6日までとした。平成28年度4月期の電子申請の利用率は71.5%（特例による学位授与申請を除く通例申請分のみ。10月期同じ。）であり、平成27年度4月期の64.9%と比較して6.6P上昇、10月期は75.6%であり、平成27年度10月期の66.5%と比較して9.1P上昇した。

② 修得単位の審査

申請のあった専攻の区分を担当する専門委員会及び部会を開催し、専攻の区分ごとに、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを判定した。

③ 学修成果・試験の実施及び審査

申請者が提出した学修成果（レポート・作品等）に基づいて、4月期は6月5日に小論文試験及び面接試験を実施し、10月期は12月4日に面接試験、12月11日に小論文試験を実施した。専門委員会及び部会を7月及び1月に開催し、専攻の区分ごとに、各申請者が当該専攻に係る学士の学力の水準を有していると認められるか（学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか）を判定した。

なお、10月期の小論文試験においてストレス性の疾患のある申請者に対し、別室受験の措置を講じた。また、北海道地方における記録的な積雪による航空機の欠航に伴い、試験時間の繰り下げや追試験（12月18日）を認める措置を講じた。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

④ 合否判定

各専門委員会・部会の判定案をとりまとめ、4月期は8月19日に開催した学位審査会において申請者316人のうち274人を合格と判定し、9月末までに学士の学位を授与した。

10月期は平成29年2月15日に開催した学位審査会において通例申請者710人のうち650人を合格と判定し、修了見込みでの申請者に対しては修了及び単位の修得の確認を行い、結果646人に3月末までに学士の学位を授与した。

⑤ 不合格者に対する配慮

学修成果・試験で不可となった申請者全員（試験欠席者を除く。）に対して、個別の不可判定の理由を具体的に通知する不可判定の理由通知文を作成し、通知している。

4月期は、不合格者42人のうち学修成果・試験で不可となった32人に対して、不可判定の理由通知文を作成・送付した。

10月期は、不合格者64人のうち学修成果・試験で不可となった42人に対して、不可判定の理由通知文を作成・送付した。

⑥ 基礎資格や専攻の区分の見直し

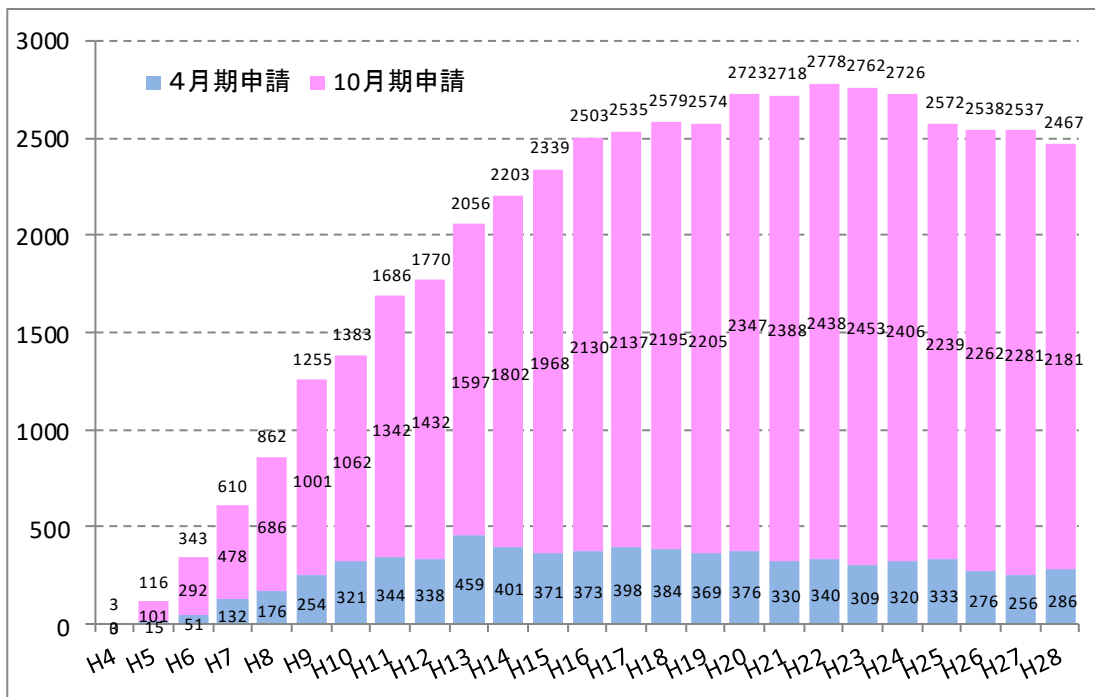
法令の改正を踏まえて規則を改正し、平成28年度から一定の要件を満たす高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科及び特別支援学校高等部の専攻科の修了者についても基礎資格を有する者として学位授与申請を受け付けるものとした。

また、学問の進展や大学における教育の実施状況等を踏まえ、新たな専攻の区分の設置を検討するために、調査研究協力者会議を設置して全3回にわたる会議を開催し、新たに演劇の分野に対応する専攻の区分の必要性や名称等についての検討結果を得た。

検討結果を踏まえ、2月15日に開催した学位審査会で審議し、新たな専攻の区分「演劇」が追加された。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 短期大学・高等専門学校卒業生等に係る学士の学位取得者数の推移



○ 試験会場



○ 学位記



平成28年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する特攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた特攻科について認定する。

また、認定を受けている特攻科に対しては、一定期間ごとに当該特攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

実績・参考データ

専攻科の認定及び教育の実施状況等の審査

平成29年度から機構の認定を希望する短期大学2校2専攻及び高等専門学校2校3専攻から、9月末までに認定の申出を受け付けた。

平成28年度教育の実施状況等に関する審査については、短期大学5校6専攻の審査を実施するため、9月末までに書類の提出を受けた。

11月9日に開催された学位審査会において審査を付託し、11月及び翌年1月に専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、平成29年2月15日に開催された学位審査会において、認定の申出のあった4校5専攻を「可」、教育の実施状況等に関する審査を実施した5校6専攻を「適」と判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

また、審査対象専攻に対して、可否又は適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織等の対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成29年度認定専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
明倫短期大学	生体技工専攻	10	2	学校法人明倫学園
姫路日ノ本短期大学	幼児教育専攻	10	2	学校法人日ノ本学園
鈴鹿工業高等専門学校	総合イノベーション工学 専攻	24	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
奈良工業高等専門学校	システム創成工学専攻	24	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	物質創成工学専攻	6	2	

○ 平成28年度教育の実施状況等の審査実施専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
日本歯科大学新潟短期大学	歯科衛生学専攻	10	1	学校法人日本歯科大学
飯田女子短期大学	地域看護学専攻	15	1	学校法人高松学園
	助産学専攻	5	1	
鈴鹿大学短期大学部	健康生活学専攻	5	2	学校法人享栄学園
白鳳短期大学	リハビリテーション学専 攻	30	1	学校法人西大和学園
高知学園短期大学	地域看護学専攻	20	1	学校法人高知学園

平成28年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

実績・参考データ

特例の適用を希望する専攻科の認定

学士の学位の授与の特例の適用を希望する、機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科に対し、以下のとおり審査を行った。

① 書類の受理及び審査

4月末までに、短期大学2校2専攻、高等専門学校6校7専攻の計8校9専攻から申出を受け付け、5月13日に開催された学位審査会において審査を付託し、5月及び7月に専門委員会・部会において、大学学部教育に相当する概ね4年間の教育課程が機構の定める基準と適合しているかどうか、「学修総まとめ科目」が適切に設定されているかどうか等について審査した。

② 可否の決定及び通知

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、8月19日に開催された学位審査会において短期大学2校2専攻及び高等専門学校6校7専攻を可と判定し、設置者に通知した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成29年度特例適用専攻科

名 称	専 攻 名	設 置 者	学位授与申請が認められる専攻の区分
高知学園短期大学	地域看護学専攻	学校法人高知学園	看護学
聖霊女子短期大学	健康栄養専攻	学校法人聖霊学園	栄養学
茨城工業高等専門学校	産業技術システムデザイン工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構	機械工学 電気電子工学 情報工学
岐阜工業高等専門学校	先端融合開発専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構	応用化学 機械工学 電気電子工学 情報工学 土木工学 建築学
鈴鹿工業高等専門学校	総合イノベーション工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構	機械工学 電気電子工学 応用化学 材料工学
奈良工業高等専門学校	システム創成工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構	機械工学 電気電子工学 情報工学
	物質創成工学専攻		応用化学
呉工業高等専門学校	プロジェクトデザイン工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構	機械工学 電気電子工学 土木工学 建築学
大阪府立大学工業高等専門学校	総合工学システム専攻（※）	公立大学法人大阪府立大学	機械工学 電気電子工学 応用化学 土木工学

※すでに特例の適用認定を受けている専攻科について教育課程等に重要な変更があったことに伴う再度の適用認定の審査を行ったもの

特例適用専攻科の変更に係る審査

平成 28 年度から科目表又は学修総まとめ科目に変更が生じるものについて、以下のとおり審査を行った。

① 審査

短期大学 10 校 11 専攻、高等専門学校 54 校 96 専攻の変更について、11 月 9 日に開催された学位審査会において審査を付託し、11 月及び翌年 1 月に専門委員会・部会において審査が行われた。

② 可否の決定及び通知

各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、平成 29 年 2 月 15 日に開催された学位審査会において判定の結果に基づく特例の適用認定の変更の可否を判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査

平成 29 年度に実施予定の特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、8 月 19 日開催の学位審査会で対象となる専攻を決定し、設置者に通知した。

特例適用による学士の学位授与

特例適用による学位授与の申請及び受付について、以下のとおり行った。

① 申請の受付

申請はすべて電子申請システムを利用し、4 月期はデータ入力及び送信を平成 28 年 4 月 1 日から 4 月 14 日まで、書類送付を 4 月 8 日から 4 月 15 日まで、10 月期はデータ入力及び送信を 9 月 20 日から 10 月 13 日まで、書類送付を 10 月 7 日から 10 月 14 日までの期間として受け付けた。

電子申請システムにおいて、申請者の修得単位とあらかじめ専門委員会・部会で審査した科目表との照合により、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを確認した。

② 学修総まとめ科目の履修に関する審査

申請者が提出した学修総まとめ科目の履修計画書について、専門委員会及び部会において審査し、必要に応じて再提出を求めた。

また、4 月期は 8 月から 9 月にかけて、10 月期は 2 月から 3 月にかけて学修総まとめ科目の履修終了時に申請者が提出した成果の要旨等により履修に関する審査を行った。

③ 合否判定

4 月期は、8 月 19 日に開催した学位審査会において申請者 13 人全員を、単位修得、学修総まとめ科目の成果の要旨等及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定するものとして合格と判定し、確認の結果 12 人に 9 月末までに学士の学位を授与した。

10 月期は、平成 29 年 2 月 15 日に開催した学位審査会において申請者 1,553 人全員を、

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

単位修得、学修総まとめ科目の成果の要旨等及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定するものとして合格と判定し、確認の結果 1,535 人に平成 29 年 3 月までに学士の学位を授与した。

また、平成 27 年度 10 月期の学位授与申請者に係る審査結果に基づき、各特例適用専攻科の学修総まとめ科目の実施状況について学位審査会で検証し、必要に応じて各特例適用専攻科に改善を求めた。

そのほか、特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、認定専攻科の教育の実施状況等の審査と併せて行うことや、実施内容及び方法等の検討を進め、12 月に関係規定を整備し、専攻科の担当者向けの書類作成の手引を平成 29 年 2 月に作成し、平成 29 年度の審査対象専攻に配付した。

平成28年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。

実績・参考データ

事業の効率化及び合理化

特例適用による小論文試験の受験者減を踏まえ、10月期の小論文試験会場を東京、大阪の2地区に縮減した。

また、これまで外部に委託していた東京地区の小論文試験会場の机と椅子の調達及び設置について、10月期には機構内の備品を利用して職員において行った。

さらに、学位授与に関係する会議資料のペーパーレス化について検討を行い、平成29年2月15日に開催した学位審査会において試行し、3月10日に開催した学位審査会においては、タブレット端末によるペーパーレス会議として実施した。

平成28年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。

実績・参考データ

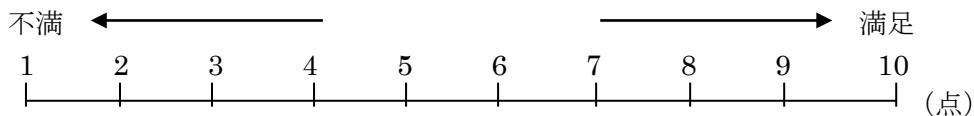
アンケート調査の実施

今後の学位授与業務の改善の参考とするため、学位取得者の満足度、「新しい学士への途」の分かりやすさ等に関するアンケート調査を、学位取得者に学位記を送付する際に同封し実施した。4月期には学位取得者286人に送付し、232人から回答を得た。

また、10月期は研究開発部と調査項目を精査の上、通例による学位取得者646人については、4月期と同様の方法にてアンケート調査を実施し、特例適用による学位取得者1,535人については、オンラインによりアンケート調査を実施した。なお、10月期については年度末に調査協力等を依頼しているため、回答は翌年度となる。

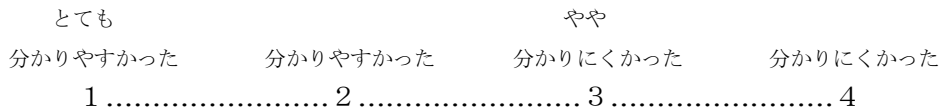
○ アンケート調査結果（抄）

問) 学位を取得したことに對する現時点での満足度は10点満点で何点くらいですか。下のスケールのあてはまる点数に○をつけてください。



結果) 平成27年度10月期：平均8.5点（当該項目の回答者数1,444人の平均）
平成28年度4月期：平均8.7点（当該項目の回答者数231人の平均）

問) 「新しい学士への途」の中の単位の履修方法、学修成果の作成などの説明文は分かりやすいものでしたか。（通例申請者のみ）



結果) 平成27年度10月期：平均2.2点（当該項目の回答者数536人の平均）
平成28年度4月期：平均2.4点（当該項目の回答者数221人の平均）

問) 分かりにくかった点を具体的にご記入ください。

回答例)

- ・必要な書類が基礎資格を有する者の区分等により異なることが分かりにくかった。
- ・単位修得の要件と単位修得状況申告書の記載方法が分かりにくかった。

など

平成28年度計画

5 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

実績・参考データ

省庁大学校の課程の認定及び教育の実施状況等の審査

省庁大学校の課程の認定については、平成29年度末からの学位授与をめざす防衛医科大学校医学教育部看護学科から、9月末までに申出を受け、11月9日に開催された学位審査会で審査を付託し、以下のとおり審査を行った。

① 書類の受理

平成28年9月に、防衛医科大学校医学教育部看護学科の認定に係る申出書類を受理した。

② 教員組織及び教育課程等の審査

11月に開催した専門委員会及び部会において、大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部に対応する水準を有しているかを審査した。

③ 可否の決定及び通知

審査担当部会の審査結果をとりまとめ、平成29年2月15日に開催された学位審査会において「可」と判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。

また、審査対象課程に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織等に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

省庁大学校の認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、防衛大学校本科、同大学校理工学研究科前期課程及び後期課程の計3課程を対象に、以下のとおり審査を行った。

① 教員組織及び教育課程等の審査

教育の実施状況等の審査に係る書類を対象課程から5月末までに受理し、7月に開催した専門委員会及び部会において、大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に対応する水準を有

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

しているかを審査した。

② 補正審査

審査の結果、補正が必要と判定された課程については、書類の補正を求め、11月に開催した専門委員会・部会において補正部分の審査を行った。

③ 適否の決定及び通知

審査担当部会の審査結果をとりまとめ、平成29年2月15日に開催された学位審査会においていずれも「適」と判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。

また、審査対象課程に対して、適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織等に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 認定課程一覧（平成 29 年 3 月現在）

（1）大学の学部に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称
防衛医科大学校医学教育部医学科	6	平成 3年 8月30日	医学
防衛大学校本科	4	平成 3年12月18日	理学、工学、社会科学、人文科学
水産大学校本科	4	平成 3年12月18日	水産学
海上保安大学校本科	4	平成 3年12月18日	海上保安
気象大学校大学部	4	平成 3年12月18日	理学
職業能力開発総合大学校長課程	4	平成 3年12月18日	工学
国立看護大学校看護学部看護学科	4	平成13年 3月26日	看護学
職業能力開発総合大学校総合課程	4	平成24年 2月13日	生産技術
防衛医科大学校医学教育部看護学科	4	平成29年 2月15日	看護学

（2）大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称
防衛大学校理工学研究科(前期課程)	2	平成 3年12月18日	理学、工学
職業能力開発総合大学校研究課程*	2	平成 3年12月18日	工学
水産大学校水産学研究科	2	平成 6年 6月23日	水産学
防衛大学校総合安全保障研究科(前期課程)	2	平成 9年 3月11日	安全保障学
国立看護大学校看護学部看護学研究科(前期課程)	2	平成17年 2月10日	看護学
職業能力開発総合大学校長養成課程職業能力開発研究学域	2	平成28年 2月12日	生産工学

* 平成 24 年度末廃止

（3）大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4	平成 3年 8月30日	医学
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	3	平成13年 3月12日	理学、工学
防衛大学校総合安全保障研究科(後期課程)	3	平成21年 2月13日	安全保障学
国立看護大学校看護学部看護学研究科(後期課程)	2	平成27年 2月13日	看護学

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成 28 年度教育の実施状況等の審査実施課程

1. 大学の学部に対応する教育を行う課程

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所管省庁 担当部局
防衛大学校	本科課程	530	4	防衛省人事教育局

2. 大学院の修士課程に対応する課程

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所管省庁 担当部局
防衛大学校	理工学研究科前期課程	90	2	防衛省人事教育局

3. 大学院の博士課程に対応する課程

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所管省庁 担当部局
防衛大学校	理工学研究科後期課程	20	3	防衛省人事教育局

平成28年度計画

5 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

実績・参考データ

省庁大学校修了者に対する学位授与

省庁大学校の認定課程の修士相当課程及び博士相当課程の修了者に対し、以下のとおり審査を実施した。

① 学士

平成28年4月に職業能力総合開発大学校の認定課程2課程の修了者から申請を受け付け、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、5月13日に開催した学位審査会において3人全員を合格と判定し、学位を授与した。

また、平成28年10月に水産大学校本科の修了者から申請を受け付け、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、平成28年11月9日に開催した学位審査会において3人全員を合格と判定し、学位を授与した。

さらに、平成29年3月に各大学校の課程修了者901人から申請を受け付け、審査終了後、学士の学位を授与した。

② 修士

平成28年3月及び4月に3省庁大学校の認定課程4課程の修了者52人の申請を受け付け、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、8月19日に開催した学位審査会において全員を合格と判定し、修士の学位を授与した。

また、昨年度中に申請を受け付け、審査の結果保留と判定された1人について、修正し再提出があった論文について審査を実施し、8月19日に開催した学位審査会において合格と判定し、修士の学位を授与した。

さらに、省庁大学校3校4課程から、平成29年1月に修了見込者30人の申請を受け付け、平成29年1月から2月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に証明書により単位修得と課程修了を確認し、平成29年3月10日に開催された学位審査会において、1人の審査辞退を除く29人を合格と判定し、合格者に修士の学位を授与した。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

③ 博士

平成28年3月に防衛大学校の理工学研究科及び総合安全保障研究科を修了した8人の申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、8月19日に開催した学位審査会において全員を合格と判定し、博士の学位を授与した。

また、平成28年10月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者21人について申請を受け付け、11月から平成29年1月にかけて論文審査と面接による口頭試問を実施し、平成29年2月15日及び3月10日に開催された学位審査会において全員を合格と判定し、博士の学位を授与した。

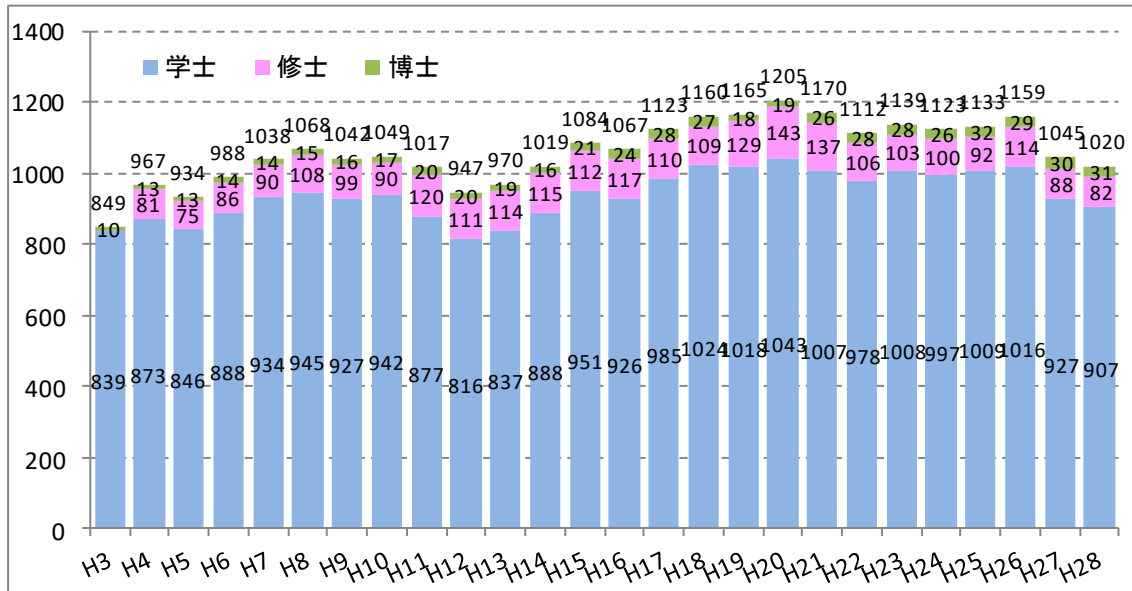
さらに、平成28年12月に防衛大学校理工学研究科後期課程修了見込者2人の申請を受け付け、平成29年1月から2月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に証明書により単位修得と課程修了を確認し、平成29年3月10日に開催された学位審査会において、全員を合格と判定し、博士の学位を授与した。

④ 学位記の伝達

省庁大学校の修士及び博士の学位の授与にあたっては、8月19日の学位審査会において合格と判定された者の学位記について、9月2日に学位記伝達式を開催し、関係の省庁大学校に伝達を行った。

また、平成29年2月15日に開催された学位審査会において合格と判定された者の学位記について、2月24日に学位記伝達式を開催し、関係の省庁大学校に伝達を行った。

○ 省庁大学校修了者に係る学位別取得者数の推移



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 平成 28 年度省庁大学校修了者の学位取得者数一覧
学士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛大学校本科	4	401
防衛医科大学校医学教育部医学科	6	80
水産大学校本科	4	184
海上保安大学校本科	4	38
気象大学校大学部	4	15
職業能力開発総合大学校長課程	4	7
国立看護大学校看護学部看護学科	4	104
職業能力開発総合大学校総合課程	4	78
合 計		907

修士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	2	53（11）
防衛大学校総合安全保障研究科（前期課程）	2	16（12）
水産大学校水産学研究科	2	7（1）
国立看護大学校研究課程部看護学研究科	2	6（5）
合 計		82（29）

博士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4	21（0）
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	3	8（2）
防衛大学校総合安全保障研究科(後期課程)	3	2（0）
合 計		31（2）

※（ ）は内数で、課程修了見込みでの申請者のうちの取得者数。

平成28年度計画

5 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

実績・参考データ

事業の効率化及び合理化

口頭試問に係る日程について、専門委員会・部会の日程を考慮しながら適切に割り振り、審査委員の移動の負担や旅費等の支出が減少するよう努め、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡を図った。

平成28年度の口頭試問の実施については、5月から7月において、集中開催を試験的に行うとともに、修士の見込み申請の期限が従来の12月20日から1月10日に変更となったことに伴い、10月に事前調整を行う事で、集中開催を行った。これにより、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制することができた。

平成28年度計画

5 学位授与

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。

実績・参考データ

学位授与事業についての広報

大学、短期大学、高等専門学校、都道府県の公立図書館、専門学校担当部局及び生涯学習センター等の関係機関等へ学位授与制度を紹介するリーフレットについて、機構の学位授与制度をよりの確かかつ分かりやすく紹介する観点から見直しを行っている。機構が授与する学位を説明したリーフレットを8月に発行し、各関係機関へ送付するとともに、ウェブサイトに掲載した。上記リーフレット以外の広報物『新しい学士への途』及び『学位授与申請書類』については、よりの確かかつ分かりやすく紹介する観点から見直しを行い、平成29年度4月期の学位授与申請に向けて2月末に発行し、申請予定者や短期大学、高等専門学校等の関係機関への配布を行った。なお、各種広報物の配布にあたっては、学位授与制度の認知度をより効果的に高める観点から見直しを行った。

ウェブサイトのパンフレット等を掲載したページに対しては、平成28年4月～平成29年3月の間に162,055件のアクセスがあった。

○ 各種広報物の配布先

名 称	配布数	主な配布先
新しい学士への途	4,414部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、都道府県
学位授与申請書類	3,036部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、国会図書館
学士をめざそう！	15,139部	短期大学、高等専門学校、専門学校、都道府県
機構が授与する学士の学位	17,497部	大学、都道府県、学位取得者

平成28年度から一定の要件を満たす高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科及び特別支援学校高等部の専攻科の修了者についても基礎資格を有する者として学位授与申請の受付を開始したことに関し、5月23日に全国水産高等学校校長協会主催で開催された総会・研究協議会、7月4日に文部科学省主催で開催された高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会にそれぞれ職員を派遣し、学位授与制度に関する説明を行った。

また、放送大学との協定に基づく事業として「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」を研究開発部との協働により平成29年2月4日に開催し、研究

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

開発部教員及び学位審査課職員から参加者82人に対し学位取得までの流れについて説明を行ったほか、説明会終了後、希望者に対し個別相談会を実施した。

さらに、2月22日に、平成29年度実施の認定専攻科における教育の実施状況等の対象となる短期大学の実務担当者に向け、書類作成等に関する説明会を開催し、3月22日には、平成29年度実施の特例適用専攻科における教育の実施状況等の対象となる短期大学及び高等専門学校の実務担当者に向け、書類作成等に関する説明会を開催した。

加えて、学士を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者若干名に対し、機構長より表彰状を授与する学位取得者表彰制度を創設した。

○ 「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」



学位授与事業に関する情報発信

統合後のウェブサイトの改修のため、広報委員会の下に「ウェブサイト新デザイン作業チーム」を設置し、新たなウェブサイトのトップページデザイン案を作成したほか、内容の充実や利便性の向上について検討し、削除すべき不要ページの選定作業を行った。

ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の評価に役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向の分析を行った。

広報誌「機構ニュース」（第155号～第166号）をウェブサイトにおいて毎月発行し、学位授与事業に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

○ 広報誌 機構ニュース

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/index.html

○学位授与式を挙行 平成28年3月及び4月に大学院博士課程または博士課程相当を修了した者
当機構は、平成28年3月及び4月に近畿大学校、独立行政法人東海大学校、国立看護大学校の大学
校に在学する学位取得者等に対し、学位授与式（学位授与式及び学位授与式）を実施し、各
校に在学した博士53名、修士8名に対して、9月2日（金）午11時～12時、学位授与式を挙行し、
学位授与式を挙行しました。

学位授与式では、各関係者の代表者、各大学校の代表者等が参加され、学位授与式から「当機構
としても、学位の国際的な通用性が担保されるよう引続き努力すること、学位を授与された方々の
今後の活躍を祈念したい」との挨拶により授与式は締めくくられました。

また、学位授与式後、学位授与式後、機構長、理事、研究開発部長の各職員との意見交換が行われまし
た。

平成28年度学位授与式

学位授与事業

短期大学・高等専門学校卒業生等も対象とする学位授与式に関する学位授与式日程等

○平成28年度10月期学士の学位授与申請に関する申請方法、受付期間及び試験日程等

1 申請方法
申請は、インターネットを利用した「電子申請」で行ってください。ただし、電子申請の実施であ
っても、証明書類や学位取得等の必要書類は、別途、期限までに機構に郵送（書留）する必要があります。
※ 電子申請は、インターネットを利用できない場合、電子申請することができない場合には、すべて申請
書類を期限までに機構に郵送（書留）することとなる「郵送申請」で行うこともできます。

2 受付期間等

(1) 電子申請

申請期間	受付期間
10月期申請	○ 電子入力 平成28年9月13日06時～平成28年10月6日06時 (締切日は17時までに送達完了)
	○ 書類送付 平成28年10月1日0時～平成28年10月7日06時 (締切日は当日消印有効)

※ 書類送付は、郵送（書留）による提出のみ受け付けます。

(2) 郵送申請

申請期間	受付期間
10月期申請	○ 書類送付 平成28年10月1日0時～平成28年10月7日06時 (締切日は当日消印有効)

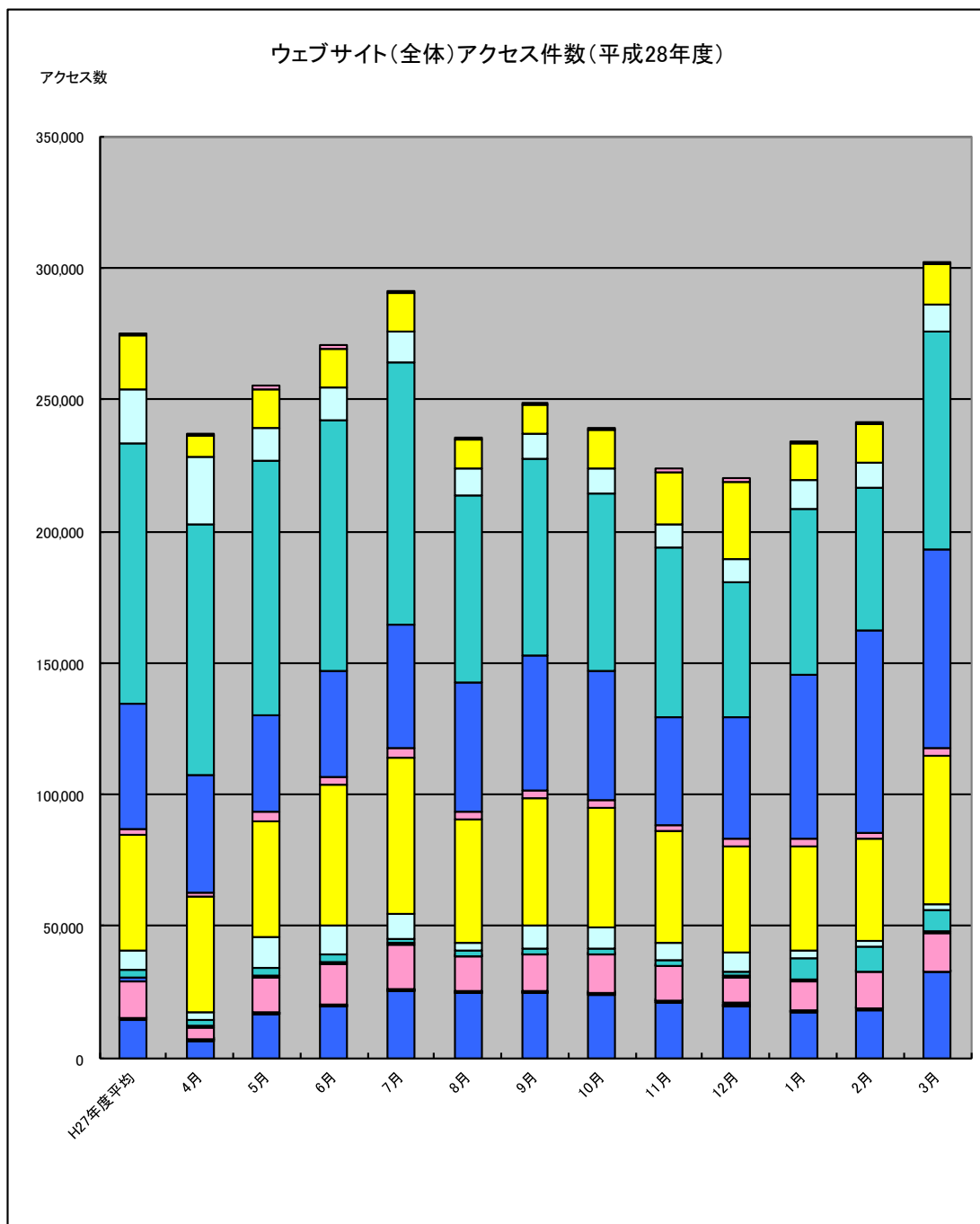
※ 書類送付は、郵送（書留）による提出のみ受け付けます。

(3) 申請書等の送付先
〒187-8587 東京都小平市学園西側1-29-1
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構管理学位授与課

(第160号（平成28年9月発行）掲載記事)

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成28年度ウェブサイトアクセス件数



- 2・サイトマップ
- 3・English Page
- 5・機構について
- 6・大学評価事業
- 7・学位授与事業
- 8・調査研究
- 9・出版物等
- 10・情報公開
- 11・職員採用
- 12・アクセスマップ
- 13・研究会のご案内
- 14・セキュリティポリシー
- 15・リンク
- 16・ご意見・ご要望
- 17・国際連携

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。

イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16 万件以上とする。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。

② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。

また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	415,468	483,222	441,961		
経常収益（千円）	415,468	483,222	438,335		
うち運営費交付金収益（千円）	254,948	293,026	259,289		
うち手数料収入	28,592	17,138	0		
うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047		
従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)		

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
 なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
<p>6 質保証連携</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。</p> <p>イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。</p> <p>ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>エ 大学ポートレートと、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に力をつけて、必要な取組を進める。</p>	B	<p>大学評価情報ポータルサイトにおける情報提供の在り方について整理を行い、平成28年末日をもって当該サイトを閉鎖した。また、大学及び高等専門学校にリーフレットを提供した。リーフレットの部数は経費削減を目的に必要な最低限度の部数を精査した結果である。</p> <p>さらに、機構ニュースの発行等を通じた大学における評価活動等に関する情報発信を行った。</p> <p>諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供については、国際連携連絡会議のアクションプランに基づき、教職協働のもと、諸外国の質保証動向の収集、発信を積極的に行った。用語集第4版は、冊子版の有償化を試みたほか、ウェブ上で検索機能を有するオンライン版を新たに作成した。</p> <p>国内広報を強化し、広報用フライヤー（チラシ）を作成して昨年度より広い範囲で配布した結果、メルマガ登録数が、昨年度より75.3%増の847人となり、その成果もあって、国際連携ウェブサイトのH28年度アクセス数が前年度比約48%増加した。</p> <p>日本の教育（質保証）情報の海外発信についても、機構の英文ウェブサイトのデザイン改訂やニュース記事発信など新たな取組を行った。</p> <p>「大学質保証フォーラム」を開催し、参加者対象のアンケート結果で高い評価を得た。</p> <p>学位授与状況等調査、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の作成・公開、「平成29年度科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成・公開についても、引き続き実施した。</p> <p>大学ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、情報提供の充実を図った。</p> <p>大学ポートレートへの大学の参加割合については増加傾向にある。大学ポートレートへの新規訪問者数については増加傾向にあるが、アクセス数については減少傾向にある。こうした状</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

		<p>況を踏まえ、今年度下記の取組を実施している。</p> <p>《大学ポータルサイトの利用促進の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者への広報チラシの配布やメールマガジンへの寄稿 ・国立大学のRSS配信試行の開始 ・全国高等学校進路指導協議会との意見交換 <p>《閲覧者の利便性向上のための取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダー・ボードからの意見を受け、モバイル端末対応を実施 ・一覧機能の充実を推進することが運営会議（第6回で）で決定 <p>国際発信については、大学ポータルサイト運営会議において了承された国際発信版のシステム構築に関する方針を受けて仕様書を作成、1月に入札公告、3月に開札のうえ契約を行った。</p> <p>大学情報の利活用については、第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価に係るデータ分析及び入力データ集を7月にとりまとめ、評価者に提供した。また認証評価機関連絡協議会と連携して認証評価へ利用するための統一様式により大学ポータルサイトデータを各大学に提供する準備を進めた。</p> <p>更に、教育改善のための情報の活用に資するため、平成29年3月に大学情報分析ツール（BIツール）の国公立大学への提供を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>② 質保証人材育成</p> <p>大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。</p>	<p>B</p>	<p>大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの自己評価担当者向けの研修を実施するとともに、研修後のアンケートにおいては、おおむね肯定的な回答が得られた。</p> <p>EAワークショップ及び大学連携ワークショップにおけるアンケート結果から、満足度について5段階評価で「満足・どちらかというと満足」とした回答が96%、86%と高い評価が得られており、質保証に関わる人材の能力向上のための取組が着実に行われた。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組</p> <p>① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。</p> <p>② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。</p>	<p>B</p>	<p>国内の評価機関等との連携においては、社会認知度向上のための情報発信、大学ポータルサイトの活用の検討、研修の実施、調査研究の成果の提供など、国内の認証評価機関等との連携により、質保証向上への取組を進めた。</p> <p>海外の質保証機関等との連携においては、年度当初に策定した国際連携連絡会議のアクションプランのもと、年度途中においても計画の充実を図りながら、教職協働で国際的な質保証ネットワーク会議等へ積極的に参加した。特に、覚書締結機関とは、昨年度開始した臺州TEQSAの</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<p>また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。</p>	<p>ほか、台湾HEEACT、香港HKCAAVQと28年度新たにスタッフ交流を開始するなど、昨年度より4件増の32件の国際連携活動を行った。</p> <p>さらに、日中韓の3カ国の質保証機関で実施しているキャンパス・アジアの共同モニタリングについては、中韓の質保証機関と緊密に連携して、最終報告書となる優良事例集（英語）を機構が主導となって中韓と連携しながら作成したほか、モニタリングの成果である国際共同教育プログラムの優れた取組の周知を図るため、国内外の会議等において精力的に発表を行った。</p> <p>また、3カ国の質保証機関による国際的に先駆的な共同モニタリングでの経験を踏まえ、質保証機関が国際共同教育プログラムの質保証を行う上で参考に資すことを目的とした質保証ガイドラインの素案を作成し、概ね3カ国で合意している。また、平成28年度から開始している向こう5カ年のキャンパス・アジア第二モードについても、中韓の質保証機関と連携を図りながら、第1モードより発展的させたモニタリング手法の開発に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
---	--

平成28年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。

実績・参考データ

国内の評価等に関する情報の収集、整理、提供

国公立大学・公立短期大学から提供された大学基本情報について、平成28年度までの直近5年間の情報をウェブサイトに掲載した。

- 大学基本情報 (<http://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html>)

大学基本情報 2016(H28)		
学生教職員等	(7-A) 学生数	DOWNLOAD
	(7-B) 教員数(本務者)	DOWNLOAD
	(7-1) 教員数(本務者)(再掲)	DOWNLOAD
	(7-Z) 教員数(兼務者)	DOWNLOAD
	(7-C) 職員数	DOWNLOAD
学部学生内訳	(8-D) 学科別学生数 入学者志願者数 入学者数	DOWNLOAD
	(8-2) 学科別学生数のうち休学者数	DOWNLOAD
	(8-3) 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数(編入学者は除く。)	DOWNLOAD
	(8-G) 出身高校の所在地県別入学者数	DOWNLOAD
	(8-O) 年齢別入学者数(再掲)	DOWNLOAD
	(8-7) 専攻科・別科及び聴講生等の学生数	DOWNLOAD
	(8-R) 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)からの編入学者数	DOWNLOAD
大学院学生内訳	(9-H) 専攻別学生数 左記のうち社会人	DOWNLOAD

また、認証評価に関するリーフレット(大学950部、高専100部)をウェブサイトでの掲載を含め、大学・高等専門学校関係者に提供し、認証評価事業の周知に努めた。

質保証連携等に関する情報提供

統合後のウェブサイトの改修のため、広報委員会の下に「ウェブサイト新デザイン作業チーム」を設置し、新たなウェブサイトのトップページデザイン案を作成したほか、内容の充実や利便性の向上について検討し、削除すべき不要ページの選定作業を行った。

ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の評価に役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向の分析を行った。

広報誌「機構ニュース」(第155号～第166号)をウェブサイトにおいて毎月発行し、認証評価や大学等における内部質保証に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

○ 広報誌 機構ニュース

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/index.html



(第156号 (平成28年 5月発行) 掲載記事)



(第164号 (平成29年 1月発行) 掲載記事)

※平成28年度ウェブサイトアクセス件数については、「Ⅱ－3－(3) 学位授与事業についての広報」に前掲。

平成28年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。

実績・参考データ

諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供

諸外国の高等教育や質保証の動向に関する情報収集、整理、及び発信については、教職協働の下、国際連携連絡会議にて設定した「平成28年度国際連携アクションプラン」（以下、アクションプラン）に基づき実施した。また、情報収集活動の成果物として「インフォメーション・パッケージ」や記事等を、国際連携ウェブサイトに集約して掲載するとともに、これらの周知を図るため、広報用フライヤー（チラシ）の作成・配布やメルマガ配信等により幅広い広報を行った。

《1. 国際連携企画室会議》

国際連携連絡会議では、教員及び事務職員が協働し、諸外国の質保証に係る制度情報や動向についての収集、整理及び提供等の方針等をまとめたアクションプランを設定した上で、国際連携活動を実施しており、また活動の進捗状況も同会議にて毎回確認している。

○ 平成28年度 国際連携アクションプランのテーマ

- (1) 海外の高等教育及び質保証に関する情報発信（国内発信）
- (2) 日本の高等教育及び質保証に関する情報発信（海外発信）
- (3) 共同プロジェクトを含めた海外の質保証機関やネットワークとの連携事業の実施
- (4) 国際連携にかかる重点的調査研究

(a) 年間の国際連携連絡会議開催数

- ・平成28年4月から平成29年3月にかけて10回開催

《2. 諸外国の質保証動向に関する情報収集と発信》

アクションプランに基づき、海外関係機関への現地調査、ウェブサイト等の文献調査、国際ネットワーク会議等への参加等を通じ、積極的に幅広い手段で情報収集を行った。特に情報収集のための国際会議への参加は、平成28年度は19件と昨年度比8件増であった。

収集した情報のうち、最新の質保証動向については、我が国の高等教育関係者の質保証活動等に資するよう、日本語の記事を作成し、国際連携ウェブサイトで発信するとともに、機構内



国際連携ウェブサイト
トップページ

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

の各種会議でも配布し、教職員間の情報共有に努めた。教育系新聞への紹介記事の投稿も行った。

また、諸外国の高等教育制度や質保証制度に関する基本的な情報は、「インフォメーション・パッケージ」の作成・改訂作業に活用した。「インフォメーション・パッケージ」や国際連携ウェブサイトの周知を図るため、これらのフライヤー類を作成し、大学関係者の集うフォーラムや会議（他機関主催も含む）で配布するなど積極的な広報に努めた。今年度は、「高等教育に関する質保証関係用語集（第4版）」の普及を目的としたフライヤーの改訂を行い、各種会議等にて配布し、認知度向上の取組を行った（配布件数 平成27年度 10件→平成28年度 19件）。その結果、国際連携ウェブサイトのアクセス数が月平均（4月～翌年3月）で25,491件となり、平成27年度比約48%増加した。さらに、平成26年度に開設したメルマガ「海外高等教育質保証動向ニュース」を、毎月配信し、メルマガ登録者数は平成29年3月23日現在847人である（平成28年3月483人（前年度比75.3%増））。7月には、メルマガ登録者に対して、適切な配信頻度や関心事項の把握のためアンケート調査を初めて行った（回答数135件：全登録者の20%）。本調査結果に基づき、重点的に調査する事項の見直しや配信方法の改善等を行った。また、ツイッターによる記事新規掲載のお知らせも開始した。

(a) 海外関係機関での現地調査実績

- ・ベトナムにおける高等教育質保証システムに関する現地調査（平成28年4月）
- ・フランス・英国における新たな評価制度に関する現地調査（平成28年10月）

(b) 情報収集に関する会議への参加：国際会議 19件、国内会議 14件

(c) 国際連携ウェブサイトによる発信実績：119件

(d) 教育学術新聞への記事投稿：5件

(e) 諸外国の質保証に関する概要資料の作成・提供：

概要資料については、通常数か月から数年の編集期間を要するが、現在は、オランダ、フランスの各質保証概要の改訂を進めている。また、ベトナムのブリーフィング資料を新規に作成し、1月に機構のウェブサイトに掲載した。

(f) 広報活動：フライヤー配布 19件

(g) メルマガ配信：配信回数 18回（特別号含む）、
登録者数 847人（平成28年3月：483人）

(h) 国際連携ウェブサイトアクセス数：月平均：25,491件
（平成27年度月平均：17,168件）

(i) 機構内国際連携事業報告会 1件



ブリーフィング資料：
ベトナム

《3. 国内の質保証動向に関する情報収集と発信》

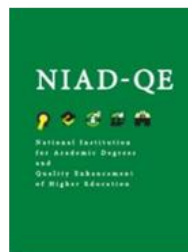
平成28年4月に「高等教育に関する質保証関係用語集（第4版）」を刊行した。また、民間事業者と提携し、新たな試みとして冊子版を有償化した。また、検索機能を有する用語集のオンライン版も新たに作成し、国際連携ウェブサイトに掲載した。フライヤー配布やメルマガ配信による広報のほか、「INQA/AHE Bulletin」など国内外の機関の刊行物に用語集の紹介記事（計5件）の掲載を行った。さらに、機構の統合に伴い、機構の英文リーフレットを新たなデザインで作成し、国際連携ウェブサイトに掲載したほか、海外の関係機関に配布した。機構英文ウェブサイトについても「評価事業」及び「質保証連携」の各カテゴリについて、見易さを重視したデザイン改訂を図ったほか、日本の高等教育質保証に関する情報や機構の行う評価の資料、機構の事業ニュースを英訳して、英文ウェブサイトにて発信する取組を新たに開始した。また、海外からの来訪者に対し、日本や機構の

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

質保証に関する取組について情報提供を行った。



用語集（第4版）：
冊子（左）、オンライン版（右）



機構英文リーフレット

- (a) 海外発信向け資料等の作成実績
 - ・機構事業ニュースの英訳記事 12件（平成28年度より開始）
- (b) 海外からの来訪者への情報提供
 - ・ラオス教育省関係者（平成28年5月）
 - ・豪州教育訓練省職員（平成28年5月）
 - ・台湾国立暨南国際大学関係者（平成28年6月）
 - ・フランス研究・高等教育評価高等審議会長（平成28年6月）
 - ・中国教育部留学サービスセンター（平成28年10月）
 - ・韓国教育部関係者（平成29年3月）

《4. 大学質保証フォーラムの開催（平成28年8月・東京）》

毎年、質保証に関する時宜を得たテーマを取り上げ、国内外の有識者の講演等を通じて、我が国の質保証文化の定着や大学等の質保証活動の改善に繋げることを目的とした「大学質保証フォーラム」を開催している。今年度は、平成28年8月5日、「質保証、だれが何をどうするか」をテーマに開催し、大学による内部質保証と質保証機関による第三者評価の有機的な組み合わせ方の模索に向け、海外からの講演や国内事例を基に活発な議論が行われた。高等教育の関係者等、400人を超える参加を得た。



大学質保証フォーラムの様子

(a) 参加者のアンケート結果

「とても良かった」「良かった」との回答が76.4%（※）

このほか、「他国の概況を聞くことができた」や「他大学の事例はとても参考になった」等、高い満足度を示す結果が得られた。（※）満足度は5段階で調査。回答数165件。

《5. 「学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」のフォローアップ》

学生の国際的な流動化を促進するにあたり、我が国の大学等が必要とする情報提供の手段や支援のあり方を検討するため、平成25年度から27年度にかけて実施した本調査のフォローアップとして、学生のモビリティに関連した海外動向の収集を行い、国際連携ウェブサイトより発信した。

平成28年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

実績・参考データ

学位授与状況等調査

高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況についての調査を実施している。

文部科学省と調整の上、平成28年9月12日付で、大学院を置く各国公私立大学（全632大学）へ調査票を送付した。平成29年1月末までにすべの対象大学から回答を回収し、集計の上、平成29年3月14日に、調査結果を文部科学省に提出した。

なお、調査結果については、文部科学省より公表されることとなっている。

学習機会等に関する情報の収集・整理及び提供

機構が認定した短期大学及び高等専門学校の特攻科の学生募集の概要について照会し、出願資格、選考方法、受験料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校特攻科一覧」を作成して、平成28年7月にウェブサイトで公開した。

さらに、科目等履修生制度を開設している大学について「平成29年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を平成29年2月にウェブサイトで公開した。

- 大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校特攻科一覧（平成28年度版）
（参照）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/senkouka/_icsFiles/afieldfile/2016/07/05/no9_12_H28senkouka_itiran.pdf
- 平成29年度科目等履修生制度の開設大学一覧
（参照）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/kamokutou/_icsFiles/afieldfile/2017/01/30/no9_11_H29_kamoku_2_1.pdf

平成28年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。

実績・参考データ

大学ポートレートによる教育情報の公表

日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、情報提供の充実を図った。なお、大学ポートレートの掲載情報のうち国公立大学・公立短期大学等に関する情報については機構が、私立大学・私立短期大学に関する情報については日本私立学校振興・共済事業団が、それぞれ担当している。

- 大学ポートレートウェブサイト

大学ポートレート公表のWEBサイト

<http://portraits.niad.ac.jp/>

The image displays three overlapping screenshots of the 'University Portraits' website. The top screenshot shows the main landing page with a navigation menu and a central graphic. The bottom-left screenshot, labeled '検索画面' (Search Screen), shows a search interface with filters for '学部・研究科' (Faculty/Department) and '大学名' (University Name). The bottom-right screenshot, labeled '大学情報の表示画面' (Information Display Screen), shows the detailed page for '小平大学' (Kobayashi University), featuring a sidebar with department names (文学部, 法学部, 経済学部, etc.) and a main area with charts and statistics for each department.

参加大学数及びアクセス件数

平成29年3月末日の参加大学数は、国立大学86校、公立大学73校、公立短期大学13校、株式会社立大学3校で参加割合は89.7%であった。なお私立大学581校、私立短期大学302校で、国公立全体参加割合は95.7%である。

また、平成28年4月1日から平成29年3月末日までのアクセス件数は503,735件、新規訪問者数は112,236件である。日本私立学校振興・共済事業団の運用ページを含めた国公立全体のアクセス件数は2,604,565件であった。

利用促進のための取組

大学ポータルサイトの利用を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、学校関係者へのチラシ配布を行った。また、メールマガジンや機構Twitterへの寄稿・投稿などにより、進学希望者等を視野に入れた広報を実施した。さらに国立大学のRSS配信試行を行った。また、広報活動の一環として、全国高等学校進路指導協議会との意見交換を6月に実施した。さらに、ステークホルダー・ボードからの意見を受け、モバイル端末対応を行った。

大学ポータルサイトによる国際発信

7月12日開催の大学ポータルサイト運営会議（第5回）において大学ポータルサイト国際発信システム構築のための基本方針が審議の上、了承を得た。これに基づき仕様書の作成を進め、平成29年1月に入札公告を行い、3月に開札、契約を行った。

大学情報の利活用について

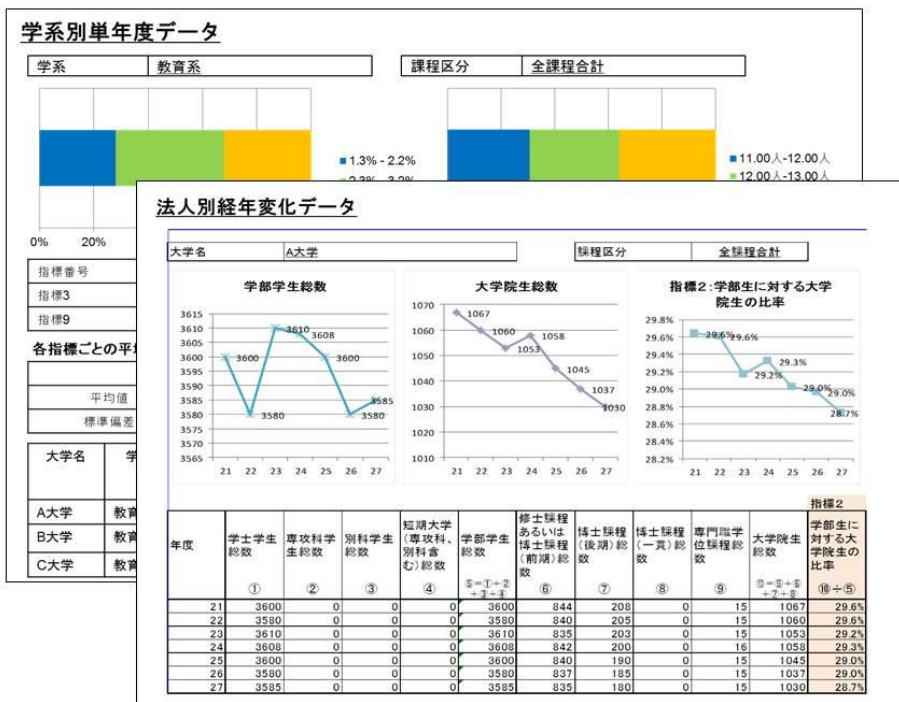
第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価に係るデータ分析集及び入力データ集を7月にとりまとめ、評価者に提供した。

認証評価機関連絡協議会と連携し、認証評価へ利用するための統一様式により大学ポータルサイトデータを各大学に提供することが決定された。

大学情報分析ツール（BIツール）を教育改善のための情報の活用に資するため、大学情報活用研究会を開催し、情報活用の方策について検討を進めた。また、平成29年3月16日に大学情報分析ツールを国公立大学（短期大学含む）へ提供を行った。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 国立大学法人評価におけるデータ分析集



平成28年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。

実績・参考データ

大学等の評価関係者等に対する研修等

大学等の自己評価担当者等に対し実効性のあるものとするため、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価、高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価並びに法科大学院認証評価のそれぞれについて研修を実施し、大学で133人、高等専門学校で34人、法科大学院で62人の参加者数となった。

研修終了後にアンケート調査を行い、研修内容の改善を図った。

研修会終了後に行ったアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、大学は81%、高等専門学校は74%、法科大学院は50%の参加者が回答）では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られた。（【 】内は大学の数値、〔 〕内は高等専門学校の数値、[]内は法科大学院の数値）

「自己評価書作成に関する理解が深まった」	：【3.63】、	〔3.44〕、	[2.97]
「説明が分かりやすかった」	：【3.60】、	〔3.12〕、	[2.81]
「資料が分かりやすかった」	：【3.55】、	〔3.36〕、	[2.97]
「研修内容の分量が十分であった」	：【3.50】、	〔3.12〕、	[2.94]
「進行が適切であった」	：【設問無】、	〔3.28〕、	[設問無]
「この研修会に満足した」	：【3.64】、	〔3.28〕、	[2.94]

高等教育質保証人材育成事業

研究開発部と評価事業部が協働の上、また大学等と連携をしながら、大学等の質保証関係者向け研修プログラムの教材開発を進めた。

まず、12月開催のワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方&指標の選び方」の結果を踏まえ、研修プログラムのうちEA（Evaluability Assessment：自己評価力）に関する教材のブラッシュアップを行った。ワークショップ開催や教材のブラッシュアップにあたり、EA教材を開発している研究会の大学関係者と連携を図った。

＜アンケート結果＞（講師と運営者を除く参加者27人中26人から回答、回収率96%）

設問

「総合的に判断して、ワークショップはいかがでしたか」

→「満足・どちらかという満足」：96%

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

次に、12月開催の大学等の質保証に関する研修（オプション）の結果を踏まえて、研修プログラムのうち共通基礎に関する教材のブラッシュアップ及び追加を行った。

さらに、関係者のニーズや国内外の評価者向け研修に関する調査等について、平成29年3月に、過去に実施された機関別認証評価の結果報告において「優れた取組」として指摘された事例を用いて、大学連携ワークショップ（外部参加者71人）を開催した。開催後に行ったアンケート結果からも高い評価が得られ、特に大学関係者のニーズを確認することができた。

＜アンケート結果＞（外部参加者71人中61人から回答、回答率86%）

設問

「総合的に判断してワークショップはいかがでしたか」

→「満足・やや満足」：92%

「今後取り上げてほしいテーマ」→ 内部質保証とIR、学修成果など

以上

○ ワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方&指標の選び方」

（平成28年12月16日（木）開催）

http://www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/1301401_1207.html



○ 大学連携ワークショップ「内部質保証と3つのポリシー」～認証評価における優れた取組から学ぶ～（平成29年3月16日（木）開催）

http://www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/1308201_1207.html



平成28年度計画

6 質保証連携

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

- ① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。

実績・参考データ

国内の評価機関との連携

平成28年4月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、平成27年度の評価結果と評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公表した。

また、平成28年8月及び平成29年3月に認証評価機関連絡協議会、平成28年6月及び12月に同協議会の下に設置しているワーキンググループを開催し、上記ウェブサイトの取組のほか、認証評価に対する社会認知度の向上の取組として、認証評価機関連絡協議会のリーフレットを作成し、高校関係機関への周知やメールマガジンへの寄稿などを行った。協議会ウェブサイトについても、英語版を作成・公表し、さらなる充実を図った。さらに、大学ポートレートの認証評価への活用についても検討し、データの提供方法についての具体的な検討を進め、各機関が共通で用いる共通基礎データ様式を作成した。

同協議会の下、平成28年4月に「平成28年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を実施した。当該研修では、文部科学省担当者から高等教育政策の動向についての講演、研究開発部教授による講演及びグループ・ディスカッション、認証評価を実際に受審した大学の担当者による講演を行った。

なお、研修終了後に行ったアンケート調査の結果は以下のとおりであり、当該研修については、意義、必要性等について参加者から高い評価を得ている。

- ・ 回答率 63%（運営者を除く参加者126人中79人から回答）
- ・ それぞれの設問に対する平均値（設問に対し「5：そう思う」から「1：そう思わない」の5段階）
 - 「このような研修は必要だと思いますか」：4.23
 - 「このような研修を定期的に行うべきだと思いますか」：4.11

また、同協議会において、平成29年度も研修を実施すること、同協議会参加機関の若手職員が研修を企画することを決定した。この決定に基づき、平成28年10月及び平成29年1月に4機関の若手職員5人による検討会を開催し、平成29年度の研修企画案を作成した。

大学基準協会、短期大学基準協会及び日本高等教育評価機構との4機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会を輪番制により4回（平成28年4月、7月、12月及び平成29年2月）開催し、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整、各機関が実施している評価についての情報交換等を行った。

平成27年度に行った文部科学省の委託事業である分野別質保証の調査研究について、報告書を他の認証評価機関にも配布し、専門的知見の提供を行うとともに、平成28年度に行っている文部科学省の委託事業についても情報提供を行った。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 平成28年度評価担当職員研修の様子（平成28年4月）



- 認証評価機関連絡協議会リーフレット
<https://jncaaa.jp/pre/>

認証評価
Certified
Evaluation
and
Accreditation

認証評価制度の概要

なにがわかるの？	評価結果の内容 項目ごと、学部ごとなどに分けて優れた点や改善点を示しているのが、大学の現状、取り組んでいる施策がわかります。
どんなものなの？	概要 すべての大学、短期大学、高等専門学校、専門職大学院は、一定期間ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。
なんのためにしているの？	目的 ・大学等の教育研究活動等の質の保証をすることともに、自らの改善に役立ててもらうこと。 ・評価結果が公表されることにより、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。

平成28年度計画

6 質保証連携

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

- ② 国際的な質保証ネットワークに参加するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。

また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

実績・参考データ

国際的な質保証ネットワークへの参画及び海外の質保証機関との交流・取組

国際的な質保証ネットワークへの参画及び諸外国の質保証機関との交流については、教職協働の下、国際連携連絡会議にて、関係機関等との連携事項等をまとめたアクションプランを設定し、連携方針を随時協議しながら実施した。また、毎月進捗等を同会議において共有した。

《1. 国際ネットワーク及び海外の質保証機関との連携を通じた交流》

高等教育の質保証に関する国際会議への参加や、覚書締結機関等との連携活動を通じて、海外の質保証の取組に関する情報収集を行うのみならず、日本の取組の情報発信を行いながら、人的ネットワークを構築し、国際的な連携強化を積極的に図った。

(a) 国際ネットワークとの主な実績

- ・ 高等教育質保証機関国際ネットワーク (INQAAHE) 2016メンバーフォーラムへの参加 (平成28年5月)
- ・ アジア太平洋質保証ネットワーク (APQN) 2016総会への参加及び発表 (平成28年5月)
- ・ INQAAHE隔年次総会への参加及び発表、ポスターセッション展示 (平成29年2～3月)



(b) マレーシア資格機構 (MQA) との合同専門委員会

機構とマレーシア資格機構 (MQA) は、相互認証 (相互信頼関係) の実現可能性を探るための合同専門委員会 (JTC) を設置しているが、平成28年8月に第4回合同専門委員会を開催。本調査における報告書の最終調整を行ったほか、両機関における質保証の成果の信頼に係る共同声明の作成について協議した。



(c) 他の海外の質保証機関等との主な連携・交流実績

<アジア関連>

- ・ 法人統合記念式典及び大学質保証フォーラムでの韓国大学教育協議会 (KCUE) からのビデオメッセージの紹介 (平成28年8月)
- ・ インドNational Assessment and Accreditation Council (NAAC) 主催の国際会議への参加及び発表 (平成28年9月)

国際会議での発表の様子：
APQN 総会 (上)、
INQAAHE 隔年次総会 (下)

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・マレーシア資格機構（MQA）主催インターンシッププログラムへの参加（平成28年9月）
- ・MQA主催国際セミナーへの参加（平成28年10月）
- ・2016ASEAN若手質保証スタッフフォーラムへの参加（平成28年11月）
- ・台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）主催 I R 国際会議への参加（平成28年11月）
- ・マカオ理工学院・APQN共催国際会議への参加及び発表（平成28年11月）
- ・第4回ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するWGへの参加（平成28年12月）
- ・HEEACTとのスタッフ交流プログラムへの参加（平成29年3月）
- ・香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ）とのスタッフ交流プログラムへの参加（平成29年3月）
- ・AUN-QA International Conference2017（マレーシア）への参加（平成29年3月）
- ・インドネシア国立高等教育アクレディテーション機構（BAN-PT）との覚書更新（平成29年3月）

<欧州、豪州関連>

- ・フランス研究・高等教育評価高等審議会（HCERES）との覚書更新及びHCERES会長との懇談会（平成28年6月）
- ・法人統合記念式典及び大学質保証フォーラム：英国高等教育質保証機構（QAA）からのビデオメッセージの紹介（平成28年8月）
- ・HCERES主催G7 working group on research assessment Annual workshopへの参加（平成28年10月）
- ・APEC・TEQSA共催Quality Assurance in Online Education Workshopへの参加（平成28年11月）
- ・英国高等教育質保証機構(QAA)との覚書更新（平成29年1月）
- ・豪州高等教育質・基準機構(TEQSA)とのスタッフ交流（平成29年2月）

なお、平成28年度は、教職協働の下、海外の覚書締結機関と、共同プロジェクト、調査、会議参加、情報交換等32件（H27 28件）にわたる連携を積極的に行った。



覚書締結機関とのスタッフ交流
香港 HKCAAVQ（左）豪州 TEQSA（右）

《2. 日中韓三カ国の質保証機関による「キャンパス・アジア」共同モニタリング報告書の作成及び成果発信》

日中韓三カ国の質保証機関が共同で実施しているキャンパス・アジアモニタリングについて、8月に各プログラム別報告書を作成し、実施大学に提供した。また、モニタリングで抽出した国際共同教育プログラムの優良事例等を紹介する共同モニタリング報告書

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

「Useful Tips on How to Design an International Cooperative Academic Program」を作成し、10月日中韓キャンパス・アジア共同モニタリング委員会の承認を経て刊行した。特に共同モニタリング報告書については、モニタリングの主査として、機構の主導により中韓と協力しながら作成した。

モニタリングの成果発信を行うため、特に優良事例の普及を目的として4月の世界展開力事業の説明会、また5月のAPQN総会（於：フィジー）の特別セッション、12月の第1回日中韓学長会議（於：韓国）で機構理事より発表を行ったほか、3月のINQAAHE会合（於：バーレーン）で、機構教員が中国の質保証機関関係者と共同で成果を発表した。広報についても国内外の会議で報告書を広く配布したほか、キャンパス・アジア用ウェブサイトを開訂して2次モニタリングの情報の充実を図った。

モニタリングの実施にあたっては、中韓の質保証機関と密接に連携する必要があることから、5月のAPQN会合後に日中韓三機関のトップ級会談で今後のモニタリングの方向性について話し合ったほか、7月と12月に、実務者協議としてPG2会合（於：東京（7月）、韓国（12月））、3月に日中会合（於：バーレーン）を開催し、モニタリング報告書の諸調整や、2016年より向こう5カ年にかけて実施される「キャンパス・アジア」第2モードのモニタリングのより発展的な実施方法等について協議した。

また、平成28年度は、3カ国の質保証機関による国際的に先駆的な共同モニタリングでの経験を踏まえ、質保証機関が国際共同教育プログラムの質保証を行う上で参考となることを目的とした質保証ガイドラインの素案を3カ国で作成し、概ねの合意を得た。



「キャンパス・アジア」
共同モニタリング報告書

(a) 「キャンパス・アジア」の成果発信

- ・平成28年度「大学の世界展開力強化事業」公募説明会にて、モニタリングで抽出された優良事例を中心に紹介（平成28年4月）
- ・アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）2016総会において海外の質保証機関との共同モニタリングの実施方法を中心に紹介（平成28年5月）
- ・第1回日中韓学長会議において、共同モニタリング結果について紹介（平成28年12月）
- ・高等教育質保証機関の国際ネットワーク（INQAAHE）2017年隔年次総会において、中国の質保証機関関係者と共同で共同モニタリングの成果を発表（平成29年3月）

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基礎及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566		
経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575		
うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874		
うちその他収入（千円）	4,247	6,022	4,702		
従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)		

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
<p>7 調査研究</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究次の調査研究を行う。</p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究</p> <p>我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究</p> <p>機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。</p>	B	<p>「ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究」において実施した我が国の大学評価における《分野別質保証の新たな在り方の検討に資する調査研究》、及び《内部質保証システムの在り方に関する調査研究》は、大学等の認証評価をさらに教育研究の継続的改善のための評価として発展させるために、国際的にも標準とされている質保証と整合性のある我が国における新たな第三者評価としての課程別・分野別・機能別評価の在り方を追究したものと評価できる。また、平成28年度に機構が実施した国立大学法人等の教育研究活動の評価に関して実施した《国立大学法人評価の在り方に関する調査研究》は、次期の法人評価のあり方の検討に資する調査研究として認められる。</p> <p>本調査研究にあたっては、研究会（10回）を開催するとともに、研修会（1件）で説明するほか、調査研究の成果を学術論文4編、学会発表1件、報告書2編で公表した。</p> <p>「イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究」においては、《アンケート調査等による各種評価の検証》として、平成27年度に実施した大学機関別認証評価、大学機関別選択評価、及び法科大学院認証評価の3評価について、評価方法の適切性ならびに評価の効果の検証を行い3編の報告書としてとりまとめ、評価の改善に反映させるための資料とした。また、法科大学院認証評価の第2サイクルに関するオーバービュー的検証を進め、年度内に主要部分の執筆を完了した。</p> <p>本調査研究の成果は学術論文1編、学会発表2件（うち国際会議3件）、報告書3編で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究</p>	B	<p>「ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究」において実施した《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》では、学</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<p>学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。</p> <p>イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究</p> <p>高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>位システム研究会を開催して、我が国の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関のあり方の議論を背景に、「高等教育レベルの職業教育と学位に関する比較研究」を行って、その成果をとりまとめて報告した。また、「機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査」においては、外国での学習履歴を持つ学習者からの照会4件（中国3件、インドネシア1件）に対して調査を行った。</p> <p>本調査研究にあたっては、2回の研究会を開催するとともに、調査研究の成果を学術論文3編、学会発表3件、報告書1編で公表した。</p> <p>「イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究」において実施した《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》では、平成27年度から実施されている特例適用専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式による学位授与審査について、専門委員より付されたコメントを分析して、関係者に通知した。また、特例適用審査における問題点の改善方策を検討し、8項目の対応策を平成29年度の審査から適用することとした。さらに、平成29年度に実施される特例の適用認定を受けた専攻科に対しては、特例適用専攻科のレビューと認定専攻科のレビューを同一年度を実施することとし、対象校に対する説明会を開催した。また、「機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証」においては、アンケート調査を実施して、特例適用審査の実施の問題等を整理し学位授与事業へ反映させた。さらに、「学位に付記する専攻分野の名称に関する調査」においては、我が国の大学で授与する学位に付記する専攻分野の名称の調査を実施し、学士723種、修士698種、博士458種であること等を明らかにし、これらのデータを機構ウェブサイトに公表して、機構外からの閲覧に供した。</p> <p>本調査研究の成果は事業関連説明会・研修会（5回）を通じて関係者に説明するとともに、学術論文1編、学会発表1件、報告（ウェブサイト）1件で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究</p> <p>ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究</p> <p>質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。</p> <p>イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究</p> <p>我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多</p>	<p>B</p> <p>「ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」において実施した《大学ポートレート及び大学情報のデータベースの活用のための技術開発》では、大学情報の収集・分析・提供システム（大学ポートレートシステム）の改良に資する研究開発、及び事業との連携業務としての情報支援ツールの開発を行うとともに、これらを利用した大学ポートレート公表情報の文書情報の分析や、大学情報の信頼度を高めるための方法について検討を行った。</p> <p>本調査研究にあたって研究会（1回）を開催するとともに、事業関連説明会（1回）で説明するほか、調査研究の成果を学術論文1編、学</p>

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<p>様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。</p> <p>ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究</p> <p>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。</p>	<p>会発表 4 件で公表した。</p> <p>「イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究」においては、平成27年度から継続して実施している《高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発》、《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》、《教育成果にかかる指標のチェックリストの開発》、及び《評価書分析による内部質保証の認識に関する研究》を実施し、とくに内部質保証に関する基礎的かつ実証的な調査研究を推進して、それぞれの目的に叶った成果をあげている。</p> <p>《高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発》では、大学の内部質保証と民間的手法にかかる政策について分析を行い、「民間的手法」が漠然とではあるが「経営」という言葉と近い意味で用いられていることを明らかにした。《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》では、Evaluability Assessment研究会を開催し、教材となる事例及びファシリテーション法の開発を行った。《教育成果にかかる指標のチェックリストの開発》では、教育成果にかかる指標のチェックリストの作成と有用性の検討を行った。《評価書分析による内部質保証の認識に関する研究》では、大学が「内部質保証」をどのように捉えているか、大学間でその認識にどのような差異があるかを定量的に明らかにした。</p> <p>また、平成28年度から実施した、《教育研究評価のための新たな指標・基準及び評価方法の開発》では、政策研究大学院大学との共同研究のもとで米英日の大学の戦略や目標・計画を分析して、大学の教育研究活動を把握するための指標の検討を行った。さらに、《大学改革評価の基準に関する調査研究》では、大学改革が進む中での大学評価や大学支援の方策の検討として、大学の財政的持続可能性の対応状況について情報収集を行った。</p> <p>本調査研究の実施にあたって研修会（3回）するとともに、調査研究の成果を学術論文4編、学会発表5件で公表した。</p> <p>「ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」においては、《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》で、国際的な共同学位プログラムの質保証の検討に資するため、各国のアクレディテーション制度に関する情報の収集と分析、我が国の現状との比較検討を行った。《東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》では、国際的な共同教育プログラムの質を保証するための「チェックリスト」の内容を検討・精査して指針の原案を策定するために、国内大学を対象にしたオンライン・アンケート調査、及び東南アジアの質保証機関を中心とした「国境を越えた高等教育」及び「チェックリスト」に関するヒアリング調査を実施し</p>
--	--

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

		<p>た。《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》では、平成27年度まで実施した国内大学における外国での学修履歴と海外で修得した単位の認定業務の実態や課題及び欧州各国の情報センターNICに関する調査の成果に基づき、我が国におけるNICの設置を視野に入れつつさらなる国際的な情勢の調査と分析を行った。</p> <p>本調査研究の成果は学術論文3編、学会発表6件で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
<p>(2) 調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用</p> <p>大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供</p> <p>質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価</p> <p>基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。</p>	<p>B</p>	<p>「① 機構の事業への調査研究の成果の活用」においては、大学評価及び学位授与の各事業、及び質保証連携に関して、研究開発部が中心となって実施する調査研究を事業担当部課との協働で行うことによって、その成果を事業に反映させた事例が多く見られるとともに、事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて事業の改善に活用した実績も得られ、機構の事業への調査研究の成果の活用が図られたといえる。</p> <p>「② 社会への調査研究の成果の提供」においては、平成28年度の調査研究の各課題の中で社会への情報提供が適切に行われるとともに、機構が主催するフォーラムやシンポジウムを通じて、調査研究の成果の普及が図られたといえる。さらに、研究成果刊行物編集委員会による学術誌の編集・刊行が適切に行われるとともに、学術情報リポジトリを利用した成果の公表が行われたことから、平成28年度の計画は達成されたといえる。</p> <p>「③ 調査研究の成果と実績の評価」においては、事業関連説明会・研修会21件、研究会16回、講演会等1回により、機構の事業と密接に関連する調査研究の成果を公表し、基盤的研究及び実践的研究の成果を学協会等で学術論文17編、学会発表22件、報告書6編として公表した。さらに、調査研究をもとに、「平成28年度大学質保証フォーラム ―質保証、だれが何をどうするか―」を開催した。また、機構の研究成果刊行物編集委員会のもとで、学術誌「大学評価・学位研究」第18号（平成28年3月）を刊行した。本号には、論文3編を収録した。本誌を関係高等教育機関等へ送付するとともに、機構ウェブサイト「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」にも掲載し、公表・提供した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>

平成28年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

実績・参考データ

大学機関別認証評価や国立大学法人評価との関係を含め、我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究を行った。平成28年度には、分野別質保証の在り方、及び内部質保証システムの在り方について重点的に研究を進めた。

《分野別質保証の在り方に関する調査研究》

平成27年度に実施した文部科学省委託調査「我が国における大学教育の分野別質保証の在り方に関する調査研究」の調査内容の分析やとりまとめを行い、報告書を公表するとともに、学会発表を行った。ここでは、学協会や専門職団体へのアンケート調査を踏まえて、分野ごとの教育の質保証の実施体制の在り方や、内部質保証及び既存の外部質保証との関係の概念整理を行った。また、平成27年度より、フランス国立社会科学高等研究院に1人を在外研究員として派遣して海外調査を行い、フランス高等教育の評価枠組みや分野別質保証、国家資格枠組みに関わる近年の動向について調査を行った。

文部科学省からの委託を受け、人文学を対象とした分野別質保証の検討を行った。国立大学法人評価における現況調査表の内容分析を行うとともに、人文学の大学教員や入試・就職に関する民間機関の専門家を招いた検討会を設置し、研究会を3回実施した。その結果を「人文学系の教育の質保証・評価のあり方について（検討まとめ）」としてとりまとめた。検討まとめでは、人文学系において内部質保証システムの構築や、学修成果の評価において留意すべき事項をまとめている。これらは、事項に示す「教育の内部質保証に関するガイドライン」に基づいて大学が内部質保証を行う際に、人文学系において留意が必要な事項を提示したものとなっている。

《内部質保証システムの在り方に関する調査研究》

今後の認証評価が内部質保証を重視したシステムに転換する必要があることから、内部質保証システムやプログラム・レビューに関するガイドラインの作成に着手した。11月より文部科学省の委託を受け、3月末までに計7回の研究会を開催し、山口大学、英国パーミンガム大学への訪問調査も行った。これらの検討を踏まえて、「教育の内部質保証に関するガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、大学における内部質保証システムのあり方や、その中で核となるプログラム・レビューの実施方法や基準の例示をしている。今後の第3サイクルの認証評価基準が内部質保証を重視したものとなることから、大学が

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

内部質保証システムを構築する際の参考になるものと位置づけている。

《国立大学法人評価の在り方に関する調査研究》

平成28年度に実施した国立大学法人評価における研究業績水準判定について、国立大学評価室と連携して評価者に対してアンケート調査を行い、9月末までに方法の妥当性や新たに評価者へ提供した資料の有効性を検証した。また、現況分析の評価者に対してもアンケート調査票を作成して回答を得た。さらに、達成度評価の評価者についてもアンケート調査票の作成を年度中に行った。今後、これらの集計・分析を行うとともに、大学に対する調査を次年度に実施し、これらを基に、国立大学法人評価の在り方を検討することとしている。

○ 事業関連説明会・研修会等

(研修会)

TEQSA Executive Conference Room, Melbourne Australia, the 10th of February, 2017.

Cho, S., Shibata, Y., Yamazaki, H. (2017). "Quality Assurance in Higher Education and NIAD-QE", NIAD-QE presentation at TEQSA.

○ 研究会等

(研究会)

質保証システムの現状と将来像に関する研究会，第1回（平成28年5月13日），第2回（平成28年6月27日），第3回（平成28年7月15日），第4回（平成28年12月15日），第5回（平成29年1月26日），第6回（平成29年2月16日），第7回（平成29年3月13日）．学術総合センター．

人文学系における分野別質保証の在り方に関する研究会，第1回（平成29年1月30日），第2回（平成29年3月9日），第3回（平成29年3月28日）．学術総合センター．

○ 学術論文・学会発表等

(学術論文等)

野田文香（2017）「学習成果・評価のあり方」谷川裕稔編『アメリカの大学に学ぶ学習支援の手引き』ナカニシヤ出版、pp. 146-153.

林隆之(2017)「教育研究の分野別評価・質保証」『グローバル人材教育とその質保証 - 高等教育機関の課題 -』ぎょうせい

林隆之(2016)「英国における研究評価・教育評価の新たな動向」IDE現代の高等教育 No.583、2016年8-9月号「特集 大学評価のいま」、pp.41-45.

Noda, A. (2016). How do credit hours assure the quality of higher education? Time-based vs. competency-based debate. CEAFJP Discussion Paper Series 16-05, pp.1-18, Centre d'Etudes Avancées Franco-Japonais de Paris, EHESS, France.

(学会発表等)

林隆之、蝶慎一(2016)「学協会・専門職団体による分野別質保証の取組状況と認識」日本高等教育学会第19回大会、追手門学院大学、2016年6月25-26日

(報告書等)

大学改革支援・学位授与機構 質保証システムの現状と将来像に関する研究会(2017)『教育の内部質保証に関するガイドライン』

大学改革支援・学位授与機構 人文学系における分野別質保証のあり方に関する研究会(2017)

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

『人文学系の教育の質保証・評価のあり方について（検討まとめ）』

平成28年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

実績・参考データ

平成27年度に実施した認証評価について、評価方法の適切性並びに評価の効果の検証を行うことにより、評価事業の説明責任を果たすとともに、評価の改善に反映させるための調査研究を行った。

アンケート調査等による各種評価の検証

機関別認証評価の検証については、平成27年度実施分について現状の検証方法により、評価企画課と協力して6月に集計結果の確認を行い、9月までに対応方針、及び報告書の構成を決定し、3部の報告書を平成29年3月に刊行した。

また、法科大学院認証評価の第2サイクルに関するオーバービュー的検証の方針、作業分担を検討し、9月までに関連諸会議の資料の分析などを含め内容の構成を決定した。評価支援課の協力を得て資料を収集し、資料の分析を進め、平成29年2月に分析の概要をまとめて詳細資料を整理し、年度内に主要部分の執筆を完了した。報告書は平成29年6月に公表する予定である。

第3サイクルの機関別認証評価に関する検証方法に関する検討を評価企画課と協力して平成29年2月までに改訂(簡略化)の基本方針を確定した。また、調査研究①アにおける内部質保証システムの在り方に関する調査研究と連携して、検証方法を決定し、平成29年度実施評価に関する検証の枠組みを確定した。

調査研究成果の公表については、第2サイクルの大学機関別認証評価に関する中間報告書(平成28年度3月付刊行)を一般向けに要約して8月に『IDE』に発表するとともに、その内容の前提となった統計的分析を進展させ、7月に研究集会で発表し、その内容を発展させて国際学術誌で公表した。

○ 事業関連説明会・研修会等

(説明会)

大学機関別認証評価説明会，平成28年5月31日．学術総合センター．

法科大学院認証評価説明会，平成28年6月13日．学術総合センター．

高等専門学校機関別認証評価説明会，平成28年8月22日．学術総合センター．

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(研修会)

大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成28年5月31日．学術総合センター．
法科大学院認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成28年5月31日．学術総合センター．
大学機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成28年6月17日．学術総合センター．
高等専門学校機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成28年6月17日．学術総合センター．
高等専門学校機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成28年8月22日．学術総合センター．

○ 学術論文・学会発表等

(学術論文等)

Susumu SHIBUI, Nozomi TAKAHASHI, and Ayaka NODA (2017). “A Longitudinal Study of Effectiveness, Impact, and Challenges in the Japanese Quality Assurance System,” *International Journal of Institutional Research and Management*, 1, 83-102 (2017).

(学会発表等)

高橋望，渋井進，野田文香（2016）「機関別認証評価の大学アンケート分析 から見えるもの — 第1サイクルと第2サイクルの比較を中心に —」第5回大学 情報・機関調査研究集会（2016年7月12日）.

Susumu SHIBUI, Nozomi TAKAHASHI, and NODA Ayaka, “Visualization of the cognitive dimensions for evaluating universities by means of the content analysis of evaluation reports,” *International Meeting of the Psychonomic Society PS 2016* (2016年5月7日).

(報告書等)

大学改革支援・学位授与機構（2017）『平成 27 年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』

大学改革支援・学位授与機構（2017）『平成 27 年度に実施した大学機関別選択評価に関する検証結果報告書(大学)』

大学改革支援・学位授与機構（2017）『平成 26 年度及び平成 27 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書』

平成28年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

実績・参考データ

我が国の学位が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するために必要な制度的条件を明らかにすること、及び学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位・単位制度に関する理論的基底を把握することを目的として、機構の学位授与制度と我が国の高等教育政策に資する調査研究を行った。

学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究

機構の第3期中期目標・中期計画期間に合わせて、高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政担当の文部科学省関係者、及び研究開発部教員からなる「学位システム研究会（第3期）」を平成26年度に発足させ、学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について比較研究を進めている。

平成28年度には、2年間にわたる「高等教育レベルの職業教育と学位に関する7か国比較研究」の成果を、『高等教育における職業教育と学位ーアメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告ー』（大学評価・学位授与機構研究報告第2号）として平成28年8月に刊行した。

20世紀末以降の産業・職業構造の変化と高等教育のユニバーサル化の進展を受けて、大学における人材育成機能と、高等教育と職業との関係にも変化があらわれている。折しも日本では、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関のあり方が議論の俎上に載せられた。しかし高等教育（学士課程）レベルの職業教育が学位の取得に結びつき、その学位が国際的な通用性を確保するためには、学位授与権を有する高等教育機関の要件、学修・教育の内容と水準の質的保証を含めて、高等教育システムの構造と職業教育の位置づけに関する批判的な検討が必要である。こうした問題意識に基づき、『高等教育における職業教育と学位』では、各国の高等教育において職業教育がどのような位置を占めているかを、国際比較の枠組みと共通の調査項目を用いて明らかにすることを旨とした。本研究報告の各章は、いずれも3つの柱（1. 高等教育の制度、法的地位、2. システムの構造と機能、3. 政策の動向）から構成され、アメリカ、ヨーロッパ、東アジアの7か国の高等教育システムと職業教育との関係を、制度的、社会的、政策的側面から分析している。

この7か国比較研究から得られた知見を基に、各国の高等教育システムの変容を3つの軸から捉える一つの仮設（A. 教育内容の多様化・制度的な一元化、B. 標準化・シームレス化、C. 市場化・質保証）を示し、日本高等教育学会大会の口頭発表において特にアメリカ、ドイツの事例について、この仮設の妥当性を検証した（6月25日）。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

以上の成果に関して学位システム研究会で報告と意見交換を行い、高等教育における職業教育と学位に関する7か国比較研究を総括した（第3期第6回、10月24日）。さらに年度末に研究会を開催し、中央教育審議会に対する文部科学大臣の諮問「我が国の高等教育の将来構想について」（平成29年3月6日）と、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関して本国会（第193回）に提出された「学校教育法の一部を改正する法律案」の内容を踏まえて、特に学位にかかわる政策について議論し、次年度の研究課題の検討に向けて準備を整えた（第3期第7回、平成29年3月29日）。

このほか、ドイツの大学の学位（Bachelor, Master）課程と質保証に関する最新の動向を把握するため、ドイツ・アクレディテーション協議会、ヘルムート・シュミット大学（連邦軍大学）、ハンブルク州の私立大学を訪問して、関係者と意見交換を行い情報を収集した。また研究開発部教員が依頼を受けて、ドイツの産業・社会と専門職業教育に関する基調講演（平成28年11月11日、職業能力開発総合大学校）と、我が国の高等教育における教養教育の歴史と欧米の影響に関する講演を行った（平成29年3月4日、成城大学）。



学位システム研究会（平成29年3月29日）



『高等教育における職業教育と学位』研究報告第2号

機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会4件（中国3件、インドネシア1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。特に中国の中医薬大学に設置された専科修了者と職業技術学院（専科課程）の修了者については、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼し、また、インドネシアの産業ポリテクニク修了者については同国の研究・技術・高等教育省課長ほか高等教育関係者の助言を得て、申請資格の有無と基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修する年数と修得単位数）を慎重に確認して判定した。

○ 研究会等

（研究会）

学位システム研究会第3期第6回，平成28年10月24日，日本教育会館。

吉川裕美子「高等教育レベルの職業教育と学位に関する7か国比較研究の成果と課題」

学位システム研究会第3期第7回，平成29年3月29日，学術総合センター。

吉川裕美子「近未来の高等教育と学位一次期研究課題の検討に向けて」

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 学術論文・学会発表等

(学術論文等)

溝上智恵子，森利枝（2016）「アメリカの高等教育における職業教育と学位」，『高等教育における職業教育と学位』，大学評価・学位授与機構研究報告第2号，2016年8月，pp.19-34.

吉川裕美子（2016）「ドイツの高等教育における職業教育と学位」，『高等教育における職業教育と学位』，大学評価・学位授与機構研究報告第2号，2016年8月，pp.83-114.

吉川裕美子（2017）「ドイツの産業・社会と専門職業教育」，『技能と技術』，1/2017，pp.41-48.

(学会発表等)

石川裕之，大場淳，金子元久，夏目達也，篠原康正，南部広孝，濱中義隆，溝上智恵子，村田直樹，森利枝，吉川裕美子（2016）「大学と職業教育－7か国比較」，日本高等教育学会第19回大会，2016年6月25日，追手門学院大学.

吉川裕美子（2016）「ドイツの産業・社会と専門職業教育」，職業大フォーラム2016（基調講演），2016年11月11日，職業能力開発総合大学校.

森利枝（2017）「教養教育をどうとらえるか－歴史的視点から考える－」，成城大学共通教育センター連続公開講演会，平成29年3月4日，成城大学.

(報告書等)

大学改革支援・学位授与機構（2016）『高等教育における職業教育と学位－アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告』，大学評価・学位授与機構研究報告第2号，2016年8月.

平成28年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

実績・参考データ

学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学修の成果を単位として認めるための調査研究を実施した。また、我が国の大学の授与する学位の状況、及び学位に付記する名称を調査して、機構の授与する学位、及び学位の国際通用性を検討するための情報収集とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させるための調査研究を行った。

学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討

平成27年度から特例適用専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式による学位授与審査が開始され、申請者から提出された「学修総まとめ科目履修計画書」及び「学修総まとめ科目成果の要旨等」、並びに特例適用専攻科から提出された「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」の審査が実施された。これらの審査について、専門委員より付された各々の申請者に対するコメントと特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析し、平成28年5月に実施された専門委員会・部会での学修総まとめ科目の実施状況の審議に資するとともに、新たな審査方式の実施状況調査の資料とした。コメントの分析結果から、特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等が抽出された。専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、早急に改善を要する問題点は当該特例適用専攻科に、また共通する問題点については学位審査会委員長コメントとしてすべての特例適用専攻科に8月下旬に通知された。

認定専攻科に対する特例の適用認定に係る審査においては、平成27年度に実施された審査の結果、専攻科に置かれた同一の専攻に対して、機構の審査上の区分である「専攻の区分」ごとに教員審査の基準が異なること、また専攻科の同一の専攻の授業科目に対して、「専攻の区分」ごとに専門科目、関連科目などの「科目の区分」が異なる判定となる場合があること等の問題が指摘されている。これらの問題を解決するために、関係する工学系専門委員会の各部会の主査と副主査による意見交換会を9月29日に開催し、専門委員間の意識統一を図るとともに対応策を協議した。この協議の結果、特例適用審査における問題点の改善方策として8項目の対応策が合意され、この8項目について11月開催の専門委員会・部会において了承された。この8項目の合意事項は平成29年度の審査から適用されることとなる。

さらに平成29年度には、特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

攻科レビュー)が初めて実施されるが、特例適用専攻科は認定専攻科のうち所定の要件を満たすものとして学士の学位授与に係る特例の適用認定を受けた専攻科であることから、認定専攻科における教育の実施状況等の審査(認定専攻科レビュー)も行われなければならない。この2つの審査を具体的にどのように実施するかについて、研究開発部教員と学位審査課課員からなるレビュー実施検討WGで検討した。その結果、特例の適用認定を受けた専攻科に対しては、特例適用専攻科のレビューと認定専攻科のレビューを同一年度を実施することとし、29年度においては短期大学特例適用専攻科については2校3専攻、高等専門学校特例適用専攻科については11校25専攻を対象にレビューを実施することとし、対象校に対する説明会を平成29年3月22日に開催した。

機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証

平成27年度に特例適用専攻科見込み者1,510人から学位申請がなされ、1,489人に学士の学位が授与された。この1,489人に対して、新たな審査方式の検証を目的として、平成28年3月から4月にかけて学位取得の直後WEBアンケートを実施し、回答(824人、回答率55.3%)の解析を行った。この結果、高等専門学校の特例適用専攻科と短期大学の特例適用専攻科とは、学修総まとめ科目の課題設定の時期と方法、実施状況(実施時間や指導教員の指導時間等)に違いがあることが明らかとなった。また、学位取得者は新たな審査方式についてはおおむね満足しているという結果が得られた。この理由としては従来の審査方式に比して、専攻科の修了研究にかかる時間が増えたことが挙げられている。また、一般申請者の直後調査の解析法、特例適用専攻科修了見込み者に対するアンケート調査の次年度以降の実施方法について、研究開発部教員と学位審査課課員からなるアンケートWGにおいて検討した。

さらに新たな審査方式の実施による特例適用専攻科の教育状況の変化の調査を目的として、特例適用専攻科専攻長に対するWEBアンケートを8月後半から9月前半にかけて実施した。高等専門学校の特例適用専攻科専攻長からの回答(110専攻、回答率93.2%)の解析の結果は、9月29日に実施された工学系専門委員会の各部会の主査・副査意見交換会における資料として用いた。また、短期大学の特例適用専攻科専攻長に対するアンケート結果(18専攻、回答率100%)の解析を実施し、高等専門学校の特例適用専攻科へのアンケート結果と合わせて特例適用審査の実施の問題等を整理した。

また、平成28年度「学位審査会専門委員協議会」を研究開発部と学位審査課の協働の下に開催し(平成28年4月21日)、新任の専門委員(出席19人)に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明を行った。

以上に加えて、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価し、学位の授与を行うための組織として学位授与機構が設置されてから平成28年7月に25年を迎えたことを機に、調査研究協力者と学位審査課の助力を得て、学位授与事業25年間の成果と課題について、主にデータから分析を行った。その結果については研究開発部教員との議論を経て、機構の『大学評価・学位研究』に公表された。

学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

平成27年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、研究開発部と学位審査課が協働して、平成28年2月から3月にかけて全国の国

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

公私立大学を対象にオンライン調査を実施した。平成28年度には、研究開発部でこの調査結果の分析を進め、学位に付記する専攻分野の名称は、学士723種、修士698種、博士458種であること、また、例えば学士の学位に関しては、全体の約66%が、唯一の大学で用いられている付記名称であることなどを明らかにした。これらの結果を含めた学位に付記する専攻分野の名称の経年変化について、平成28年9月13日に開催された機構の調査研究実施状況中間報告会で報告し、11月14日には付記名称（和文表記）のデータを学科系統別（「学科系統分類表」における中分類ごと）に集計した結果をウェブサイト上に公表して、機構外からの閲覧に供した。さらに、学位に付記する専門分野の名称の細分化の傾向を大学の特性ごとに整理して、研究開発部の特任研究員と教員が共同して研究開発部研究会（11月15日）で発表した。

○ 事業関連説明会・研修会等

（説明会）

複合専攻の審査に係る意見交換会，平成28年9月29日，大学改革支援・学位授与機構 竹橋オフィス11階会議室。

越 光男，菊池和朗（各事項の説明）

1. 特例適用専攻科に対するアンケート結果について
2. 高等専門学校専攻科の分野構成について
3. 教員審査における審査基準について
4. 科目表審査について
5. 指導教員の研究業績と「個表」のテーマの関連について

大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会，平成29年2月4日，大阪私学会館。

森 利枝「学位取得のための単位の修得－考え方と方法－」

越 光男「学修成果の作成および試験についての留意事項」

特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査に係る説明会，平成29年3月22日，大学改革支援・学位授与機構3階会議室。

越 光男（質問等への対応）

（研修会）

平成28年度学位審査会専門委員協議会，平成28年4月21日，大学改革支援・学位授与機構。

吉川裕美子「学位授与制度の概要」

森 利枝 「単位積み上げ型の学位授与」

（修得単位の審査と学修成果・試験の審査）

奈良 信雄「省庁大学校の課程認定と学位授与」

宮崎 和光「単位積み上げ型の学位授与」（小論文試験の作題と合否判定）

六車 正章「短期大学・高等専門学校専攻科の認定」

越 光男 「短期大学・高等専門学校専攻科に対する特例の適用認定と修了者への学位授与」

○ 学術論文・学会発表等

（学術論文等）

山田道夫（2017）「学位授与事業の25年－データから見る成果と課題－」，『大学評価・学位研究』第18号，pp.37-53.

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(学会発表等)

森利枝 (2016) 「高等教育機関が授与する学位名称に関する世界の動向について」, チューニングによる大学教育のグローバル質保証研究会, 2016年9月8日, 国立教育政策研究所.

(報告書等)

学位に付記する専攻分野の名称 (平成28年11月14日公開)

平成27年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧 (学士)

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H27meishou_bachelor.pdf

平成27年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧 (修士)

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H27meishou_master.pdf

平成27年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧 (博士)

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H27meishou_doctor.pdf

平成28年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

実績・参考データ

大学ポートレートとその基盤情報としての大学情報のデータベースの開発及び運用支援を通じて、高等教育の質保証や大学評価等に有効な情報の活用に関する研究を行った。また、発展性のあるデータベースと情報処理システムの研究、機構の事業に対する情報技術による支援のための技術開発を行った。

大学ポートレート及び大学情報のデータベースの活用のための技術開発

大学情報の収集・分析・提供システム（大学ポートレートシステム）の改良に資する研究開発として、システムへの情報提供機能（大学ニュース：RSS/ATOM）の追加と利用履歴の分析、検索機能の検討（全文検索システム）、ウェブサイト改良のための検討と修正を行った（レスポンシブデザインのプロトタイプの開発等）。大学情報の分析方法の開発に向け平成28年度前期に公表した大学基本情報（国公立大学5年分）のWeb APIの開発と改良を行った。Web APIを用いた大学情報の分析ツール（指標探索ツール）の開発を行い、データ分析方法のいくつかの例を国立大学協会評価委員会において説明した（1月）。

また、大学情報の評価・分析方法の研究とツールの研究開発として、高等教育に係る文書情報の分析等の研究及び機構事業のための情報支援ツールを開発して利用に供した。

(<http://jheds.jp/JPportrait2/>) また、これらのツールを用いた大学ポートレート公表情報の文書情報（大学・学部の目的と3ポリシー）の抽出ツールの試作、テキスト分析ツール（形態素解析と頻度解析の簡易ツール）の検討、アンケート等の文書情報の分析を行い、事例として公開している。大学ポートレートで公表されているアドミッションポリシー間の類似度についての検討を行った。また、各大学から提出される大学情報の信頼度を高めるための方法について検討を行った。

さらに、事業との連携業務として、情報支援ツール（国立大学法人評価における「研究業績リスト」収集・整理ツール）の開発、及び高等教育に関する質保証関係「用語集」のオンライン版の開発を行った。アンケートや日程調整のシステム開発の検討を行った。

○ 事業関連説明会・研修等

(説明会)

国立大学協会大学評価委員会，平成29年1月30日，学術総合センター

武市正人・井田正明「大学ポートレートと大学情報の活用について」

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 研究会等

(研究会)

大学ポートレート大学情報活用研究会（第1回）．平成28年8月31日，学術総合センター．
武市正人、井田正明．

○ 論文・学会発表等

(学術論文等)

井田正明（2017）「大学組織情報の提供と分析」，大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ，『グローバル人材教育とその質保証－高等教育機関の課題』，ぎょうせい，pp.107-114, 2017.

(学会発表等)

Masaaki IDA, Masato TAKEICHI (2016) “Data Providing Service of Japanese College and University Portraits, International Conference on The New Frontiers of Teaching and Learning Quality Assurance in Higher Education”, Macao Inst. of Tech. and Asia Pacific Quality Network (Macau, China), 22-24 November 2016. (Proceedings 論文は2017年度発行予定)

井田正明（2016）「文書情報の変動による分析結果への影響に関する考察」，第32回ファジィシステムシンポジウム，日本知能情報ファジィ学会，pp.393-394, 2016.

井田正明，高萩栄一郎（2016）「社会科学系におけるWeb APIを用いたオープンデータ分析の教育」，FIT2016，情報処理学会，Vol.3, pp.489-490, 2016.

井田正明，高萩栄一郎（2016）「財務分析とWeb APIを利用したプログラミングの教育」，第27回ソフトサイエンス・ワークショップ，日本知能情報ファジィ学会，pp.59-60, 2017.

平成28年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

実績・参考データ

高等教育の質保証を確立するために、評価機関等による外部質保証の位置付けを明確にしつつ、大学等の内部質保証システムも含めて、自律的な質保証システムの構築に向けた検討を行うとともに、質保証のためのさまざまな手法について調査を行った。また、学習成果の評価手法を追究するとともに、具体的な指標設定のためのチェックリストを開発した。

高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発

大学の内部質保証と民間的手法に係る政策について分析をすべく、テキストマイニング分析を行った。具体的には、NPMや行政改革を通じて、民間的手法・発想に係る言及の多かった3つの政権、すなわち中曽根政権、橋本政権、小泉政権に焦点をあて、内閣レベル（経済諮問会議や規制改革会議など）の公開文書と府省レベル（大学審議会、中教審）の答申文書NPM、大学内部質保証に係る用語からの出現頻度、共起による構造を分析した。さらに、コレスポネンス分析を用いて、統計的にその傾向を確認した。その結果、「民間的手法」は内閣文書のみで、文科省の答申において出現していないことがわかった。代わりに「質保証」「評価」が出現していることから、内閣（特に、小泉内閣）における大学政策議論では「民間的手法」やNPM関連用語が頻繁に用いられているが、文科省においてはそれが避けられ、質保証という言葉が用いられていることがわかった。本来、省庁は内閣の方針に準じるものであるが、「民間的手法」については食い違いがあると思われる。なお、分析結果から「民間的手法」が漠然とではあるが「経営」という言葉と近い意味で用いられていることもわかってきた。

また、上記作業と並行して、私立大学（MBA）の内部質保証に係るヒアリングを実施した。この大学はAACSB（米国）、EFMD(欧州)の双方から国際認証を取得しているが、MBAの国際競争に参入するために必要なパスポートとして位置付けている。しかし、内部質保証については、収入基盤と獲得学生数が直結しているため、国際認証というよりも学生の評価を重視し、定期的に3ポリシー、カリキュラムや教材、教員構成の見直しを行い実施していることがわかった。

質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供

Evaluability Assessment研究会を平成28年11月、12月に開催し、教材となる事例及びファシリテーション法の開発を行った。事例については、入試広報を題材に選び、研究会メンバーの大学から失敗事例を集め、それらを参考にしながら、入試広報に苦勞する事例（架空大学）を完成された。その上で、研究会メンバーで試行を行い、ファシリテーション方法にかかる改善・修正を試みた。12月16日に「自己評価力を向上させるためのワークショップ」を開催したが、全国の国公私立大学から30人（定員）が集まり、研究会メンバーがファシリテーターとなり、本教材を用いて終日にわたり、講義とグループワークを実施した。また、3月29日に研究会を開催し、参加者アンケート結果を基に、事例作成方法、ファシリテーションの改善点について議論した。

教育成果にかかる指標のチェックリストの開発

教育成果にかかる指標のチェックリストの作成と有用性の検討を行った。指標のチェックリストに関する研究成果は、平成28年5月28日に、日本評価学会で発表するとともに、学術誌である『大学評価・学位研究』第18号に掲載された。有用性の検討のために、指標に関する研究会を平成28年7月、9月及び平成29年3月に開催した。スーパーグローバル大学創成支援事業の構想調書に大学が記載を求められた指標を題材に、採択大学の事業担当者を対象に、チェックリストを用いて指標の妥当性を求める調査計画を立て、WEBアンケート調査を行った。国立、私立大学の複数の事業担当者にアンケート調査を実施し、評価結果を基にチェックリストの評価結果を統計的に分析した。被験者の違いや指標の違いによる評価の一貫性から信頼性係数を算出した結果、高い数値が得られ、チェックリストの有用性が確認された。さらに、大学が独自で設定した指標と申請書で既に設定されている指標との間での妥当性評価値の差や、アンケート自由記述欄の分析を通して、大学の指標に対する認識に関する特性が明らかとなった。

評価書分析による内部質保証の認識に関する研究

大学が「内部質保証」をどのように捉えているか、大学間でその認識にどのような差異があるかを定量的に明らかにし、大学の内部質保証システム構築を支援・促進するための基礎データとして提供することを目的とした。テキストマイニング手法を用いて、大学が自己評価書に記述した内部質保証に関する指標・エビデンスを抽出し、多変量解析を用いた分析によって、大学の認識の多様性を可視化した。頻出語の経年推移から大学の認識の変化が明らかになり、自己組織化マップ及びクラスター分析を適用することで記述パターンを類型化した。これらの成果は平成28年12月7日に電子情報通信学会HCGシンポジウム、平成29年1月5日にHICE2017において発表し、平成29年2月2日にINQAAHE年次総会にて発表を行った。また、平成29年2月17日に、九州地区大学IR機構から依頼を受け講演を行った。

教育研究評価のための新たな指標・基準及び評価方法の開発

教育研究活動の定量的分析については、大学の学部単位での論文データ等の整理・分析

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

に着手し、複数の組織シソーラスから学部・学科レベルの英語シソーラスを作成し予備的分析を行った。今後、その他のデータと結合させるとともに、政策研究大学院大学との共同研究の下で米英日の大学の戦略や目標・計画の分析を行い、大学の教育研究活動を把握するのに有効な指標の検討・分析を行っている。また、JSTとの共同研究の下で特に日本語論文についてのピアレビュー支援情報の検討に着手し、研究業績の各種データベースにおけるカバー状況の把握を進めた。あわせて10月に開催されるG7研究評価会合に出席し、大学研究評価の各国最新情報について情報収集を行った。

大学改革評価の基準に関する調査研究

大学改革が進む中での大学評価や大学支援の方策の検討として、平成28年10月に開催されたEUA Funding Forumに出席し、大学の財政的持続可能性の対応状況について情報収集を行うとともに、英国の2大学とHEFCEに対してヒアリングを行い、財政的持続性の現在の課題やその分析状況を把握した。

○ 事業関連説明会・研修等

(研修会)

EAワークショップ(平成28年12月16日)。学術総合センター。

○ 研究会等

(研究会)

Evaluability Assessment研究会。第1回(平成28年11月30日、第2回(平成28年12月16日)、第3回(平成29年3月29日)。学術総合センター。

○ 学術論文・学会発表等

(学術論文等)

洪井進、浅野茂、橋本貴充、小野宏、小野達也、山崎その、田中弥生(2017)「自己評価力向上支援のための評価指標設定に関するチェックリストの開発」。大学評価・学位研究 18 21-36 2017年3月

森利枝(2016)「4章1節・大学のダッシュボードを作る」, 「4章3節・SWOT分析」, 小林雅之・山田礼子編著『大学のIR:意思決定支援のための情報収集と分析』, 慶應義塾大学出版会、pp. 45-55, pp. 62-69

森利枝・堺完(2016)「短期大学学生の進学動機と将来展望—JJCSSの結果から」, 山田礼子編著『高等教育の質とその評価』, 東信堂

ジョン・ホーキンス(森利枝訳)「高等教育と質の問題」, 山田礼子編著『高等教育の質とその評価』, 東信堂

(学会発表等)

洪井進、田中弥生(2016)「大学評価支援へ向けた指標設定のチェックリストの開発」。日本評価学会春季第13回全国大会 2016年5月28日

Susumu SHIBUI, Nozomi TAKAHASHI (2017) “An Exploratory Data Analysis of the Indicators and Evidence for Measuring the Internal Quality Assurance System”.INQAAHE Conference 2017 (2017年2月28日)

洪井進(2017)「大学評価と指標・エビデンス」。九州地区大学IR機構勉強会(2017年2月

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

17日)

Susumu SHIBUI, Nozomi TAKAHASHI (2017)“Visualization of Indicators for Measuring the Internal Quality Assurance System in Japanese Universities”. The 15th Hawaii International Conference on Education 2017年1月5日

渋井進、高橋望「教育の内部質保証システムに対する大学の認識の多様性」．電子情報通信学会HCGシンポ

平成28年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

実績・参考データ

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みの検討を行った。

国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討

国際的な共同学位プログラムの質保証の検討に資するため、各国のアクレディテーション制度に関する情報の収集と分析、我が国の現状との比較検討を遂行している。これらの成果に基づき、7月に研究開発部教員が国際学会で質保証機関の機能の分析に関するポスター発表を行った。また8月には研究開発部教員による米国の法曹教育のプログラム・アクレディテーションの現状及び大学の情報公開の課題に関する論考が学術誌に掲載された。次いで12月には、研究開発部教員による米国のインスティテューショナル・リサーチに関する論考が学術誌に掲載された。

東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発

平成27年度までに実施した「東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質を保証するための手法に関する調査」において開発した「チェックリスト」の内容を検討・精査し、「チェックリスト」の改良及び当初企画したナビゲーション・マップに代わりうるチェックリストのツール化及びプログラムのデザインに関する指針の原案（手引書の改訂案）作成のため、国内大学を対象にしたオンライン・アンケート調査を開発・実施し、12月までに国内の大学の共同教育プログラムの担当者から18件の回答を得て分析を行った。分析結果は概要としてとりまとめ、回答結果の送付を希望した8大学に送付した。これら8大学のうち3大学から追加的情報収集のためのヒアリングにつき許諾が得られ、うち1大学に対するヒアリングを実施した。これと並行して、平成28年4月にはベトナムの日越大学を対象に「チェックリスト」の妥当性について、ヒアリング調査を行った。さらに、7月4～6日には、タイの全国教育水準・質評価局(ONESQA)、東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター(SEAMEO-RIHED)、高等教育局(OHEC)を訪問し、また同月19日にマレーシア資格機構(MQA)、21日にはベトナムの教育試験評価局(GDETA)とのウェブ会議をもって、東南アジアの質保証機関を中心とした「国境を越えた高等教育(Cross-

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

Border Higher Education) 」及び「チェックリスト」に関するヒアリング調査を実施した。これらに基づき、平成29年3月7日には、研究開発部教員が米国・ジョージア州アトランタで開催の比較国際教育学会(CIES)で口頭発表を行った。

さらに、3月28日には、ASEAN地域の大学連合の質保証機能を負っているAUN-QAがマレーシアで開催した国際会議において、研究開発部教員が我が国の高等教育の質保証の現状と課題について講演し、パネルディスカッションに参加した。

学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討

平成27年度まで研究開発部と評価事業部の協働で遂行した、国内大学における外国での学修履歴と海外で修得した単位の認定業務 (Foreign Credential Evaluation: FCE) の実態や課題及び欧州各国の情報センター (National Information Center: NIC) に関する調査の成果に基づき、我が国におけるNICの設置を視野に入れつつさらなる国際的な情勢の調査と分析を継続している。

これらに基づき、平成28年9月17日には、研究開発部教員が、国内学会の国際部会において我が国と韓国のFCE及びNICの設立準備に関する状況の比較検討の結果について口頭発表を行った。さらに、10月11日には我が国におけるFCEへの要請や我が国のNICに対する国際的な要請に関する調査の結果を研究開発部教員が分析し、国内の研究会で報告し、次いで平成29年1月25日にはさらなる分析と検討の成果を国際会議で報告した。

平成28年10月14日には、我が国の高等教育資格の国際通用性の確保を視野に入れ、韓国の嶺南大学校高等教育政策研究所において我が国の国立大学に関する政策動向について、研究開発部教員が講演を行った。

国際通用性の改善を視野に入れて、6-4-4制の学校段階システムを6-4-2-4制に改革したフィリピンの最新事例について調査し、共同研究者による論考を研究開発部教員が日本語訳して平成29年1月1日付で国内大学団体の機関紙に発表し、さらに調査を進展させて機構内の調査研究実施状況報告会で報告した。

機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会4件(中国3件、インドネシア1件)に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。特に中国の中医薬大学に設置された専科修了者と職業技術学院(専科課程)の修了者については、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼し、また、インドネシアの産業ポリテクニク修了者については同国の研究・技術・高等教育省課長ほか高等教育関係者の助言を得て、申請資格の有無と基礎資格を有する者の区分(日本の大学等で学修する年数と修得単位数)を慎重に確認して判定した。(再掲)

○ 論文・学会発表等

(学術論文等)

森利枝(2016)「米国のア krediteーションの動向」, 『IDE—現代の高等教育』, IDE大学協会, No.583, 8-9月号, pp.45-49

森利枝(2016)「米国のIRとAIR」, 『IDE—現代の高等教育』, IDE大学協会, No.586, 12

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

月号, pp.55-60

ヴェトリオロ（森利枝訳）（2017）「フィリピンの初等中等教育改革と高等教育へのインパクトー国際競争力の向上を目指したK-12の枠組みー」, 教育学術新聞2670号, 平成29年1月1日

(学会発表等)

Kiyoko SAITO (2016) “The New Role of Accreditation”, IIAI AAI 2016, 5th International Congress on Advanced Applied Informatics, International Institute of Applied Informatics, July 12th, 2016, Kumamoto City International Center.

Rie MORI (2016) “Development of Qualification-Recognition Mechanisms in East Asian Higher Education Systems”, 日本教育社会学会第68回大会 平成28年9月17日, 名古屋大学.

森利枝、吉川裕美子（2017）「日本におけるFCEおよびNICの需要と展望」, 外国学歴・資格認証(FCE)にかかわるセミナー&ワークショップ, 平成29年1月25日, 東洋大学.

Kiyoko SAITO and Sounghhee KIM (2017) “Maturity Level of Quality Assurance for Cross Border Higher Education in Japan”, CIES 2017, Comparative and International Education Society, March 7th, 2017, Atlanta, Georgia.

Rie MORI (2017) “Quality Assurance of Higher Education in Japan: In Search of Sustainable Practices”, AUN-QA International Conference 2017, March 28th, 2017, Universiti Kebangsaan Malaysia.

Rie MORI (2016) “The Mission of National Universities in Japan: How it came to where it is today, and where will it be?”, International Seminar, October 14th, 2016, Higher Education Policy Research Institute, Yeungnam University, Korea.

平成28年度計画

7 調査研究

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

実績・参考データ

研究開発部が中心となり事業担当部課と連携して実施し、その成果を直接、各事業に反映させた調査研究課題、及び成果を事業の改善に活用した事業の実施結果に対する実践的研究として、以下の事例があげられる。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

《国立大学法人評価の在り方に関する調査研究》

平成28年度に実施した国立大学法人評価における研究業績水準判定について、国立大学評価室と連携して評価者に対してアンケート調査を行い、9月末までに方法の妥当性や新たに評価者へ提供した資料の有効性を検証した。また、現況分析の評価者に対してもアンケート調査票を作成して回答を得た。さらに、達成度評価の評価者についてもアンケート調査票の作成を年度中に行った。

《アンケート調査等による各種評価の検証》

機関別認証評価の検証については、平成27年度実施分について現状の検証方法により、評価企画課と協力して検証報告書3編を年度内に刊行した。また、法科大学院認証評価の第2サイクルに関するオーバービューについて評価支援課の協力を得て資料を収集し、資料の分析を進め、平成29年6月に公表する予定としている。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会4件（中国3件、インドネシア1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。

《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》

平成27年度から特例適用専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式による学位授与審査が開始され、専門委員より付された各々の申請者に対するコメントと特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析した。コメントの分析結果を基に、関係する部会の主査と副主査による意見交換会を開催し、専門委員間の意識統一を

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

図るとともに対応策を協議し、合意事項を平成29年度の審査から適用することとした。

《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》

平成27年度に特例適用専攻科見込み者1,510人から学位申請がなされ、1,489人に学士の学位が授与された。この1,489人に対して、新たな審査方式の検証を目的として、平成28年3月から4月にかけて学位取得の直後WEBアンケートを実施し、回答（824人、回答率55.3%）の解析を行った。さらに新たな審査方式の実施による特例適用専攻科の教育状況の変化の調査を目的として、特例適用専攻科専攻長に対するWEBアンケートを実施した。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

《大学ポートレート及び大学情報のデータベースの活用のための技術開発》

大学情報の収集・分析・提供システム（大学ポートレートシステム）の改良に資する研究開発として、システムへの情報提供機能（大学ニュース：RSS/ATOM）の追加と利用履歴の分析、検索機能の検討（全文検索システム）、ウェブサイト改良のための検討と修正を行った（レスポンスデザインのプロトタイプの開発等）。また、事業との連携業務として、情報支援ツール（国立大学法人評価における「研究業績リスト」収集・整理ツール）の開発、及び高等教育に関する質保証関係「用語集」のオンライン版の開発、アンケートや日程調整のシステム開発の検討を行った。

《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》

Evaluability Assessment研究会を平成28年11月、12月に開催し、教材となる事例及びファシリテーション法の開発を行った。事例については、入試広報を題材に選び、研究会メンバーの大学から失敗事例を集め、それらを参考にしながら、講義とグループワークを実施した。

《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》

平成27年度まで研究開発部と評価事業部の協働で遂行した、国内大学における外国での学修履歴と海外で修得した単位の認定業務（Foreign Credential Evaluation: FCE）の実態や課題及び欧州各国の情報センター（National Information Center: NIC）に関する調査の成果に基づき、我が国におけるNICの設置を視野に入れつつさらなる国際的な情勢の調査と分析を継続した。

平成28年度計画

7 調査研究

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

実績・参考データ

調査研究の成果のうちで、社会及び高等教育関係者への参照情報として提供したのものには、以下のような事例があげられる。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

《分野別質保証の在り方に関する調査研究》

平成27年度に実施した文部科学省委託調査「我が国における大学教育の分野別質保証の在り方に関する調査研究」の調査内容の分析やとりまとめを行い、報告書を公表するとともに、学会発表を行った。

《内部質保証システムの在り方に関する調査研究》

今後の認証評価が内部質保証を重視したシステムに転換する必要があることから、内部質保証システムやプログラム・レビューに関するガイドラインの作成に着手した。11月より文部科学省の委託を受け、「教育の内部質保証に関するガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、大学における内部質保証システムのあり方や、その中で核となるプログラム・レビューの実施方法や基準の例示をしている。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》

平成28年度には、2年間にわたる「高等教育レベルの職業教育と学位に関する7か国比較研究」の成果を、『高等教育における職業教育と学位ーアメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告ー』（大学評価・学位授与機構研究報告第2号）として平成28年8月に刊行した。

《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》

平成27年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、研究開発部と学位審査課が協働して、平成28年2月から3月にかけて全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を実施し、機構ウェブサイト上に公表して、機構外からの閲覧に供した。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

《高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発》

大学の内部質保証と民間的手法にかかる政策について分析し、「民間的手法」は内閣文書のみで、文科省の答申において出現していないこと、及び、代わりに「質保証」「評価」が出現していることが判明した。上記作業と並行して、私立大学（MBA）の内部質保証にかかるヒアリングを実施した。

《教育成果にかかる指標のチェックリストの開発》

教育成果にかかる指標のチェックリストの作成と有用性の検討を行い、スーパーグローバル大学創成支援事業の構想調書に大学が記載を求められた指標を題材に、採択大学の事業担当者を対象に、チェックリストを用いて指標の妥当性を求める調査計画を立て、WEBアンケート調査を行った。

《評価書分析による内部質保証の認識に関する研究》

大学が「内部質保証」をどのように捉えているか、大学間でその認識にどのような差異があるかを定量的に明らかにし、大学の内部質保証システム構築を支援・促進するための基礎データとして提供することを目的として、大学が自己評価書に記述した内部質保証に関する指標・エビデンスを抽出し、多変量解析を用いた分析によって、大学の認識の多様性を可視化した。

《教育研究評価のための新たな指標・基準及び評価方法の開発》

教育研究活動の定量的分析については、大学の学部単位での論文データ等の整理・分析に着手し、複数の組織シソーラスから学部・学科レベルの英語シソーラスを作成し予備的分析を行った。

《大学改革評価の基準に関する調査研究》

大学改革が進む中での大学評価や大学支援の方策の検討として、平成28年10月に開催されたEUA Funding Forumに出席し、大学の財政的持続可能性の対応状況について情報収集を行うとともに、英国の2大学とHEFCEに対してヒアリングを行い、財政的持続性の現在の課題やその分析状況を把握した。

《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》

国際的な共同学位プログラムの質保証の検討に資するため、各国のアク্রেディテーション制度に関する情報の収集と分析、我が国の現状との比較検討を行った。

《東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》

平成27年度までに実施した「東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質を保証するための手法に関する調査」において開発した「チェックリスト」の内容を検討・精査し、チェックリストのツール化及びプログラムのデザインに関する指針の原案（手引書の改訂案）作成のため、国内大学を対象にしたオンライン・アンケート調査、及び東南アジアの質保証機関を対象としたヒアリング調査を実施した。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

これらの個別課題によるもののほか、機構が社会へ公開する以下の会合で、調査研究の成果について情報提供を行った。

大学質保証フォーラム

平成28年8月に、「平成28年度大学質保証フォーラム ―質保証、だれが何をどうするか―」（シンポジウム）を開催し、基調講演、及びパネルディスカッションにより、活発な議論が交わされた。

さらに、調査研究に関わる以下の活動によって、社会における成果を公表した。

学術誌の発行等による調査研究の成果の提供

機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、大学評価及び学位授与を中心として、国内外の高等教育関連の研究者から投稿された論文、研究ノート、資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』第18号（平成29年3月）を刊行した。本号には、論文1件、研究ノート・資料2件を収録した。

『大学評価・学位授与研究』第18号の冊子を関係高等教育機関等へ送付するとともに、ウェブサイト及び「大学改革支援・学位授与機構 学術リポジトリ」にも掲載し、研究成果の公表・提供を行った。

各研究者の研究業績等を、科学技術振興機構の「researchmap」サービス等を利用して社会に公表した。

- 学術誌「大学評価・学位研究」
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/gakujutsushi/



平成28年度計画

7 調査研究

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

実績・参考データ

関連学協会等の論文誌等に査読を受けて公表した学術論文等、関連学協会等の学会発表等、機構が発行した報告書等、及び研究会開催の状況、並びに事業関連説明会・研修等については、(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究の各項に具体的に記載してある。それらの概要は以下のとおりである。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

(学術論文等) 5編 (うち国際学術誌2編)
(学会発表等) 3件 (うち国際会議1件)
(報告書等) 5編
(研究会) 10回

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

学術論文・学会発表等
(学術論文等) 4編
(学会発表等) 4件
(報告書等) 4編
(研究会) 2回

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

(学術論文等) 8編
(学会発表等) 15件 (うち国際会議8件)
(研究会) 4回

※学術誌の発行及びシンポジウムの開催については、「Ⅱ-7-(2)-② 社会への調査研究の成果の提供」に前掲。

その他

平成28年8月に、一橋講堂にて、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合による新法人発足の記念式典を開催した。



法人統合記念式典の様子

また、平成29年3月には、一橋講堂にて、「平成28年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構シンポジウム」を開催した。同シンポジウムは、大学改革の成果と課題を明らかにし、大学による主体的取組を支援するとともに、これらの活動を社会に広く発信することで、大学と社会の対話の契機とすることを目指し、平成28年度からの3年間、「大学と社会の対話を通して高等教育の発展を考える」を統一テーマとして開催することとしている。

平成28年度シンポジウムは、「先導的取組を通して大学改革の成果と課題を考えるーグローバル化と地方創生の観点からー」のテーマで開催し、高等教育関係者を中心に114人の参加があった。企業及び国公立の大学関係者による講演及びパネルディスカッションを通じて、グローバル化と地方創生に係る大学や企業の取組状況、成果、課題等が明らかになるとともに、グローバル化社会における人材育成、大学と社会の関係、グローバル化と地方創生の関係等について、会場参加者からの質問も踏まえ、活発な議論が交わされた。

大学改革支援・学位授与機構シンポジウム
**大学と社会の対話を通して
 高等教育の発展を考える**

平成28年4月1日に、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターは統合し、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」となりました。
 この機会に、当機構では、今年度からの3年間、「大学と社会の対話を通して高等教育の発展を考える」を統一テーマとするシンポジウムを開催いたします。
 第1回目である今回は、グローバル化と地方創生という2つの観点から、大学改革の成果と課題を検討します。

第1回テーマ
先導的取組を通して大学改革の成果と課題を考える
 ーグローバル化と地方創生の観点からー

第一部「グローバル化と大学改革」
 講演 井原 徹 日本自動車株式会社 人事本部部長 (日本オシロノマシン社)
 横山 研治 立命館アジア太平洋大学 副学長/学校法人立命館 理事長

第二部「地方創生と大学改革」
 講演 眞鍋 和博 北九州国立大学 地域創生学群学長/地域共生教育センター長
 植木 和宏 特定非営利活動法人タウンセンターネットワーク九州 理事長
 仁科 弘重 産業大学 理事長 (社会連携：海外)
 宮崎 修 産業大学 経営学イノベーションセンター地域連携・研究支援室長 (国産中央共同研究員)

第三部 パネルディスカッション
 井原 徹 横山 研治 眞鍋 和博
 植木 和宏 仁科 弘重 宮崎 修
 井上 隆子 文部科学省 高等教育局長/独立行政法人大学評価・学位授与機構 理事長
 藤田 崇博 大学改革推進 学術振興局長
 吉武 博通 (コーディネーター) 国立大学システムイノベーション推進機構 / 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部部長

入場無料
 事前登録制

【日時】平成29年3月10日(金)
 10:00~17:00 受付開始 9:30

【場所】一橋講堂
 東京都千代田区一ツ橋2-1-2

【アクセス】●東京メトロ東西線「竹橋」駅11分 徒歩4分
 ●東京メトロ半蔵門線 ●秋葉原駅 三田線
 「神保町」駅A5出口 徒歩4分

【申し込み方法】① http://www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/
 (大学改革支援・学位授与機構トップページ) シンポジウム
 にアクセス
 ② シンポジウム名をクリック
 ※ 右のQRコードからもアクセスできます

③ ページ下部の「お申込みはこちら」をクリック
 ④ 入力フォームに必要事項を入力して送信
 ※ 入力済みのメールアドレス、シンポジウム開催日の自動的
 利用します。

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
 〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話：042-307-1500 (電話受付時間：9:00~17:45)
 本ページは印刷版とは異なります。



左：シンポジウムフライヤー
 右：パネルディスカッションの様子

Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項 (中期目標Ⅳ)

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3 資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

自己評価の結果

中期計画・年度計画	評定	根拠
<p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 (中期目標Ⅳ)</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>Ⅳ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 82億円</p> <p>2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>B</p>	<p>セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。</p> <p>内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。</p> <p>固定的経費の削減の取組により、合計△1,500千円の削減を実現した。</p> <p>総人件費については、給与の改定及び退職手当減額支給措置等、国家公務員に準じた削減の取組を行っている。</p> <p>また、役職員の報酬・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、その検証結果や取組状況について公表した。</p> <p>平成28年4月～平成29年3月の小平第二住宅の入居率は95.8%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。</p> <p>また、「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成28年1月22日政令第一四号）（財務省）の制定・交付に基づき、宿舎使用料については、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、平成28年4月1日付で宿舎料の見直しを行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>

平成28年度計画（中期目標Ⅳ）

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

実績・参考データ

予算の適正かつ効率的な執行

業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント区分を設定し、セグメント情報を毎年開示している。

また、文部科学大臣に財務諸表等を提出するとともに、ウェブサイト（9月掲載）や官報掲載（10月掲載）により、内容を公表した。

【セグメント区分】

- ・教育研究活動等評価
 機関別認証評価
 分野別認証評価
 国立大学法人評価等
- ・国立大学施設支援
- ・学位授与
- ・質保証連携
- ・調査研究
- ・法人共通

【セグメント情報】

- ・事業費用
 - 事務費
 - 備品・消耗品費
 - 旅費交通費
 - 報酬・委託・手数料
 - 減価償却費
 - 給与及び賞与
 - 法定福利費
 - その他
 - 一般管理費
 - 財務費用
- ・事業収益
 - 運営費交付金収益
 - 補助金等収益
 - 手数料収入
 - 処分用資産賃貸収入
 - 処分用資産売却収入
 - 施設費交付金収益
 - 受取利息
 - 財務収益
- ・その他収入
- ・事業損益
- ・総資産
 - 流動資産
 - 固定資産
 - 有形固定資産
 - 建物
 - 構築物
 - 工具器具備品
 - 土地
 - その他の資産

監査の実施

内部監査については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務、予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、1月31日、2月16日、17日に定期監査を実施した。また、会計伝票、契約書類等の決裁書類の確認により、日常監査を行っており、業務の適切かつ効率的な執行を図っている。

監事監査については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会などの諸会議に監事が出席し、監査室のバックアップ体制により、その会議の席上で意見聴取しながら監査を実施し、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等を確認することで監査機能の充実を図っている。会計監査に関しては、平成27事業年度の財務諸表等に対する意見聴取を会計監査人と連携し、平成28年6月27日に実施した。重点事項である調達等合理化計画の点検と業務に関する特定事項の監査については、契約

監視委員会（第1回6月17日、第2回3月書面審議）において、平成27年度調達等合理化計画の自己評価及び平成28年度調達等合理化計画の策定の点検を行うとともに、平成28年9月までの契約案件のうち随意契約、一者応札・応募を中心に7件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。また、上半期の業務の進捗状況を踏まえて機構の事務・事業のうち2月10日に学位授与事業、2月28日に施設費貸付・交付事業について関係部局からヒアリング等を実施し、内部統制の現状把握・課題への対応についての確認を行った。

さらに、平成28年10月12日に独立行政法人、特殊法人の監事・監査役が参加する「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」の第5部会において「監事監査における情報セキュリティ」をテーマとして討議を行い、部会活動報告をとりまとめ、平成29年1月30日の監事連絡会研修会で報告した。監事が監事連絡会の活動において、他の独立行政法人等と情報共有等を行い、機構における諸会議で役職員と意見交換等を行うことにより、監事機能の強化を図っている。

また、平成28年度より新たに監査契約を締結し、会計監査人による法定監査により、財務の状況に関する監査を充実させ、より適正な会計処理を実施している。

固定的経費の削減状況

業務の質の向上を図りつつ、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下のような取組等を通じて、効率的な運営を行うことにより、固定的経費の削減を進めている。

- ・ 会議資料のペーパーレス化により、用紙代・印刷代等のコストを削減した。（△639千円）
- ・ 電気料について、小平本館の電気需給契約を単年から複数年契約に見直し契約金額の削減に努めた。（△1,500千円）
- ・ 小平オフィスと竹橋オフィスとの業務の円滑化を図るため、使送業務の委託を行っている。

※総人件費の見直しについては、「Ⅲ－4 人件費の効率化」に後掲。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、 収支計画及び資金計画

Ⅳ 短期借入金の限度額

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

Ⅵ 剰余金の使途

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 82億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

自己評価の結果

中期計画・年度計画	評価	根拠
<p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 (中期目標Ⅳ)</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>Ⅳ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 82億円</p> <p>2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>B</p>	<p>セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。</p> <p>内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。</p> <p>固定的経費の削減の取組により、約△2,500千円の削減を実現した。</p> <p>総人件費については、給与の改定及び退職手当減額支給措置等、国家公務員に準じた削減の取組を行っている。</p> <p>また、役職員の報酬・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、その検証結果や取組状況について公表した。</p> <p>平成28年4月～平成29年3月の小平第二住宅の入居率は95.8%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。</p> <p>また、「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」(平成28年1月22日政令第一四号)(財務省)の制定・交付に基づき、宿舎使用料については、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、平成28年4月1日付で宿舎料の見直しを行った。以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>

平成28年度計画

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

実績・参考データ

収入

○ 平成28年度収入状況

(単位：千円)

収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
運営費交付金	2,168,628	2,168,628	0	
大学等認証評価手数料	174,356	166,223	△8,133	
学位授与審査手数料	126,177	118,404	△7,773	
大学ポータル運営負担金収入	0	80,324	80,324	
受託事業等収入	0	5,940	5,940	
寄附金等収入	0	2,012	2,012	
長期借入金等	62,400,000	56,653,211	△5,746,789	
長期貸付金等回収金	74,750,853	74,750,853	0	
長期貸付金等受取利息	10,001,093	8,727,486	△1,273,608	
財産処分収入	3,010,000	3,010,000	0	
財産賃貸収入	146,817	143,828	△2,989	
財産処分収入納付金	473,972	1,488,822	1,014,850	
有価証券利息	5,636	7,058	1,422	
その他	10,511	25,365	14,854	
計	153,268,043	147,348,153	△5,919,890	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

支出

○ 平成 28 年度支出状況

(単位：千円)

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,845,540	1,554,049	△291,491	
うち、人件費 (退職手当を除く)	1,011,347	1,001,099	△10,248	
うち、物件費	830,411	540,434	△289,977	
うち、退職手当	3,782	12,516	8,734	
大学等評価経費	174,356	185,131	10,775	
学位授与審査経費	126,177	118,404	△7,773	
大学ポータル運営負担金支出	0	80,324	80,324	
国際化拠点整備事業費	0	5,585	5,585	
寄附金支出	0	2,012	2,012	
一般管理費	333,599	433,981	100,382	
うち、人件費 (退職手当を除く)	164,530	255,870	91,340	
うち、物件費	165,498	178,111	12,613	
うち、退職手当	3,571	0	△3,571	
施設費貸付事業費	61,670,651	55,923,862	△5,746,789	
施設費交付事業費	4,000,000	3,861,907	△138,093	
長期借入金等償還	75,480,202	75,480,202	0	
長期借入金等支払利息	9,889,607	8,436,726	△1,452,881	
公租公課等	43,469	43,460	△9	
債券発行諸費	13,806	13,590	△216	
債券利息	97,681	60,228	△37,453	
計	153,675,088	146,199,456	△7,475,628	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項

収支計画

○ 平成 28 年度収支計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	17,417,884	15,642,895	△1,774,989
経常費用	17,417,884	15,642,895	△1,774,989
業務等経費	1,829,444	1,549,148	△280,371
大学等評価経費	174,356	185,853	11,497
学位授与審査経費	126,177	118,404	△7,773
大学ポータル運営負担金経費	0	80,324	80,324
国際化拠点整備事業費	0	2,012	2,012
寄附金経費	0	3,861,907	△138,093
施設費交付事業費	4,000,000	8,272,443	△1,527,776
支払利息	9,800,219	961,274	△37,112
処分用資産売却原価	998,386	611,529	165,695
その他の業務経費	43,469	439,772	107,737
一般管理費	332,035	158,159	58,166
減価償却費	99,993	13,598	△208
財務費用	13,806	76	76
臨時損失	0	76	76
固定資産除却損	0	15,652,527	△354,932
収益の部	16,007,459	15,652,451	△355,008
運営費交付金収益	2,150,968	1,963,635	△187,333
大学等認証評価手数料	174,356	166,223	△8,133
学位授与審査手数料	126,177	118,404	△7,773
大学ポータル運営負担金収益	0	80,324	80,324
補助金等収益	0	5,585	5,585
寄附金収益	0	2,012	2,012
処分用資産賃貸収入	146,817	143,828	△2,989
処分用資産売却収入	3,010,000	3,010,000	0
施設費交付金収益	473,972	1,488,822	1,014,850
受取利息	9,814,232	8,502,033	△1,312,199
財務収益	433	1,792	1,359
資産見返物品受贈額戻入	5,045	7,708	2,663
資産見返運営費交付金戻入	94,948	136,845	41,897
雑収入	10,511	25,240	14,729
臨時利益	0	76	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	76	76
純損失	1,410,425	0	0
大学改革支援・学位授与機構法第18条 積立金取崩額	1,410,425	0	0
総利益	0	9,556	9,556

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

○ 平成 28 年度資金計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	153,661,282	185,670,566	32,009,284
業務活動による支出	78,163,420	70,761,757	△7,401,663
投資活動による支出	17,660	39,415,001	39,397,341
財務活動による支出	75,480,202	75,493,807	13,605
次年度への繰越金	0	6,043,892	6,043,892
資金収入	159,143,892	190,231,470	31,087,578
業務活動による収入	90,866,098	90,710,249	△155,849
運営費交付金による収入	2,168,628	2,168,628	0
承継債務負担金債権の回収による収入	40,772,544	40,772,544	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	4,420,134	4,420,134	0
施設費貸付金の回収による収入	33,978,309	33,978,309	0
施設費貸付金に係る利息の受取額	5,580,960	4,307,352	△1,273,608
処分用資産の売却による収入	3,010,000	3,010,000	0
処分用資産の貸付による収入	146,817	143,828	△2,989
施設費交付金の納付による収入	473,972	1,488,822	1,014,850
利息及び配当金の受取額	3,690	5,284	1,594
その他の収入	311,044	415,348	104,304
投資活動による収入	5,891,600	42,881,600	36,990,000
財務活動による収入	62,386,194	56,639,621	△5,746,573
前年度からの繰越金	0	663,545	663,545

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

人件費の効率化

常勤役職員に係る人件費については、政府の方針を踏まえ、業務の特殊性及び業務量に応じた適正な職員配置を行いつつ、その効率化に努めている。平成 27 年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況について、平成 28 年 6 月に公表した。

また、平成 28 年 8 月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律及び関連人事院規則が改正されたことに伴い、役職員の給与規則等についても、国に準じて一部改正を行った。

なお、評価手数料収入により、機関別認証評価事業を実施するための人件費を賄った。
(中期目標・中期計画期間中)

※組織図及び職員数については、「I-2 人員の適正配置」に前掲。

- 平成27年度の給与水準の公表
<http://www.niad.ac.jp/entry-264.html>

- 年度別給与・報酬等支給総額
(大学改革支援・学位授与機構)

年 度	平成28年度
給与・報酬等支給総額 (千円)	1,173,619
比較増△減 (%)	—

- (旧大学評価支援・学位授与機構)

年 度	平成26年度	平成27年度
給与・報酬等支給総額 (千円)	863,036	865,109
比較増△減 (%)	—	0.2%

- (旧国立大学財務・経営センター)

年 度	平成26年度	平成27年度
給与・報酬等支給総額 (千円)	157,397	141,466
比較増△減 (%)	—	△10.1%

- 年度別対国家公務員指数
(大学改革支援・学位授与機構)

年 度		平成28年度
対国家公務員 指数の状況	年齢勘案	99.7
	年齢・地域勘案	99.3
	年齢・学歴勘案	98.3
	年齢・地域・ 学歴勘案	98.9

(旧大学評価支援・学位授与機構)

年 度		平成26年度	平成27年度
対国家公務員 指数の状況	年齢勘案	96.0	99.8
	年齢・地域勘案	98.2	100.6
	年齢・学歴勘案	94.9	98.8
	年齢・地域・ 学歴勘案	97.8	100.5

(旧国立大学財務・経営センター)

年 度		平成26年度	平成27年度
対国家公務員 指数の状況	年齢勘案	109.1	107.8
	年齢・地域勘案	95.8	97.2
	年齢・学歴勘案	111.3	106.7
	年齢・地域・ 学歴勘案	99.7	96.9

平成28年度計画

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 82億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

実績・参考データ

短期借入金を必要とする事態は生じなかった。

平成28年度計画

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

実績・参考データ

平成28年4月～平成29年3月の小平第二住宅の入居率は95.8%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。

また、「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成28年1月22日政令第一四号）（財務省）の制定・交付に基づき、宿舎使用料については、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、平成28年4月1日付で宿舎料の見直しを行った。

■ 平成28年度計画

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

■ 実績・参考データ

平成27年度決算においては、機関別認証評価事業において利益が発生し、積立金として整理した。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
<p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。</p>	<p>B</p>	<p>人員の適正配置を実施した。</p> <p>また、人事交流により幅広い人事の確保を図りつつ、業務の継続性にも配慮した。</p> <p>さらに、研修の実施により事務系職員の能力向上を図った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>

平成28年度計画

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

実績・参考データ

柔軟な組織体制の構築

教職員人事については、平成28年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。

今年度は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価に伴う業務量の増加（①13,475件の研究業績を判定、②1,429の学部・研究科の水準を判定する現況分析、③90法人の目標・計画に対する達成状況評価）に対応するため、評価事業部に評価企画課国立大学評価室を設置し、平成27年度は3係体制の13人が法人評価の業務に従事していたところ、平成28年度は8係体制とし、平成28年度当初32人（うち人事交流者27人）を増員し、評価企画課国立大学評価室を45人体制とした。

また、評価支援課を平成28年度当初8人減員し、20人体制とすることにより、機関別認証評価、法科大学院認証評価の申請校数に応じた人員配置とした。

なお、平成28年度末は評価企画課国立大学評価室を43人、評価支援課を19人の体制とし、業務量の増減等を踏まえた人員配置を行った。

国立大学財務・経営センターとの統合による組織改編については、審議役1人、管理部に調査役2人、参事1人を配置するとともに、管理部に国立大学施設支援課を設置し、9人配置した。

教員人事については、機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業に携わるため、平成28年4月に6人、7月に1人の専任教員（教授2人、特任教授2人、助教3人）を採用した。

人事交流による幅広い人材の確保

他機関との人事交流は、課長以上を除くすべての役職段階の職について58機関（77人）と実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保した。

実践的研修の実施、専門的研修事業の活用

機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要となる職員の資質及び能力の向上を図った。

① 実践的研修等（機構実施）

- ・ 大学等の質保証に関する機構職員研修（全職員を対象に平成28年6月、12月に実施。それぞれ128人、54人参加）
- ・ パソコン研修（全職員を対象に、総務省主催情報システム統一研修のCD-ROMを利用したeラーニングを四半期毎に実施。延べ29人参加）
- ・ 英語研修（原則として採用後3年以下のプロパー職員を対象に能力別にクラス分けを行い、平成28年11月から2月にかけて実施。30人受講）
- ・ メンタルヘルス研修（全職員を対象に平成28年9月に実施。101人参加）
- ・ ハラスメント研修（全職員を対象に平成28年9月に実施。85人参加）
- ・ ストレスチェック制度研修（全職員を対象に平成28年9月に実施。162人参加）

② 専門的研修等（外部機関実施）

放送大学の活用並びに情報システム、会計、人事及び知的財産等に関する研修等に参加（27件の研修、セミナー等に延べ58人参加）

③ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（平成28年4月から平成29年3月末まで事務系職員1人、平成29年2月から事務系職員1人派遣）

④ 海外派遣研修（事務系職員1人を平成29年2月から3月まで、オーストラリアへ派遣。豪州高等教育質・基準機構（TEQSA）でのスタッフ交流による実務研修及び豪州モナシュ大学附属英語学校（MUELC）での語学研修を行った）

⑤ 事務系職員の研修等助成（事務系職員が自主的に行う研修及び資格取得に係る経費を一部助成。2人に助成額を支給）

職員数の適正化

業務量の変動に応じた職員数の確保に努めつつ、各課・室の組織目標で業務効率化を掲げ、必要に応じ業務内容等の精査を行っている。

平成28年度期初の常勤職員数 179人

平成28年度期末の常勤職員数 177人

業務の継続性等を勘案し、国立大学法人等職員採用試験合格者から4月に5人、11月に1人を採用した。